



私たちのまちにとっての SDGs（持続可能な開発目標）

エス・ディー・ジーズ

－ 導入のためのガイドライン－

2018年3月版（第2版）

編集：自治体 SDGs ガイドライン検討委員会

発行：IBEC 一般財団法人
建築環境・省エネルギー機構
Institute for Building Environment and Energy Conservation

私たちのまちにとっての SDGs（持続可能な開発目標） －導入のためのガイドライン－ 目次

	はじめに	3
5	概要	
	・ 持続可能な開発と SDGs (Sustainable Development Goals)	5
	・ 自治体レベルで求められる SDGs 達成に向けた取組	6
	・ ガイドライン作成の目的、想定される読者像	8
10	・ 5 つのステップの構成	9
	・ 用語集	10
	ステップ 1 : SDGs の理解	
	1-1. SDGs: Sustainable Development Goals とは何か	12
15	1-2. SDGs の三層構造	12
	1-3. SDGs と自治体行政の役割の関係	17
	1-3-1. SDGs の各ゴールと自治体行政の関係	17
	1-3-2. 自治体レベルで SDGs 達成に取り組むことの必要性	21
	1-3-3. 自治体における SDGs 導入の枠組み	23
20	1-3-4. 自治体が SDGs 達成に取り組むことのメリット	24
	ステップ 2 : 取組体制	
	2-1. 自治体行政における垂直的連携と水平的連携の重要性	28
	2-2. ニッチからグローバルに至る垂直的連携	28
25	2-3. 関係するステークホルダーの明確化と水平的連携	29
	2-4. SDGs 推進体制の構築	31
	ステップ 3 : 目標と指標	
	3-1. 自治体レベルの取組の整理	36
30	3-1-1. 政府の SDGs 実施指針と自治体行政の関係の整理	36
	3-1-2. 自治体固有の課題の整理	38
	3-2. 政策目標と達成目標の設定	39
	3-2-1. 政策目標と達成目標の設定時に留意すべき事項	40
	3-2-2. 政策目標と達成目標の設定のありかた	41
35	3-3. 達成目標の進捗状況を計測する指標の設定	42
	3-3-1. 自治体版 SDGs 指標の整備	42
	3-3-2. 既往の指標の参照	44
	3-3-3. 達成目標の具体化	48

ステップ4：アクションプログラム

	4-1. 自治体版 SDGs アクションプログラムの策定	50
	4-2. 自治体版 SDGs アクションプログラムの実施	52
	4-2-1. 関係ステークホルダーの人材育成	52
5	4-2-2. 実現可能性を支えるファイナンスの充実	53
	4-2-3. 自治体間連携	57

ステップ5：フォローアップ

	5-1. フォローアップの仕組みの確立	60
10	5-2. 指標を用いた達成状況の計測と進捗状況のフォローアップ	61

参考資料

	参考資料 1. 自治体 SDGs チェックリスト	68
	参考資料 2. SDGs のターゲット・インディケーター（指標）の一覧	70
15	参考資料 3. SDGs グローバルインディケーター（指標）のローカライズの事例	81
	参考資料 4. 海外の自治体における SDGs の達成に向けた先駆的取組事例	83
	参考資料 5. 「環境未来都市」構想に係わる自治体における先駆的取組事例	88

参考文献

20	参考文献	94
	あとがき	96

コラム一覧

25	コラム 1 SDGs Goal11（都市 SDGs）	18
	コラム 2 ステークホルダーのマッピングの事例（建設部門を例に）	32
	コラム 3 課題やアイデア等を行政システムに導く体制の構築方法（事例）	33
	コラム 4 日本政府による 8 つの優先課題と SDGs のゴールの対応関係	37
	コラム 5 約 230 の SDGs グローバルインディケーター（指標）	47
30	コラム 6 独自性のある地域デザインを行うためのヒント （目標／指標の選択時における地域デザイン要素の因数分解）	58
	コラム 7 「環境未来都市」構想の活動概要	62
	コラム 8 地域再生に求められる 2 つの視点	63

はじめに

2015 年は今後の世界の持続可能な開発のあり方を左右する目標が次々と発表された特別な一年でした。9 月にニューヨークで開催された国連持続可能な開発サミットにおいて、SDGs（Sustainable Development Goals）を中核とする「持続可能な開発のための 2030

5 アジェンダ」が採択されました。その他、3 月に仙台で開催された第 3 回国連防災世界会議では新しい国際的防災指針である仙台防災枠組 2015-2030、11 月にパリで開かれた国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（UNFCCC-COP21）では気候変動対策の新しい枠組みであるパリ協定が採択されました。

- 10 上記の国際目標は国際機関、国、自治体、産業界、一般市民等の多様な主体が一丸となって協力しなければ達成できるものではありません。特に近年、国際目標の達成に際して、国だけでなく、Subnational level（都道府県、市区町村レベル）での取組、特に自治体の責任と役割の大きさが重要視されています。なぜなら、自治体は市民生活に最も密着した行政組織であり、それぞれの地域の歴史・文化や社会・経済などの実態を踏まえた現実的
- 15 で実効性の高い政策を打ち出し、実行に移す能力と責務を有しているからです。さらに、国の各省庁、地域の産業界や市民の間に立ち、政策目標の達成に向けた施策の実行に際して多様な主体間の連携を促すことも期待されています。2016 年 10 月にエクアドルで開催された国連人間居住計画主催の HABITATIII 会合でも、国際・地域・国家・地方のパートナーシップの構築を通して、持続可能なまちづくりを目指すという趣旨の宣言（New Urban
- 20 Agenda）が出されており、自治体の責任と役割は益々大きくなります。

- そのような流れの中、日本国政府は 2016 年 5 月に「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」（本部長：内閣総理大臣）を設置し、「持続可能な開発目標（SDGs）推進円卓会議」の議論を受けて、2016 年 12 月に「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を決定・発表
- 25 し、政府が地方自治体を含むあらゆるステークホルダーと協力して SDGs の推進に取り組むことを示しています。2017 年 6 月には、「自治体 SDGs 推進のための有識者検討会（座長：村上周三東京大学名誉教授）（事務局：内閣府地方創生推進事務局）」が設置され、地方創生における自治体 SDGs の達成のための方法論について検討が行われました。2017 年 7 月に開催された国連ハイレベル政治フォーラムでは、我が国の SDGs の取組状況が報告さ
- 30 れ、その中で本ガイドラインについても言及がなされました。2017 年 12 月には、内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局より「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2017 改訂版）」が発表され、地方公共団体における持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組の推進が目標として掲げられました。今後、益々自治体レベルで SDGs に取り組む機運が高まってくることが予想されます。

- 5 本資料は、国連で採択された 2030 アジェンダとその中核を成す SDGs の達成に向けて自治体レベルで取り組むためのガイドラインとして取り纏めたものです。国土交通省住宅局の支援の下、一般財団法人建築環境・省エネルギー機構内に設置された「自治体 SDGs ガイドライン検討委員会（委員長：村上周三東京大学名誉教授）」の活動成果の一部を取り纏めたものになっています。今後、「私たちのまちにとっての SDGs」として取り纏められた本ガイドラインが自治体行政において活用され、より豊かで持続可能なまちづくりや地域の活性化の一助となることを祈念します。

概要

持続可能な開発と SDGs (Sustainable Development Goals)

SDGs とは、人類及び地球の持続可能な開発のために達成すべき課題とその具体目標です。2000 年に同じく国連で採択された MDGs（Millennium Development Goals）で達成できなかった目標を含めて、向こう 15 年間、すなわち 2030 年までに実行、達成すべき事項を整理しています。

人類の発展と地球の持続の両立を実現するために、SDGs では以下の 5 つの P が基盤であると謳われています。

- ・ People（人間）
- ・ Planet（地球）
- ・ Prosperity（繁栄）
- ・ Peace（平和）
- ・ Partnership（パートナーシップ）

上記の 5 つの P に対応させる形で、日本政府は持続可能な開発目標（SDGs）実施指針と 8 つの優先課題（取組の柱）を掲げ、これらに重点的に取り組むこととしています。

1. あらゆる人々の活躍の推進（People）
2. 健康・長寿の達成（People）
3. 成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション（Prosperity）
4. 持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備（Prosperity）
5. 省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会（Planet）
6. 生物多様性、森林、海洋等の環境の保全（Planet）
7. 平和と安全・安心社会の実現（Peace）
8. SDGs 実施推進の体制と手段（Partnership）

次頁の概要図 1 に示すように、SDGs は達成すべき具体的目標として 17 のゴール、169 のターゲットを定めており、これらの目標の達成に向けた進捗状況を計測するための約 230 のインディケーター（ゴールやターゲットの達成度を定量的・定性的に測るための指標）が設けられています。上記の目標とターゲットは不可分且つ統合的なものであり、持続可能な開発を達成する上で重要とされる三つの側面、すなわち経済、社会、環境を調和させるものです。



1. 2030年に向けた国際目標
2. 三層構造: ゴール(17), ターゲット(169), インディケーター(232)
3. 進捗状況のモニタリングと評価
4. 全ての国、地域に普遍的に適用

概要図 1. 持続可能な開発目標(SDGs)の概要

自治体レベルで求められる SDGs 達成に向けた取組

- 5 SDGs では貧困の撲滅をはじめ、世界中の誰一人取り残されない（no one will be left behind）包摂的（inclusive）な社会を作っていくことが重要であると強調されており、その目標の達成のためには一部の関係者だけではなく、すべての国とすべての関係者（all countries and all stakeholders）が協調的なパートナーシップ（collaborative partnership）の下でこの行動計画を実行に移していく必要があります。

10

今回採択された SDGs では過去の MDGs 策定の際の経験と反省を踏まえて、上述のように国家レベルだけでなく、公民のあらゆるレベルでの取組の重要性が謳われています。あらゆるレベルとは、自治体等の準国家レベル、国家レベル、複数の国をまたぐ地域レベル、グローバルレベル（subnational, national, regional and global levels）を指し、従来の

15 MDGs 以上に自治体レベルにおける取組に期待が寄せられています。

- SDGs の 17 のゴールの中には、ゴール 11 として、「住み続けられるまちづくりを」（Goal 11. Sustainable cities and communities）という目標が掲げられています。このような目標が明示的に設定されたことも自治体行政への期待の表れと理解することができます。一方、自治体が影響を及ぼし得るのはゴール 11 に限ったことではありません。他の 16 のゴールの達成にも自治体行政の貢献が必要であることは明らかなです。
- 20

SDGs は開発途上国のみに対する支援の目標ではなく、先進国を含む全ての国のそれぞれ h のレベルにおける貧困（Goal1）や飢餓（Goal2）、不健康（Goal3）等の撲滅や改善を図るもの、いわばすべての国民の QOL（Quality of Life：生活の質）を向上させることが主要な目標の 1 つと言えます。地方自治法では地方自治体の基本的役割として、「住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」とされており、日本政府が掲げる SDGs の目標に向けて各自治体は責任を持って市民の QOL 向上を図る取組を進めていかなければなりません。

また、SDGs で示される多様な目標の追求は、日本の自治体における諸課題の解決に貢献し、自治体の持続可能な開発、すなわち地方創生に資するものとも捉えられます。2017 年 6 月に開かれた第 3 回 SDGs 推進本部会合において、安倍総理大臣からも「これは正に地方創生の実現にも資するものです。関係閣僚が連携して、SDGs 達成に向けた地方の取組を促進する施策を検討、実施していくようお願いします。」との発言がありました。このように、SDGs 達成に向けた取組は地方創生の実現に資するものとしても注目が集まっており、その成功事例の創出が求められています。

ガイドライン作成の目的、想定される読者像

本ガイドラインは自治体の職員をはじめとして、一般市民や NPO／NGO、企業関係者など、持続可能なまちづくりや地域活性化を目指す全ての関係者を対象としています。そのような関係者が持続可能な開発目標 SDGs の推進に取り組むことで、持続可能なまちづくりの検討ができるような構成にしています。

本ガイドラインでは、概要図 2 に示すように自治体レベルで SDGs に取り組むために必要な事項を以下に記す 5 つのステップに整理して紹介しています。

- 10 ステップ 1：SDGs の理解
- ステップ 2：取組体制
- ステップ 3：目標と指標
- ステップ 4：アクションプログラム
- ステップ 5：フォローアップ

15

本ガイドラインは、世界が 2030 年までに達成すべき目標である SDGs をそれぞれの地域の問題に落とし込んで考えるための方法論（SDGs をローカライズする方法論）を提示するものです。地域の関係者全員で協議し、問題点を共有し、達成すべき目標を打ち立てて、実行に移すこと、すなわち「私たちのまちにとっての SDGs」のアクションプログラムを策定し、実施することを推奨するものです。

また、本ガイドラインの末尾に参考資料として、「自治体における SDGs 推進に際して取組状況を自己認識するためのチェックリスト（自治体 SDGs チェックリスト）」を掲載しています。このチェックリストは本ガイドラインの構成（ステップ 1 からステップ 5）に沿って作成されています。チェックリストを使用することで、各自治体において、本ガイドラインにおけるどのステップまで取組が推進されているか、今後どこから取組を開始するべきかを明確にすることが可能となりますので併せてご利用下さい。

30

5つのステップの構成

ステップ1：SDGsの理解

- 
- 1-1: SDGsの概要を理解する
 - 1-2: SDGsの三層構造を理解する
 - 1-3: SDGsと自治体行政の役割の関係を理解する

ステップ2：取組体制

- 
- 2-1: 自治体行政における垂直的連携と水平的連携の重要性を理解する
 - 2-2: ニッチからグローバルに至る垂直的連携の強化
 - 2-3: 関係するステークホルダーの明確化と水平的連携の強化
 - 2-4: SDGs推進体制の構築

ステップ3：目標と指標

- 
- 3-1: 自治体レベルの取組の整理
 - 3-1-1: 政府のSDGs実施指針と自治体行政の関係の整理
 - 3-1-2: 自治体固有の課題の整理
 - 3-2: 政策目標と達成目標の設定
 - 3-2-1: 政策目標と達成目標の設定時に留意すべき事項の確認
 - 3-2-2: 政策目標と達成目標の設定のありかた
 - 3-3: 達成目標の進捗状況を計測する指標の設定
 - 3-3-1: 自治体版SDGs指標の整備
 - 3-3-2: 既往の指標の参照
 - 3-3-3: 達成目標の具体化

ステップ4：アクションプログラム

- 
- 4-1: 自治体版SDGsアクションプログラムの策定
 - 4-2: 自治体版SDGsアクションプログラムの実施
 - 4-2-1: 関係ステークホルダーの人材育成
 - 4-2-2: 実現可能性を支えるファイナンスの充実
 - 4-2-3: 自治体間連携

ステップ5：フォローアップ

- 5-1: フォローアップの仕組みの確立
- 5-2: 指標を用いた達成状況の計測と進捗状況のフォローアップ

概要図 2. 自治体レベルで SDGs に取り組むために必要な 5 つのステップ

用語集

用語	説明
2030 アジェンダ	2030 年までの人類と地球の繁栄のための行動計画。2015 年に国連で採択された。SDGs を中核とする目標が掲げられている。
エス・ディー・ zeroes S D G s	2030 アジェンダの中で明示された 17 のゴール、169 のターゲット、232 の指標から構成される。Sustainable Development Goals の略。
ゴール	開発に向けた意欲目標。SDGs では合計で 17 つのゴールが設定されている。その内容は長期的なビジョンに近い。
ターゲット	計測可能な行動目標。SDGs の 17 の各ゴールの下に設定されており、合計 169 のターゲットが設定されている。
インディケーター (指標)	達成度を計測するための評価尺度。SDGs では、進捗管理のために 232 の指標が提案されている。
エム・ディー・ zeroes M D G s	2000 年に開催された国連ミレニアム・サミットで採択された国連ミレニアム宣言をもとにまとめられた開発分野における国際社会共通の目標。達成期限となる 2015 年迄に一定の成果をあげた。Millennium Development Goals の略。
パートナーシップ	協力関係、協働体制、連携。
ステークホルダー	直接・間接的な利害関係を有する者。関係者。
包摂性 (Inclusive)	誰一人取り残されることなく、世界の構成員としてひとりひとりが社会のシステムに参画できること。
レジリエンス	強靱さ、抵抗力、耐久力、回復力、復元力などと訳され、災害などの外的なストレスに対してしなやかに対応し得る能力を指す。
バックキャスティング	将来の目標を見据えて、そこを起点として現在行う必要な行動を決めること。
政策目標	SDGs のゴール、ターゲット等を参考にして各自治体が独自に設定する目標。
達成目標	政策目標に沿って作成された具体的な目標。
ケー・ピー・アイ K P I (主要成果評価指標)	特に重要な達成目標を数値的に表現したもの。Key Performance Indicator の略。
ガバナンス	個々人、組織、集団の参画、合意形成、意思決定による統治。
フォローアップ	取組や行動の行方や成果を継続的に見守り、管理し、時には改善を加えていく一連のプロセス。
エンパワーメント	関係者に権限の付与や各種支援を行い、目標の達成のための自律的な行動を促すこと。
ジェンダー平等	男性と女性の役割の違いによって生まれる社会的・文化的性差をジェンダーと呼び、この性差に起因する差別を撤廃することをジェンダー平等という。
持続可能な開発 (Sustainable Development)	経済、社会、環境の調和の下に、将来世代のニーズを損なうことなく現世代のニーズを満たす開発を持続可能な（サステナブルな）開発という。

ステップ1: SDGs の理解

1-1. SDGs: Sustainable Development Goals とは何か

2015 年 9 月にニューヨークの国連本部にて開催された第 70 回国連総会において各国のリーダーが集まり、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」(2030 アジェンダ)¹が採択されました。この 2030 アジェンダの中には、2016 年から 2030 年までの間に達成すべき 17 のゴールが盛り込まれており、持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals: SDGs) と呼ばれています。SDGs は 2000 年に採択されたミレニアム開発目標 (Millennium Development Goals: MDGs) の理念を取り込みつつ新たに策定されたものです。MDGs が主に開発途上国における目標を前面に出していたのに対し、SDGs は先進国を含む全ての国々の取組目標を定めており、全世界共通の目標となっています。貧困の撲滅など、誰一人取り残されない (no one will be left behind)、包摂性 (inclusive) な世界の実現を目指すことを理念に掲げています。また、持続可能な開発を目指す上で重要とされる三つの次元、すなわち経済、社会、環境の統合を目指すことが謳われています。法的拘束力はありませんが、既に先進国と開発途上国を問わず、多くの国で SDGs に対する取組が始まっています。

1-2. SDGs の三層構造

SDGs は、17 のゴールと各ゴールの下により具体的で詳細な 169 のターゲットによって構成されています。そして、この SDGs の進捗状況を定量的・定性的に計測するために、国連統計委員会から数多くのインディケーター² (指標) が提案されています。今後は定期的にこの指標に基づいて各国の SDGs 達成度が測られる予定になっています。SDGs を推進する上では、はじめに上記のような三層構造を理解することが重要です。

- | | |
|------------------------------------|------------------|
| ① 17 のゴール (Goal) | …開発に向けた意欲目標 |
| ② 169 のターゲット (Target) | …計測可能な行動目標 |
| ③ 約 230 のインディケーター (指標) (Indicator) | …達成度を計測するための評価尺度 |

次頁以降に 17 のゴール (表 1.1) および 169 のターゲットと約 230 の指標のうち、自治体と関連の深いゴール 11 のターゲットと指標の詳細を示します (図 1.1)。なお、指標に関しては、そのデータの収集可能性や実用性といった観点から現在も国連統計委員会においてその内容の検証が続けられています。指標に関する最新情報は、国連広報センターや国連統計局のウェブサイト上にて公開されますので適宜ご参照下さい。

■国連広報センターのホームページ <http://www.unicef.or.jp/>

■国連統計局 SDGs 指標に関するトップページ <http://unstats.un.org/sdgs/>

■最新の SDGs 指標リスト <http://unstats.un.org/sdgs/indicators/indicators-list/>

¹ 出典: [United Nations, 2015a]

² 232 の指標については、国連統計委員会において今もなお実用性に関する検証と議論が進められており、今後も内容に変更が生じる可能性があります。

表 1.1 SDGs の 17 のゴール³

目標(Goal)	目標意訳文（原文）
 1 貧困をなくそう 1. 貧困をなくそう (NO POVERTY)	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる (End poverty in all its forms everywhere)
 2 飢餓をゼロに 2. 飢餓をゼロに (ZERO HUNGER)	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する (End hunger, achieve food security and improved nutrition and promote sustainable agriculture)
 3 すべての人に健康と福祉を 3. すべての人に健康と福祉を (GOOD HEALTH AND WELL-BEING)	あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する (Ensure healthy lives and promote well-being for all at all ages)
 4 質の高い教育をみんなに 4. 質の高い教育をみんなに (QUALITY EDUCATION)	全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する (Ensure inclusive and equitable quality education and promote lifelong learning opportunities for all)
 5 ジェンダー平等を実現しよう 5. ジェンダー平等を実現しよう (GENDER EQUALITY)	ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う (Achieve gender equality and empower all women and girls)
 6 安全な水とトイレを世界中に 6. 安全な水とトイレを世界中に (CLEAN WATER AND SANITATION)	全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する (Ensure availability and sustainable management of water and sanitation for all)

³ 和訳参照：【総務省, 2017】

7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに 	7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに (AFFORDABLE AND CLEAN ENERGY)	全ての人の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する (Ensure access to affordable, reliable, sustainable and modern energy for all)
8 働きがいも 経済成長も 	8. 働きがいも経済成長も (DECENT WORK AND ECONOMIC GROWTH)	包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する (Promote sustained, inclusive and sustainable economic growth, full and productive employment and decent work for all)
9 産業と技術革新の 基盤をつくろう 	9. 産業と技術革新の 基盤をつくろう (INDUSTRY, INNOVATION, AND INFRASTRUCTURE)	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る (Build resilient infrastructure, promote inclusive and sustainable industrialization and foster innovation)
10 人や国の不平等 をなくそう 	10. 人や国の不平等を なくそう (REDUCED INEQUALITIES)	各国内及び各国間の不平等を是正する (Reduce inequality within and among countries)
11 住み続けられる まちづくりを 	11. 住み続けられる まちづくりを (SUSTAINABLE CITIES AND COMMUNITIES)	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する (Make cities and human settlements inclusive, safe, resilient and sustainable)
12 つくる責任 つかう責任 	12. つくる責任つかう責任 (RESPONSIBLE CONSUMPTION AND PRODUCTION)	持続可能な生産消費形態を確保する (Ensure sustainable consumption and production patterns)

13 気候変動に 具体的な対策を 	13. 気候変動に具体的な 対策を (CLIMATE ACTION)	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる (Take urgent action to combat climate change and its impacts)
14 海の豊かさを守ろう 	14.海の豊かさを守ろう (LIFE BELOW WATER)	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する (Conserve and sustainably use the oceans, seas and marine resources for sustainable development)
15 陸の豊かさも 守ろう 	15.陸の豊かさも守ろう (LIFE ON LAND)	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する (Protect, restore and promote sustainable use of terrestrial ecosystems, sustainably manage forests, combat desertification, and halt and reverse land degradation and halt biodiversity loss)
16 平和と公正を すべての人に 	16. 平和と公正を すべての人に (PEACE, JUSTICE AND STRONG INSTITUTIONS)	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する (Promote peaceful and inclusive societies for sustainable development, provide access to justice for all and build effective, accountable and inclusive institutions at all levels)
17 パートナリシップで 目標を達成しよう 	17. パートナリシップで 目標を達成しよう (PARTNERSHIPS FOR THE GOALS)	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する (Strengthen the means of implementation and revitalize the global partnership for sustainable development)



図 1.1 ゴール、ターゲット、指標の三層構造の例（ゴール 11 について）⁴

⁴ 和訳参照：[総務省, 2017]

1-3. SDGs と自治体行政の役割の関係

2000 年に採択されたミレニアム開発目標 MDGs は開発途上国に対する支援という性格が強かったのに対して、SDGs は先進国を含む全世界のあらゆる関係者に持続可能な世界を構築するために各々の力を結集することを呼び掛けているという点で差異があります。特に MDGs では強調されていなかった、Regional（国を超える地域レベル）での取組や Subnational（地方自治体等を含む準国家主体）の貢献に大きな期待が寄せられているという点も大きな特徴といえます。

1-3-1 SDGs の各ゴールと自治体行政の関係

- 10 SDGs の 17 のゴールの中には、ゴール 11：住み続けられるまちづくりを（Goal 11. SUSTAINABLE CITIES AND COMMUNITIES）という項目があります。図 1.1 に示すようにこのゴールの中では、誰一人取り残されない包摂的なガバナンスの重要性や持続可能な都市計画とマネジメントの必要性が謳われています。17 のゴールの中で自治体行政と最も関連の強いゴールと捉えることができます。コラム 1 にこのゴール 11 の特徴を示します。
- 15 自治体行政の参画を抜きにしてこのゴール 11 の達成は不可能です。しかしながら、自治体行政の役割と責務はゴール 11 に記された内容にとどまらず、他の 16 のゴールの内容にも深く関わっています。

- 例えば、ゴール 11 の中に「2030 年までに、大気質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。」というターゲットがありますが、大気質の改善に向けた取組は住民の健康増進に寄与し（ゴール 3 に関連）、化学物質等の大気への排出を低減させ（ゴール 12 に関連）、さらに温室効果を持つ大気汚染物質の排出抑制によって気候変動問題の解決にも貢献（ゴール 13 に関連）するなど、他の数多くのゴールと深い関連があります。つまり、施策によってはその実行によって当初想定していた直接的な便益に加えて、間接的・副次的な便益をもたらすこともあります。逆に副作用としてのマイナスの影響が発生し得ることも考えておくべきです。このようなことから、自治体行政に係わる全ての関係者が SDGs を理解し、その達成に向けた分野横断的な取組を検討・実行に移すことが重要と言えます。

- 30 SDGs 自体は 2030 年までに世界全体で達成すべき目標として打ち出されたものですが、目標の達成には世界各地の自治体における持続可能なまちづくりが必要であることから、SDGs は自治体におけるまちづくりの目標達成に活用し得る適切な「ツール」として位置付けることが可能であるといえます。

コラム 1：SDGs Goal 11（都市 SDGs）

SDGs は原則として、今後世界全体で持続可能な社会を構築していくために取り組んでいくべきテーマ毎にゴールを定めています。17 のゴールの中で唯一、ゴール 11（Make cities and human settlements inclusive, safe, resilient and sustainable）だけは、具体的な空間をイメージしたものとなっており、この点で他の 16 のゴールと性質を異にします。

このゴール 11 は、都市 SDGs（The Urban SDGs）と呼ばれています。都市は”Systems of Systems”と呼ばれるほど、多種多様なシステム（例：エネルギーシステム、情報システム、交通システム、上下水道システム、社会システム、経済システムなど）から構成されており、システム間の連携や統合が強く求められる空間です。従って、都市では SDGs の様々なゴールを視野に入れて統合的なアプローチが必須となります。その意味で、都市 SDGs は他の 16 の SDGs の縮図と捉えることもでき、都市問題の取組に対して関心が集まる所以でもあります。

この都市関連のゴールが SDGs に組み込まれた背景には、全世界で急速に都市化が進む中で、統合的なアプローチに基づく持続可能なまちづくりを実践することによって他の SDGs の推進を加速させる狙いもありそうです。

次頁の表 1.2 に自治体行政がどのように SDGs の 17 のゴールと関係があり、そのゴールの達成に向けて貢献し得るかについて述べます。

表 1.2 SDGs の 17 のゴールと自治体行政の関係⁵

目標(Goal)	自治体行政の果たし得る役割
 1 貧困をなくそう	1. 貧困をなくそう 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
 2 飢餓をゼロに	2. 飢餓をゼロに 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
 3 すべての人に健康と福祉を	3. すべての人に健康と福祉を 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態を維持・改善に必要であるという研究も報告されています。
 4 質の高い教育をみんなに	4. 質の高い教育をみんなに 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。
 5 ジェンダー平等を実現しよう	5. ジェンダー平等を実現しよう 自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。
 6 安全な水とトイレを世界中に	6. 安全な水とトイレを世界中に 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに 公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省/再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。
 8 働きがいも経済成長も	8. 働きがいも経済成長も 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。

⁵ 参考文献: [UCLG, 2015]

9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。
10 人や国の不平等をなくそう 	10. 人や国の不平等をなくそう 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
11 住み続けられるまちづくりを 	11. 住み続けられるまちづくりを 包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。
12 つくる責任 つかう責任 	12. つくる責任つかう責任 環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや 3R の徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。
13 気候変動に具体的な対策を 	13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。
14 海の豊かさを守ろう 	14. 海の豊かさを守ろう 海洋汚染の原因の 8 割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。
15 陸の豊かさを守ろう 	15. 陸の豊かさを守ろう 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が必要な役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。
16 平和と公正をすべての人に 	16. 平和と公正をすべての人に 平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。
17 パートナリーシップで目標を達成しよう 	17. パートナリーシップで目標を達成しよう 自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPO などの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

1-3-2. 自治体レベルで SDGs 達成に取り組むことの必要性⁶

表 1.2 に例示したように、国連で採択された 2030 アジェンダとしての SDGs の達成には、自治体行政の取組が必要不可欠であることが分かります。また、以下の点から SDGs の達成に向けて自治体行政には大きな期待が寄せられています。

5

1) ローカルな課題とナショナル／グローバルな課題の双方に取り組む上で最も好都合な位置にいる

2) 多様なステークホルダーの積極的な参画を促すことができる

3) 持続可能な開発において先進的な事例を多く有する

10

4) 都市は意欲的かつ革新的なアイデアを創出する拠点となり得る

5) 都市は市民生活・経済活動の拠点である

6) 都市は世界を変革させる力の原点となり得る

15

1) ローカルな課題とナショナル／グローバルな課題の双方に取り組む上で最も好都合な位置にいる

自治体は国と連携をとることも、市民や地元企業等の地域の関係者と直接的な連携をとることもできる極めて重要な位置にいます。国全体の取組方針に鑑みつつも、市民生活に密着した行政組織として地元地域の状況や特徴を活かしながら魅力ある独自の施策を打ち出すことが自治体行政に求められています。国連や国の政策への積極的な関与と貢献、およびその取組を通じた地域の活性化が期待されています。すなわち、国連での 2030 アジェンダの採択をきっかけに、世界の潮流を踏まえながら「私たちのまちにとっての SDGs」という独自性を尊重する視点に基づいて、地域固有の課題についての魅力ある計画や施策の立案が求められています。

20

25

2) 多様なステークホルダーの積極的な参画を促すことができる

SDGs が達成されるためには、分野横断的で包摂的な取組が不可欠です。そのためには、行政、一般市民、市民団体、民間企業、大学などの多くの関係者による協調的かつ包括的な取組が求められます。一般的に、異なる分野で活動してきた関係者間で協働することには障害が伴いがちですが、自治体が間に入ることによってこの取組をスムーズに進めることができます。

30

⁶ 参考文献: [ICLEI, 2015a]

3) 持続可能な開発において先進的な事例を多く有する

自治体は市民の生活を支えるために日頃から様々なサービスを開発し、提供していますが、その役割と実績は年々拡大しています。既に世界の中には、持続可能な都市を標榜する自治体も数多く現れており、持続可能なまちづくりに成功した開発事例も報告されています。2008 年に開始された我が国の「環境未来都市」構想もその成功事例の一つです。今後、成功した開発事例を世界で共有することによって SDGs を大きく推進することができます。

近年、規模の特に大きい自治体、いわゆる大都市への人口流入は世界的に見て増加傾向にあり、大都市の役割と責任は年々大きくなっています。こうした大都市が周辺自治体と連携しながら SDGs に取り組むことにより、両者の均衡のとれた発展を図ることができます。

4) 都市は意欲的かつ革新的なアイデアを創出する拠点となり得る

歴史的に見て、都市はイノベーションの中核でした。特に 20 世紀終盤から都市におけるサステナビリティやレジリエンスなどの向上を目指して様々な取組が行われてきました。現場に近いからこそ新しいことに気づきやすいなどの利点もあり、意欲的且つ革新的なアイデアを創出する拠点としての重要性が増しています。自治体は SDGs に積極的に取り組むことによって良好な居住環境を創出し、優秀な人材を呼び込み、イノベーションを生み出す拠点を強化することができます。

5) 都市は市民生活・経済活動の拠点である

都市は市民生活・経済活動の拠点であり、人や情報、物資、資金などの資産が集積しています。経済、社会、環境システムが複雑に絡み合って機能する拠点であり、分野間の連携なしに都市は機能しません。このような都市で自治体主導の下、分野を横断する統合的な取組である SDGs が推進されれば、自治体の一層の活性化に大きく寄与します。

6) 都市は世界を変革させる力の原点となり得る

今や世界の人口の半数強が都市に居住し、世界の温室効果ガスの 7 割以上が都市から排出されています。経済活動の大部分も都市の中で行われています。つまり、都市を変えることができれば世界を変えることができます。国際組織や各国の協力の下で SDGs を推進すれば、都市の変革を達成する近道となり得ます。

1-3-3. 自治体における SDGs 導入の枠組み

図 1.2 は、自治体が SDGs に取り組む際の枠組みを示すものです。国の政策との関連において、義務的な取組と自主的な取組の 2 つに分けることによって現場における取組の趣旨を明確にし、効率的に SDGs に取り組むことができます。

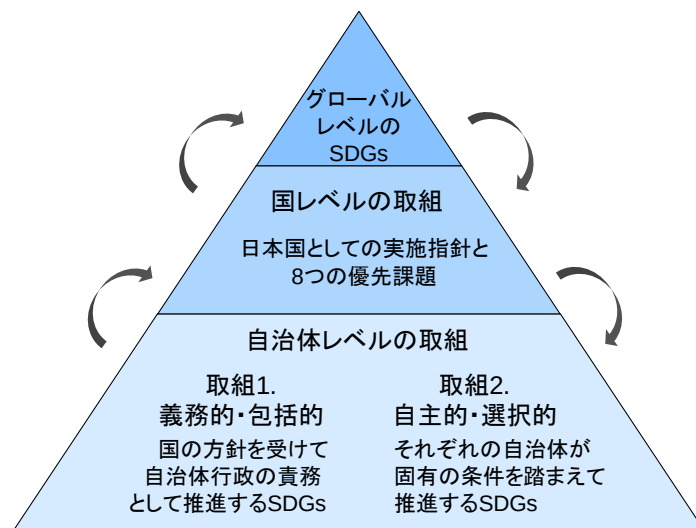


図 1.2 自治体における SDGs 導入の枠組み

取組 1：義務的・包括的

- 10 日本政府は 2016 年 12 月に「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」と 8 つの優先課題を発表しました。今後各省庁はこれに沿って、それぞれのミッションに対応した各種の施策を展開することになります。各省庁の施策が策定されると、次の段階として、各自治体に対して、各省庁の施策に沿って SDGs 導入の方向が示されるものと予想されます。自治体
- 15 自治体に示された内容は、他の行政目標と同様、各自治体のルーティーンの行政活動の中に位置づけられて、自治体の責務として実施されることになります。各省庁から示される内容は、8 つの優先課題に対応した包括的なものになると予想されます。

取組 2：自主的・選択的

- 20 地方創生や地域活性化は政府の主要な政策課題の一つです。これを受けて、各自治体は独自にその発展計画、活性化計画を検討しています。一般にそれらは、地域固有の事情を反映した個別性の高いものです。SDGs のゴール、ターゲット、指標の中には、このような独自の地域活性化計画の策定に貢献できるものが数多く含まれています。各自治体は、多くの SDGs のゴールの中から、自身の固有の事情を考慮しながら適切なものを選定し、SDGs を新たな起点にした活性化計画を策定することが有効です。例えば、環境モデル都市、
- 25 環境未来都市などに選ばれた自治体に見られる政策は、高い独自性の下で新しい環境／社会／経済的価値の創出を目指すもので、SDGs には基づいていませんが SDGs の趣旨に沿った地域活性化計画の先導的な事例であるといえます。

義務的・包括的な取組 1 も自主的・選択的な取組 2 も、策定済みの総合計画や地方版総合戦略、都市計画マスタープラン、環境基本計画、首長の公約等と連携を図りつつ SDGs に取り組むことが重要です。取組 2 の計画には、取組 1 のそれに比べ新しい課題が多く、課題選定の自由度が高いため、SDGs 導入計画の策定に際して困難が多いと予想されます。

- 5 そのため本ガイドラインでは主として取組 2 を念頭に置いて解説します。タイトルに示す「私たちのまちにとっての SDGs」がこの点を明確に示しています。

1-3-4. 自治体が SDGs 達成に取り組むことのメリット

SDGs は 2030 年までに世界全体で達成すべき事柄を取りまとめたグローバルな目標です。

- 10 この SDGs に自治体レベルで取り組むことによって得られるメリットにはどのようなものがあるでしょうか。以下にそのメリットの一例を示します。

- 1) 全ての住民の QOL (Quality of Life) の向上
- 2) 自治体固有の背景を踏まえた独自性のあるまちづくりの推進
- 15 3) 経済、社会、環境政策の統合によるシナジー効果の創出
- 4) 国内の様々な関係者間のパートナーシップの推進
- 5) グローバル・パートナーシップの推進
- 6) SDGs に取り組むことによる自律的好循環の創出

- 20 1) 全ての住民の QOL (Quality of Life) の向上

自治体行政は自治体内のすべての住民の QOL の向上に責任があります。住民の QOL が高い自治体は魅力が高く、定住移住促進にも寄与すると考えられます。QOL 向上のためには、短期的にみた生活サービス機能の向上や居住の利便性だけでなく、中長期的な視点から持続可能なまちづくりを進めていくことが必要となります。2030 アジェンダの中核文書である SDGs のゴール、ターゲット、指標を統合的に活用することで QOL の現状把握や中長期的視点から政策目標を設定することが可能になり、自治体行政は住民の QOL 向上に向けた効果的な施策を推進することが容易になります。

2) 自治体固有の背景を踏まえた独自性のあるまちづくりの推進

SDGs という世界共通のものさしで地域の状況を改めて俯瞰してみますと、今までは見えていなかった（認識できていなかった）地域固有の特徴を改めてはっきりと認識することができます。これまでは見過ごしていた地域の長所を再認識して、地域の魅力向上に活かすことが可能です。逆に、今まで気づいていなかった短所を見つけ出して、その点を改善することによって地域のより一層の発展を促し、地方創生につなげていくことも可能です。他自治体にはない、独自性のある魅力的なまちづくりを行うことはローカルアイデンティティの強化につながり、シビックプライドの醸成や地域の連帯感の向上、地域ブランディング、地域課題の解決などの多数の便益をもたらします。

10

3) 経済、社会、環境政策の統合によるシナジー効果の創出

従来は二律背反（トレードオフ）の関係として捉えられることもあった経済、社会、環境政策ですが、SDGs では経済、社会、環境政策の統合を謳っており、3 者が不可分であることが強調されています。互いに対立軸として位置づけるのではなく、関係部署、関係者が互いに連携や調整を行いながら効率的に施策を講じることができれば、一つの施策で様々な分野に対して複数の効果をもたらすことも可能です。

15

例えば、環境配慮住宅の普及促進は環境負荷の削減のみならず、光熱費の削減を通じて経済的な便益をもたらしたり、屋内環境の改善を通して住まい手の健康状態の改善をもたらします。さらに地元の住宅関連産業の活性化などにもつながります。このように、ある目的を達成しようとして施策を講じた際に、当初見込んでいた便益以外に創出される他の便益をコベネフィット（Co-benefits）と言います。SDGs の推進のためにどの施策がどのような分野に波及効果をもたらし得るか整理することにより、このコベネフィットを創出していくことが可能になります。コベネフィットを創出、顕在化させることでプロジェクトの経済合理性も大幅に改善されます。

20

25

4) 国内の様々な関係者間のパートナーシップの推進

SDGs の達成は自治体だけではなし得ません。自治体の人的資源は限られていますので、SDGs の達成のためには様々な関係者と連携をとりながら、それぞれの所掌範囲や役割を分担し、緊密なパートナーシップの下で施策を講じていく必要があります。パートナーには、他の自治体を含め、自身の自治体以外からの人材の参加を仰ぐことが重要です。このプロセスを通じて地元地域を核にして様々な関係者のパートナーシップが強化されていくことになります。

30

5) グローバル・パートナーシップの推進

SDGs には包括的なゴール、ターゲット、指標が示されており、「私たちのまち」です
すでに解決されているものも多くあるでしょう。しかし世界には、日本では解決された課題
が、まだ大きな問題として残されている国やまちがあります。国際的な現状を知り、想い
5 を馳せ、その問題解決のために、今までの私たちの経験を踏まえて今できることを考えて
みることは、世界とつながり、自分たちの現状を見直す契機にもなります。

すでに日本の自治体は、様々な国際協力を行っていますが、自治体や企業、NPO／NGO、
関係者の経験やソリューションを世界共通の言語である SDGs の枠組みで整理し発信する
ことで、そのソリューションを必要とする世界の国・自治体と協力する良いきっかけにな
10 ります。また、世界の国・自治体が抱える SDGs の課題を的確に認識し、協力して解決策
を考えていくことは、次のイノベーションを生み出す原動力にもなるでしょう。

6) SDGs に取り組むことによる自律的好循環の創出

SDGs というグローバルな目標の達成に取り組むことによって、成功事例を創出できるこ
15 ともあれば、時には失敗を経験することもあるかもしれません。しかし、失敗を反省して
今後の施策検討に反映することができればその経験そのものも糧になります。新しいこと
に挑戦する際には困難な課題に直面することになりますが、この成功と失敗を繰り返して
経験と知見を蓄積すること自体がその自治体や地域にとってプラスになります。一度上手
くものごとが動き出せば、その流れは加速し、自律的な好循環が生み出されます。この点
20 が、SDGs に取り組むことの最大のメリットの一つといえます。

以上に示した 6 つのメリットのように、自治体の SDGs 達成に向けた取組は持続可能な
開発を通して自治体の一層の活性化を促し、地方創生の実現に資すると考えられます。

地方創生では、少子高齢化に歯止めをかけ、地域の人口減少と地域経済の縮小を克服し、
25 将来にわたって成長力を確保することを目指しています。地方が将来にわたって成長力を
確保するには、人々が安心して暮らせるような、持続可能なまちづくりと地域活性化が重
要です。

SDGs のゴール、ターゲット、指標を活用することにより、行政、民間事業者、市民等の
異なるステークホルダー間で地方創生に向けた共通言語を持つことが可能となります。こ
30 れによって政策目標の理解が進展し、自治体業務の合理的な連携の促進が可能となります。
以上から、地方創生の課題解決を一層促進することができます。

ステップ2: 取組体制

2-1. 自治体行政における垂直的連携と水平的連携の重要性⁷

SDGs という複数領域にまたがる総合的な目標を達成するためには新しい枠組みが必要となります。SDGs の効果的な達成のためには、多くのステークホルダーの連携が有効です。関係する主体がそれぞれの立場を超えて、横断的に取り組める枠組みが求められます。ここで重要となってくるのが自治体行政における垂直的連携と水平的連携です。

自治体行政の垂直的連携とは、異なるガバナンスレベル、すなわち個人や小規模組織レベルでのガバナンス、基礎自治体レベルでのガバナンス、都道府県レベルでのガバナンス、国レベルでのガバナンスなどの間で適切に役割分担をしながら協働していくことを指します。マルチレベルガバナンスともいわれます。ここでいう協働とは、施策実行に際して人材の交流を促したり、将来計画や構想の中身を共有したり、施策実施のための資金を融通しあったり、施策の実行によって得られる果実を共有することなどを指します。これによって二重行政の無駄を排し、効率的な行政運営が可能となります。

自治体行政の水平的連携とは、自治体内部に存在する様々なガバナンス間で上手く協調しながら連携をとることです。個々の事業目的別に設置された部門が、個別（バラバラ）に取り組むのではなく、関係する内部の他部門、他部署や外部のステークホルダーとの情報の交換や人材の交流を通して、行政内の無駄が発生しにくい効率的運営を図り、連携のシナジー効果をもたらすことが重要です。これにより、別々の機関や部門、部署で似たような施策を実施するという行政上の非効率を排することができます。SDGs は 17 のゴールから構成されていますが、各機関や各部門、各部署において、それぞれがどのゴールに対して積極的に貢献できそうか自己点検し、その結果をまとめあげることにより自治体行政内で互いに協力できそうな領域を特定することができ、自治体行政の水平的連携を一步前進させることができます。本ガイドラインでは主として自治体レベルでの水平的連携の仕方について解説します。

2-2. ニッチからグローバルに至る垂直的連携

図 2.1 に行政における個人／小規模組織からグローバルに至る垂直的連携のイメージを示します。自治体行政の重要な役割の一つはフロントランナーが活躍するニッチと呼ばれる個人レベルや小規模組織レベルで行われる様々なイノベーションの種を育てるとともに、その中の成功事例を制度化して地域社会の枠組み（ローカルレジーム）の中に組み込んでいくことです。また同時に、世界の動向（グローバルレジーム）を見据えて、その潮流を踏まえながら地元地域に対してこれを適切に取り込んでいくことです。地元自治体行政によるニッチからグローバルにわたる目配りによって、グローバルな視点を備えた地域独自の改革の芽を育て、実態に即した効果的な行政運営が可能となります。

⁷ 参考文献: [ICLEI, 2015b]

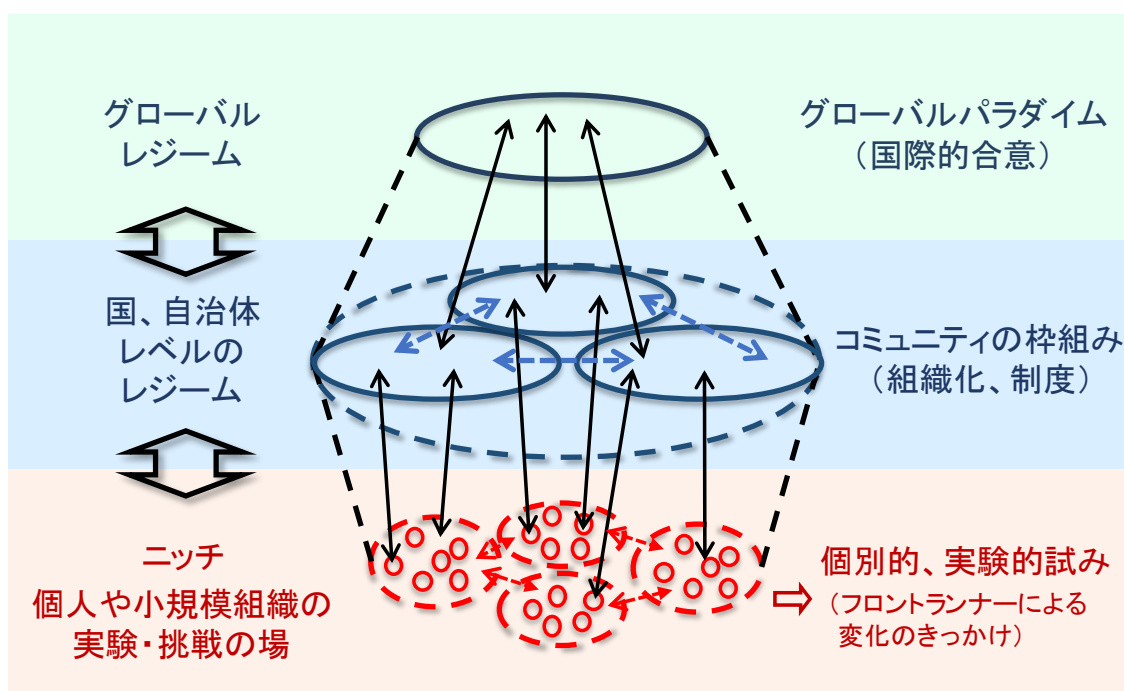


図 2.1 SDGs 推進におけるニッチからグローバルに至る垂直的連携の枠組み⁸

5 2-3. 関係するステークホルダーの明確化と水平的連携

SDGs 達成に向けた計画策定や取組（プロジェクト）の実施において、自治体の人的資源だけで SDGs に係わるあらゆる事に対応するのは困難です。必要に応じて自治体以外の多様なステークホルダーにも参画を呼びかけ、新たな枠組みを設定することを考えなければなりません。そこで、自治体行政においては、取組毎に自治体内外の関係者（ステークホルダー）を明確にし、政策目標、達成目標、役割と責任の分担と共有を図る必要があります。また、行政以外のステークホルダーとの連携に際しては、縦割りの行政の対応で進めていくことは困難であり、どのように連携していくかについて、十分に検討することが必要です。

自治体行政がリーダーシップを発揮し、あらゆるステークホルダーが協調的なパートナーシップを持ちながら担当する役割を果たすことで、プロジェクトを効率的に推進することができます。

行政の最も大きな役目の一つはこうした関係者を集めて、互いの連携を促し、円滑にプロジェクトが進むことをマネジメントすることです。自治体行政は持続可能性に係わる様々な課題の解決にあたってリーダーシップを発揮することができます。表 2.1 に自治体 SDGs 推進におけるステークホルダーとその役割について示します。また、章末のコラム 2 に関係するステークホルダーを整理した事例を示します。

⁸ 参考文献: [Jan Rotmans, René Kemp, Marjolein van Asselt, 2001]

表 2.1 自治体 SDGs 推進におけるステークホルダーとその役割の事例⁹

（Getting Started with the SDGs in Cities 他を参考にして作成）

ステークホルダー	具体例	SDGs 推進の役割と責任
地方自治体	地方政府、自治体職員	・自治体における SDGs のローカライズの推進
中央政府		・制度の整備、優先順位の決定 ・地方自治体の予算とプログラム策定の支援
議会・議員	国会議員、都道府県会議員、市区町村議会議員	・地元地域の要望の汲み取り ・立法化とファンディングの支援
市民、NGO、NPO、CSO	市民、非政府組織、市民社会組織	・草の根の情報発掘 ・ボトムアップアプローチの支援 ・行政/企業の説明責任の監視役 ・地域ニーズ達成に向けた計画立案支援
企業・産業	地元企業/多国籍企業、ビジネス界のリーダー、協同組合、労働組合	・雇用創出 ・労働者の保護 ・技術革新 ・CSR の実施、寄附
専門家	建築家、都市計画学者、地理学者、法律家、経済学者、社会学者、技術者等	・中立的/専門的立場で、各専門分野の知見を、地域に根づかせることの支援
研究教育機関	大学、高度教育機関、研究所	・研究開発 ・最先端のデータや政策の分析 ・次世代リーダーの育成
金融機関	地域/グローバルスケールの金融機関、特に住宅や都市インフラ開発に携わる銀行	・インフラ整備のための、創業資金や低利の長期貸し付けの支援 ・パイロットプログラムへの投資支援
国際機関	国連、その他国際機関	・自治体における SDGs のローカライズに対して、豊富な情報と経験を駆使して支援
都市ネットワーク	ICLEI、UCLG、C40 CITIES 等※	・都市間のパートナーシップの推進 ・パイロットプロジェクトへの取組支援 ・SDGs のローカライズに関するガイドラインの提供

- 5 ※ ICLEI：持続可能な社会の実現を目指す国際的都市間ネットワーク
UCLG：自治体の国際的な連合組織
C40 CITIES：世界大都市気候先導グループ

⁹ 参考文献: [SDSN, 2016]

2-4. SDGs 推進体制の構築

SDGs の達成のためには、首長、行政職員、地元企業、市民、その他多くの関係者の参画と協力が不可欠ですが、取組の目的や最終到達点のイメージが見える化、共有することが大切です。これにより、ステークホルダーが最終目標を見失って連携なしに主張・行動したりすることや、まとまりに欠ける SDGs 推進組織になるのを防ぐことができます。SDGs 推進体制は、目標を確認しながら継続的に整備していくことが重要です。自治体により、様々なアプローチの仕方があり得ますが、大別して図 2.2 に示すようにトップダウン型の組織とボトムアップ型の組織が想定されます。両者の長所を活用することが重要です。また、これらの SDGs 推進体制を自治体内外へ見える化することも重要です。

トップダウン型（Ⅰ→Ⅱ）は、首長と各分野責任者（いわゆる庁議レベル）並びにステークホルダー及び外部識者で構成する SDGs 推進組織（以降（仮称）マネジメントボードと呼称）を設置し、SDGs の認識共有、取組方針などを決定します。また、地域内外に対して「SDGs 推進宣言」をするなども効果的と考えられます。次に、マネジメントボードで決定した方針等を各分野へ指示し、各分野では、それぞれの役割と責任の中で、作業を進めていきます。また、分野担当レベルの SDGs 推進プロジェクトチームなどを構成し、担当レベルでの水平的連携を行うことも有効と考えられます。

ボトムアップ型（Ⅱ→Ⅰ）は、分野担当レベルで SDGs の認識を共有し、SDGs への取組案（アウトフレーム）を作成します。次に、SDGs 取組案を首長や分野の責任者を加えた行政トップレベルへ提案、合意形成を図り、自治体全体としての取組へ展開していきます。外部のニッチレベルのフロントランナーのアイデアを早い段階で汲み取ることも重要です。

SDGs というグローバルで幅広い目標に正しく取り組むためには、国内外の最新の情報収集や成功事例の発信と共有が必要であることから、これを専門とする情報収集・広報組織を設置することも有効と考えられます。もちろん、SDGs に示された課題の解決には、自治体においても行政ではなく、他のステークホルダーがリーダーシップを発揮し主体的な運営をしていく場合があります。この場合、他のステークホルダーとの役割分担や連携の在り方等、行政のコーディネート能力を高めていく必要があります。上記の一般的な SDGs 推進体制の構築方法以外に、課題やアイデア等を行政システムに積極的に導く体制の構築方法の事例として、海外等で実践される新しい枠組みを本章末尾のコラム 3 に示します。

本ガイドライン末尾に参考資料として「自治体における SDGs 推進に際して取組状況を自己認識するためのチェックリスト（自治体 SDGs チェックリスト）」を掲載しています。このチェックリストは、ステップ 2 のみでなく、あらゆるステップの進捗状況管理のツールとして使用可能です。SDGs 推進に際しては適宜こちらのチェックリストをご活用下さい。

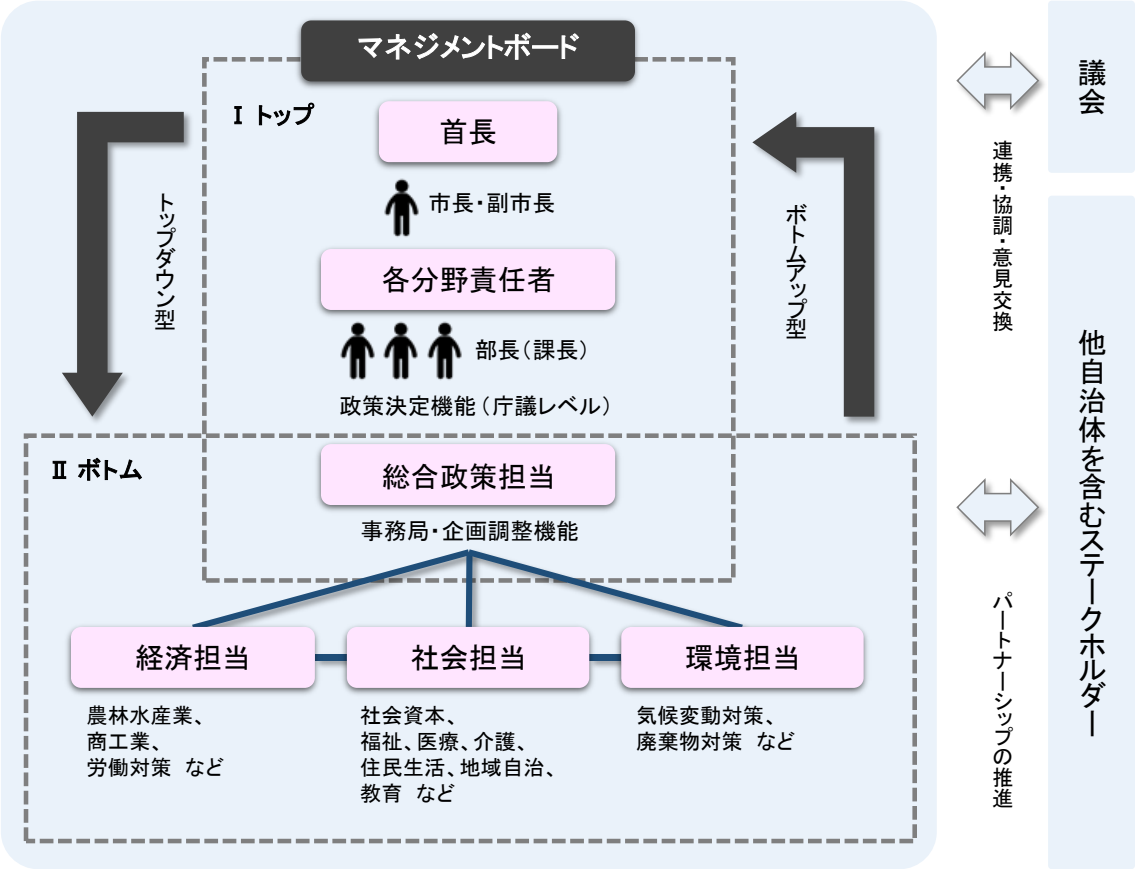


図 2.2 自治体行政におけるマネジメント組織の位置づけ（事例）

コラム 2：ステークホルダーのマッピングの事例

（建設部門を例に） （出典：[WBCSD, 2008]）

建築物を建設するプロジェクトを例にステークホルダーが誰かを明らかにし、マッピングした図です。このように建築という一つのプロジェクトだけでも自治体行政に関連して、実に多種多様なステークホルダーが存在することが分かります

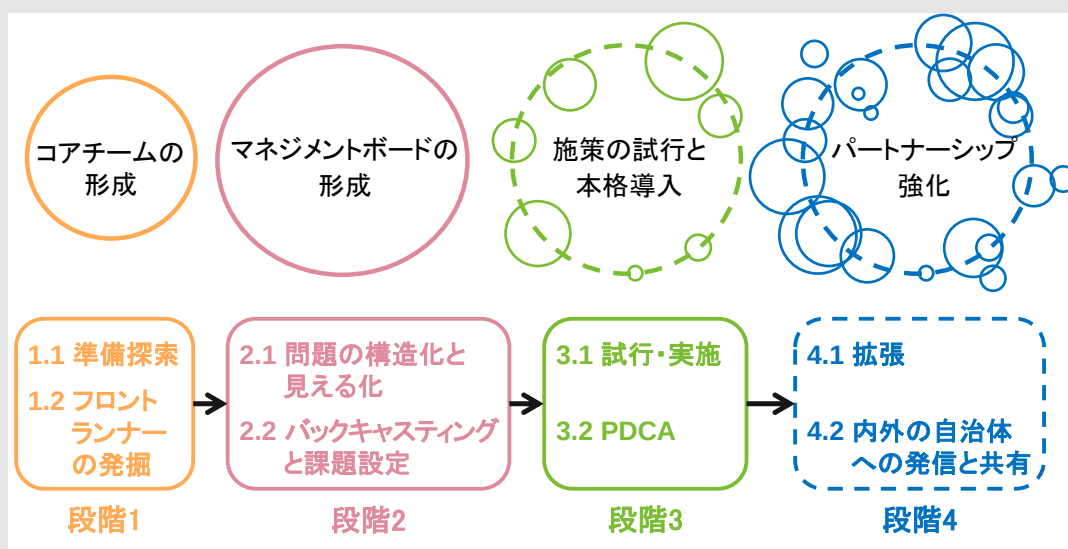
コラム 3：課題やアイデア等を行政システムに導く体制の構築方法（事例）

新しいことに取り組む際に既存の体制や制度に阻まれることがあります。このような時は硬直した状況を打破する改革体制を構築することが有効な手段の一つです。

以下の図に SDGs 推進における目標達成に向けた改革体制の構築と施策実施のプロセスをイメージとして表現した例を示します。有効な方法の一つとして、最初に SDGs の達成に向けて強い熱意を有する少数の人数からなるコアチームを形成することが指摘されます。コアチームとは、改革意欲旺盛な若い行政職員の集まるチームということもあり得ますし、首長と小人数の行政職員と市民から構成されるチームであることもあり得ます。場合によっては市民だけのチームということもあるかと思えます。

その地域の実情を客観視できる外部の人間をコアチームに加えるのは有効な手段の一つといえます。コアチームは公式な組織である必要はなく、最も重要なことは強いリーダーシップと改革への熱意を持ったメンバーで構成することです。コアチーム形成後はその少数のメンバーで今後の方針や方向性を具体的に検討します。少人数のためフットワークも軽くなります。頻度高く気軽に集まり、多くの議論を交わし、将来展望をこの段階で描くことが重要です。いわば準備の段階（段階1）です。

コアチームによる議論が熟成した後は、SDGs の推進を実質的に担う公的な組織（仮称：SDGs マネジメントボード）の立ち上げが必要になります。関係するステークホルダーに参加を依頼し、それぞれの役割と責任を明確化します（段階2）。SDGs マネジメントボードが効果的に機能するために意思決定プロセスの確立やそのための適切な権限移譲も必要になってきます。SDGs マネジメントボードはコアチームが描いた将来展望をより具体化させつつ、その実現のために講じるべき課題を明確化します。その後は SDGs マネジメントボードの指示の下、関係分野、部署、組織がそれぞれ施策を実行に移し、成功事例を創出していきます（段階3）。創出された成功事例はパートナーシップ強化の下で他所にも水平展開、垂直展開していくことが重要です（段階4）。



（参考文献：[Jan Rotmans, René Kemp, Marjolein van Asselt, 2001]）

ステップ3: 目標と指標

3-1. 自治体レベルの取組の整理

3-1-1. 政府の SDGs 実施指針と自治体行政の関係の整理

冒頭に示した通り、日本政府は 2016 年 12 月に「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を公表し、8 つの優先課題（取組の柱）に重点的に取り組むとしています¹⁰

- 5 1. あらゆる人々の活躍の推進（People）
2. 健康・長寿の達成（People）
3. 成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション（Prosperity）
4. 持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備（Prosperity）
5. 省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会（Planet）
- 10 6. 生物多様性、森林、海洋等の環境の保全（Planet）
7. 平和と安全・安心社会の実現（Peace）
8. SDGs 実施推進の体制と手段（Partnership）

また、政府が示した SDGs 実施指針の中で、関連するステークホルダーとの連携の強化が
15 謳われており、地方自治体に対しては以下のようにその役割が期待されています。

＜持続可能な開発目標（SDGs）実施指針より抜粋＞

SDGs を全国的に実施するためには、広く全国の地方自治体及びその地域で活動するステークホルダー
による積極的な取組を推進することが不可欠である。この観点から、各地方自治体に、各種計画や戦略、
20 方針の策定や改訂に当たっては SDGs の要素を最大限反映することを奨励しつつ、関係府省庁の施策等も
通じ、関係するステークホルダーとの連携の強化等、SDGs 達成に向けた取組を促進する。

2030 アジェンダを構成する SDGs の達成に向けて各国は各々の背景を踏まえながら政策
を展開していくことになっていますが、日本の状況に鑑みて政府の SDGs 推進本部が検討・
25 発表したものが上記の 8 つの優先課題です。今後我が国では、この 8 つの優先課題に対応
するべく、関係省庁のリーダーシップの下で様々な政策が実行に移されていくことになり
ます。さらに自治体ではこの関係省庁の方針を受けて関係部署が SDGs に対応する形にな
ります。

30 一方、意欲ある自治体の中には、地域固有の条件を踏まえつつ国が示す枠組みを超えて
独自に SDGs に取り組むところも出てくることが予想されますし、そのような独自の試み
は推奨されるべきです。図 1.2 に示したように前者は①義務的・包括的な SDGs への対応
で、後者は自治体固有の条件を踏まえて推進する②自主的・選択的な SDGs への対応と位
置付けることができます。本ガイドラインでは主に後者の②自主的・選択的な取組に焦点
35 を当てて解説しています。

¹⁰ 出典: [首相官邸, 2016]

コラム 4：日本政府による 8 つの優先課題と SDGs のゴールの対応関係

以下に日本政府が掲げる 8 つの優先課題と SDGs のゴールの対応関係を示す。

1. あらゆる人々の活躍の推進（People）



貧困



教育



ジェンダー



成長・雇用



不平等



生産・消費

2. 健康・長寿の達成（People）



保健

3. 成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション（Prosperity）



飢餓



成長・雇用



イノベーション



都市

4. 持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備（Prosperity）



飢餓



水・衛生



イノベーション



都市

5. 省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会（Planet）



エネルギー



生産・消費



気候変動

6. 生物多様性、森林、海洋等の環境の保全（Planet）



飢餓



保健



海洋資源



陸上資源

7. 平和と安全・安心社会の実現（Peace）



平和

8. SDGs 実施推進の体制と手段（Partnership）



パートナーシップ

政府の掲げる 8 つの優先課題は包括的であるため、地域独自の優先課題とは、必ずしも一致しないこともあります。自治体独自の優先課題を整理し固有の政策目標を作成することが重要です。

（参考文献：[首相官邸, 2016]）

3-1-2. 自治体固有の課題の整理

自治体によって持続可能な開発を目指す上で直面する課題は大きく異なります。地域の経済の立て直しが最優先事項の自治体もあれば、人口減少や過疎化などに伴う地域コミュニティの連帯感の喪失といった社会問題の解決が喫緊の課題となっている自治体もあれば、環境破壊の抑制と自然生態系の保護を重視している自治体もあります。それ故、SDGs の達成といっても、自治体によって優先的に取り組むべき事項は当然異なります。首長も行政職員も、その他関連するステークホルダーも限られたリソース（人材、資金など）の下でどの課題を優先的に解決すべきか具体的に検討し、明確なコンセンサスを持っている必要があります。

10

まずは自治体固有の課題を整理し、優先順位を明確化していくことが重要です。これは SDGs 推進に対するそれぞれの地域のニーズや期待がどこにあるのかを検討することと同義といえます。過去の行政の成果を点検し、関係するステークホルダーへの聞き込みや市民や地元企業関係者を含む参加型のワークショップの開催などによって地元のニーズや期待を発掘、顕在化させていくことが求められます。ステークホルダー全員が議論して、苦勞しながら、コンセンサスを醸成していくプロセスそのものが地元を見つめ直す好機になります。優先順位を見つけ出す苦勞にこそ価値があるといえます。

15

20

自治体固有の課題を整理するにあたって地元地域の特徴（固有の歴史・文化、社会経済資産など）を見つめ直す作業が発生します。このような地域固有の特徴をローカルアイデンティティといいます。このローカルアイデンティティを見つけ出すことは、今後自治体独自の成長戦略を描く上で大変重要です。他の自治体にはない資産（物的資源だけでなく、人的資源や知的資源なども含みます）、すなわちローカルリソースを掘り起こして、上手く活用することにより、ローカルアイデンティティの強化がもたらされ、他の自治体にはない独自の魅力が生まれます。しかし、こうした独自の魅力というものは時として当事者である内部の人間には認識しづらいものです。従って自治体固有の課題や魅力の発掘の際には、外部の人間に議論に加わってもらうのも大変有効です。地元の人々の間では当然となって見過ごされてきた課題や魅力と一緒に掘り起こすのにも有効ですし、短所の発見や独りよがりのローカルアイデンティティの提示を回避することにも効果があります。

25

3-2. 政策目標と達成目標の設定

SDGs は全世界が 2030 年に向けて達成すべきグローバルな目標ですので、これを自治体レベルに落とし込む（ローカライズ）作業が必要になります。SDGs は 17 のゴール、169 のターゲットおよび約 230 の指標から構成されるものですが、その中には自治体行政の取組

5 になじまない、国家や国際組織単位で取り組むべき課題も掲げられています。このようなグローバルな目標の中から自治体固有の課題に対応するゴールとターゲット、そしてその進捗を管理するための指標を取捨選択（時には指標の読み替えや独自に提案）することが必要です。つまり、優先的取組事項の選択とローカルリソースの集中が重要です。

10 図 3.1 に SDGs 達成に向けた目標設定のあり方を示します。

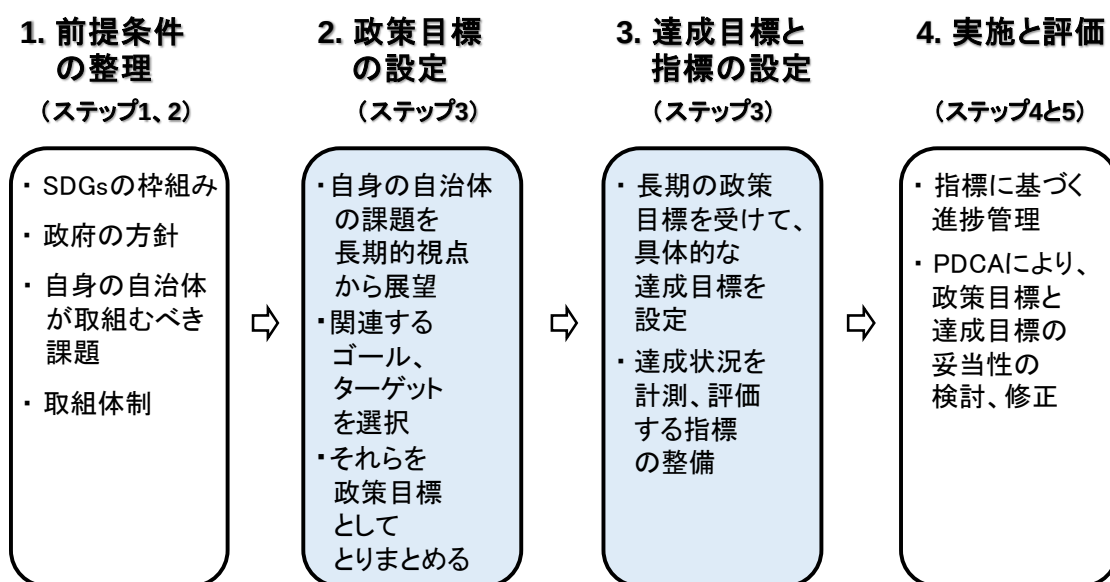


図 3.1 SDGs 達成に向けた目標設定のあり方

15 はじめに、SDGs におけるゴール、ターゲットや関連事項の調査を行います。この段階で自治体固有の課題の整理や約 230 の指標のレビューも終えておく必要があります。続いて、自治体の長期展望を見据えつつ、17 のゴール、169 のターゲットの中から取り組むものを選択して政策目標として取り纏めます。その後、長期の政策目標を受けて、具体的な達成目標の設定を行い、その達成状況を計測するための指標を設定します。

20 以降、設定した政策目標に沿ってアクションプログラムを作成、実行に移し、定期的に PDCA により、施策の進捗状況をフォローアップしていく流れとなります。次頁以降に、政策目標の設定にあたって配慮すべき事項を示します。

3-2-1. 政策目標と達成目標の設定時に留意すべき事項

目標設定にあたっては幾つか留意すべき点があります。表 3.1 に問題のある政策目標の設定の代表事例を示します。このような失敗に陥ることがないように、表 3.1 をチェックリストとして活用しながら適切な目標設定を行っていく必要があります。

5

表 3.1 問題のある政策目標の設定の事例

事例 1：総花的で主張の不明確な目標
・選択と集中がなされていない目標 ・地域の比較優位な側面が強調されていない目標 ・地域の事情と無関係に、環境・エネルギー、健康・介護、コンパクト化、EVなどのキーワードを並べた目標 ・複数の自治体が連携する場合、平等な参加形態にこだわって総花的な目標になる傾向
事例 2：既存の縦割り組織をそのまま反映した目標
・既存の縦割り組織をそのまま並べただけで、外部の意見を広く汲み取る機能を持たない組織構成の下に策定された目標 ・目標の内容が各部署の目標の寄せ集めとなりがちで、統一的シナリオが見られない事例
事例 3：ガバナンスとマネジメントが不明確な目標
・ガバナンスやマネジメントが見えない組織構成の下に作られた目標 ・新たな事業実施に向けた意欲、姿勢が見えにくい目標
事例 4：市民の姿が見えない目標
・見えるのは役所のみで、市民や民間団体の参加が見られない目標
事例 5：補助金申請のみに終始し、事業計画が具体性に欠ける目標
・地域活性化のための事業の企画というより単なる補助金申請のような企画
事例 6：具体的な達成目標の示されない目標
・将来像や KPI が明確に示されず、目標達成に向けたロードマップの具体性に欠ける企画 ・この場合、担当組織、担当者やそれらの責任、権限の所在等も明確でないことが多い ・達成目標が示されても、実現可能性の低い目標
事例 7：事業スキームの経済合理性に欠ける目標
・事業の採算性や経済合理性の視点の欠如した目標（金融機関等との連携も欠如しがち）
事例 8：公民連携における不明確な役割分担の下での目標
・旧態依然の公的組織中心の計画（民間の力：アウトソーシング等の活用が不十分） ・民に移譲しても良い作業、公が担うべき役割の線引きの曖昧さ
事例 9：多様な人材の登用に欠ける目標
・マネジメント、マーケティング、事業化等、自治体が得意でない分野における、外部人材の活用の重要性に対する認識の欠如 ・エンドユーザーと接する取組をはじめとした女性人材活用の重要性の認識欠如
事例 10：地域の生産者サイドの視点だけで、需要サイドの視点が見られない目標
・市場の実態や要望を把握せずに一方的に地元製品の良さを強調する企画 ・生産者サイドの視点のみで、地元製品の出口や需要サイドから見た視点が欠如した事業スキーム ・自らの強みや魅力に気づいていない事例

問題のある目標設定の事例の中でも多く見られるのが「総花的で主張の不明確な目標」（表 3.1 の中の事例 1）です。一般的に、自治体内の各部門、各部署にそれぞれ目標を設定してもらい、それらを単純に束ねる形で目標設定をしてしまうと、あれもこれもという、いわゆる「総花的」な目標となってしまうがちです。これではその自治体の特徴や独自性という点が十分に発揮されません。自治体として様々なことに取り組んでいることを対外的にアピールすることも必要ですが、目標設定に際しては「選択と集中」が必要です。「選択と集中」は当然、自治体の規模によって異なります。本ガイドラインのタイトルが「私たちのまちにとっての SDGs」となっているのはこの点に配慮したものです。

従って、目標設定にあたってはボトムアップ的なアプローチを採用するだけでなく、「（仮称）SDGs マネジメントボード」構成メンバー（2-4 参照）などが中心となりトップダウン的に設定した方が上手くいく場合もあります。地域の状況や特徴を客観的にみることが可能な、「部外者」（よそ者）をメンバーに入れるのもその自治体固有の目標を設定する上で有益です。

3-2-2. 政策目標と達成目標の設定のありかた

図 3.2 は、政策目標と達成目標の設定のありかたに関して、2つのタイプをイメージ化して示したものです。

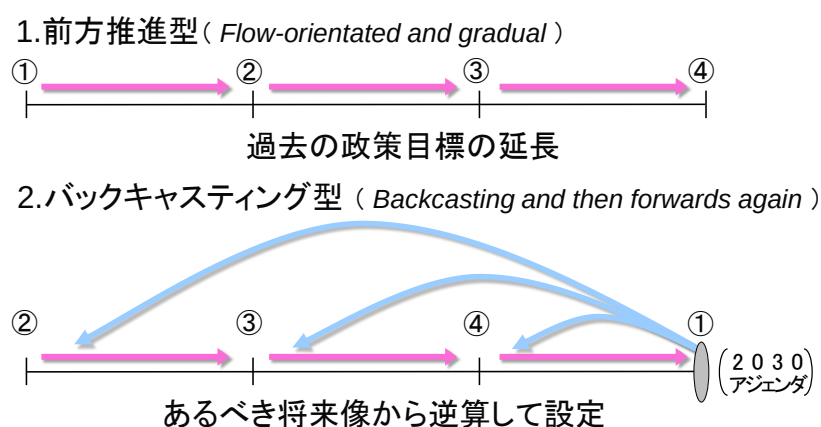


図 3.2 政策目標と達成目標の設定のありかたに関する 2つのタイプ¹¹

従来は過去の政策目標と達成目標の延長線上に将来の計画を描くケースが多く見られましたが、そのような有指向性、逐次的な目標設定の仕方だけではダイナミックに変化するこの世の中の流れに対応できないことがあります。SDGs のプログラムで強く推奨されているのがあるべき将来像（2030 アジェンダ）から逆算して目標を定める、いわゆる「バックキャスト」の考え方です。一方、国内的にも国際的にも変化の激しい現在の政治、経済、社会の状況の下で、将来の中長期の予測を行っても予測結果は変わる可能性もあるため、随時目標を変更できるような柔軟な体制を敷いておくことが重要です。

¹¹ 参考文献: [Jan Rotmans, René Kemp, Marjolein van Asselt, 2001]

また、ここで設定される政策目標は SDGs 推進に係わるあらゆるステークホルダーにとって魅力あるものでなければなりません。目標を達成する途中では、時に一部の関係者に負担や忍耐を求めることも発生します。そのような場合、魅力的な将来像を示すことができないければ、ステークホルダーは徐々に距離を置くようになり、計画全体の実現可能性が危うくなります。国際標準化機構 ISO が 2016 年に発行した新しい国際標準 ISO 37101（コミュニティの持続可能な開発－持続可能な開発のためのマネジメントシステム）でも、持続可能性を追求する上で、1) 魅力の強化、2) 自然の保護、3) レジリエンス向上、4) 資源の有効活用、5) 社会的結束力の強化、6) 幸福の追求が重要であると記しており、最初に魅力ある将来像の提示が欠かせないということが強調されています¹²。

3-3. 達成目標の進捗状況を計測する指標の設定

3-3-1. 自治体版 SDGs 指標の整備

自治体の独自性を発揮できる目標と取組事項を定めた後にすべきことは、その取組状況、進捗状況を計測・管理するための指標を設定することです。ここでいう指標とは、政策目標および達成目標の進捗状況を定量的・定性的に測るための尺度です。例えば、平和・安全をゴール／ターゲットとした場合は、犯罪被害者数等が指標となり得ます。しかし、国連統計委員会で提案されている約 230 の SDGs グローバル指標は、世界全体の SDGs 達成状況をフォローアップ、レビューするために検討されたもののため、自治体レベルで使用するには適さない指標が多々含まれています。また、国家単位ではデータが収集できても自治体単位ではデータを収集できない指標も多数存在します。そこで、自治体固有の課題への取組状況をフォローアップするための独自の自治体版 SDGs 指標の整備が必要になります。

自治体版 SDGs 指標の整備に際しては、2 つのアプローチが考えられます。

①多くの自治体がデータを収集していて相互比較が可能となる「共通指標」

②自治体が独自に設定し、ローカルアイデンティティを表す「独自指標」

①、②の二段構成で指標群を構成するという方法も考えられます。①によって他自治体と比べた時に比較優位な分野や項目の発見が容易になり、②によって独自の取組の情報発信が可能となります。

以下、自治体の〔自主的・選択的〕な取組の進捗状況を測るための「独自指標」の整備方法の一例を示します。

¹² 参考文献: [ISO, 2016]

手順 1：SDGs の 17 のゴール、169 のターゲットから優先的に取り組むものを選択します。
選択は課題解決や地域の魅力を伸長するなどの観点から行います。これらが全体として、その自治体の政策目標となります。

- 5 手順 2：約 230 の SDGs グローバル指標の精査を行い、取組の進捗状況を定量的・定性的に計測可能な指標を選定します。使用目的に合致する指標がない場合や、指標値の計算に必要な情報を収集できない場合は SDGs グローバル指標の定義を読み替えて指標を改変します。使用目的に沿ったものが存在しない場合は、独自に指標を考案します。

この段階で、自治体版 SDGs（ローカル）指標群の整備完了。

10

指標を用いて取組の評価を試みる場合、最初のステップは、評価に必要とされるデータを収集することです。しかし、自治体レベルの取組を評価する際、この点で大きな困難に直面することが多くあります。収集可能なデータには限りがあるためです。理念的に大変素晴らしい指標であっても指標値計算のために必要なデータがなければ役に立ちません。

- 15 そこで、自治体単位で入手可能なデータを精査し、その上で適切なデータを組み合わせて指標を開発しなければなりません。この作業は一般に大変な労苦を伴います。

上記の手順 2 に取り組んだ事例を参考資料 3 として本ガイドラインの末尾に示します。
約 230 のグローバル指標の中で、国内の事情に適さないものや自治体レベルでデータが収集できないものを、日本の自治体の固有の条件を踏まえて適用可能なように読み替える作業を「ローカライズ」と呼び、そのような作業を経て整備した指標を「ローカライズ指標」と呼称しています。参考資料 3 では自治体行政と最も係わりの深いゴール 11 の指標についてローカライズした事例を示しています。ここに示した事例は試行段階のもので今後も引き続き、データの収集可能性や指標の有効性に関して精査し、ブラッシュアップを図る必要
25 があります。その点にご留意頂いた上で適宜ご参照下さい。

3-3-2. 既往の指標の参照

上記のように、自治体への SDGs の導入において、最も大きなバリアーになりそうなものが指標の選択・設定です。このような状況に鑑みて、既往の自治体の評価ツールの事例を紹介します。我が国の全市区町村の統計データを精査・収集し、環境、社会、経済のトリプルボトムラインの観点から自治体の環境性能を評価する CASBEE-都市という評価ツール（多数の指標で構成）が開発されていますので、これを活用するというのも一つの有効な方法です¹³。CASBEE-都市には予め全国市区町村の情報がデータベース化されているため、評価を実施したい自治体の名前を選択するだけでその自治体に関する様々な情報を瞬時に把握することができます。このツールは内閣府地方創生推進事務局が事務局を務めて推進されている政府の「環境未来都市」構想でも選定自治体の取組のフォローアップに活用されています。表 3.2 に CASBEE-都市の評価項目、評価指標およびデータの出典を、図 3.3 にこの CASBEE-都市を用いて全国の市区町村の環境性能評価を実施した事例を示します。

CASBEE-都市に関する最新情報は一般財団法人建築環境・省エネルギー機構（IBEC）の専用ウェブサイト上から閲覧可能ですので適宜ご参照下さい。

■CASBEE-都市紹介ウェブサイト

http://www.ibec.or.jp/CASBEE/cas_city/casbee_city2013.htm

¹³ 参考文献: [都市の環境性能評価ツール開発委員会（一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構に設置）, 2014], [Shun Kawakubo, Shuzo Murakami, Toshiharu Ikaga, Yasushi Asami, 2017]

表 3.2 CASBEE-都市(2013 年版)の評価項目¹⁴

	大項目	中項目	小項目	評価指標	データ出典
環境品質・活動度	Q1 環境	Q1.1 自然保全	Q1.1.1 自然的 土地比率	(林野面積+主要湖沼面積) / 総面積	国土交通省国土地理院 「全国都道府県市区町村別面積調」
		Q1.2 環境質	Q1.2.1 大気質	光化学オキシダント（平均値）昼間 1 時間値が 0.12ppm 以上の日数	国立環境研究所「環境 GIS」
			Q1.2.2 水質	河川 BOD の日間平均値の 75% 値	国立環境研究所「環境 GIS」
		Q1.3 資源循環	Q1.3.1 一般廃棄物の リサイクル率	ごみのリサイクル率	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル 対策部 「一般廃棄物処理実態調査」
		Q1.4 CO ₂ 吸収源 対策	Q1.4.1 森林による CO ₂ 吸収源 対策	森林面積×吸収原単位* / 補正人口 *吸収原単位= 全国の森林による CO ₂ 吸収量 / 全国土面積	農林水産省センサス統計室 「世界農林業センサス」、 国立環境研究所 「日本国温室効果ガス インベントリ報告書」
	Q2 社会	Q2.1 生活環境	Q2.1.1 住居水準充実度	1 住宅当たり延べ床面積	総務省統計局 「住宅・土地統計調査報告」
			Q2.1.2 交通安全性	交通事故発生件数 / 補正人口	警察庁交通局「交通統計」
			Q2.1.3 防犯性	刑法犯認知件数 / 補正人口	警察庁刑事局「犯罪統計書」
			Q2.1.4 災害対応度	二次医療圏内の災害拠点病院数 / 二次医療圏域内人口	防災科学研究所 「災害拠点病院等データベース WEB 版」
		Q2.2 社会サービス	Q2.2.1 教育サービス 充実度	(小学校児童数+中学校生徒数) / (小学校教員数+中学校教員数)	文部科学省生涯学習政策局 「学校基本調査報告書」
			Q2.2.2 文化サービス 充実度	(公民館数+図書館数) / 総面積	文部科学省生涯学習政策局 「社会教育調査報告書」
			Q2.2.3 医療サービス 充実度	医師数 / 補正人口	厚生労働省大臣官房統計情報部 「医師・歯科医師・薬剤師調査」
			Q2.2.4 保育サービス 充実度	保育所数 / 5 歳未満人口	厚生労働省大臣官房統計情報部 「社会福祉施設等調査報告」
			Q2.2.5 高齢者サービス 充実度	老人ホーム数 / 65 歳以上人口	厚生労働省大臣官房統計情報部 「社会福祉施設等調査報告」
		Q2.3 社会活力	Q2.3.1 人口増減率	人口増減数（出生数－死亡数＋ 転入数－転出数） / 総人口	厚生労働省大臣官房統計情報部 「人口動態調査」 総務省統計局 「住民基本台帳人口移動報告年報」
			Q2.3.2 健康寿命	(男性の健康寿命+女性の健康寿命) / 2 健康寿命＝65 歳平均余命－65 歳平均要介護期間	厚生労働省大臣官房統計情報部人口 動態・保健統計課「市区町村別生命 表」
	Q3 経済	Q3.1 産業力	Q3.1.1 1 人当たり GRP 相当額	(農業産出額+製造品出荷額等+ 商業年間商品販売額) / 補正人口	農林水産省大臣官房統計情報部 「生産農業所得統計」 経済産業省経済産業政策局 「工業統計表」、「商業統計表」
			Q3.1.2 労働力	就業者数 / 15 歳以上人口	総務省統計局「国勢調査報告」
		Q3.2 財政基盤力	Q3.2.1 地方税収入額	地方税 / 補正人口	総務省自治財政局「市町村別決算状 況調」
			Q3.2.2 地方債残高	公債費比率	総務省自治財政局「市町村別決算状 況調」
環境負荷	L1 エネルギー 起源 CO ₂ 排出量	L1.1 産業部門	—	産業部門（製造業、建設・鉱業、 農林水産業）の CO ₂ 排出量 / 補正人口	環境省 「地球温暖化対策地方公共団体 実行計画（区域施策） 策定支援サイト： 部門別 CO ₂ 排出量の現況推計」
		L1.2 民生家庭部門	—	家庭部門の CO ₂ 排出量 / 補正人口	
		L1.3 民生業務部門	—	業務部門の CO ₂ 排出量 / 補正人口	
		L1.4 運輸部門	—	運輸部門（自動車、鉄道、船舶）の CO ₂ 排出量 / 補正人口	
	L2 非エネルギー 起源 CO ₂ 排出量	L2.1 廃棄物分野	—	一般廃棄物分野の CO ₂ 排出量 / 補正人口	
			—	—	

補正人口＝（昼間人口+夜間人口）÷2

¹⁴ 出典: [都市の環境性能評価ツール開発委員会（一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構に設置）, 2014]

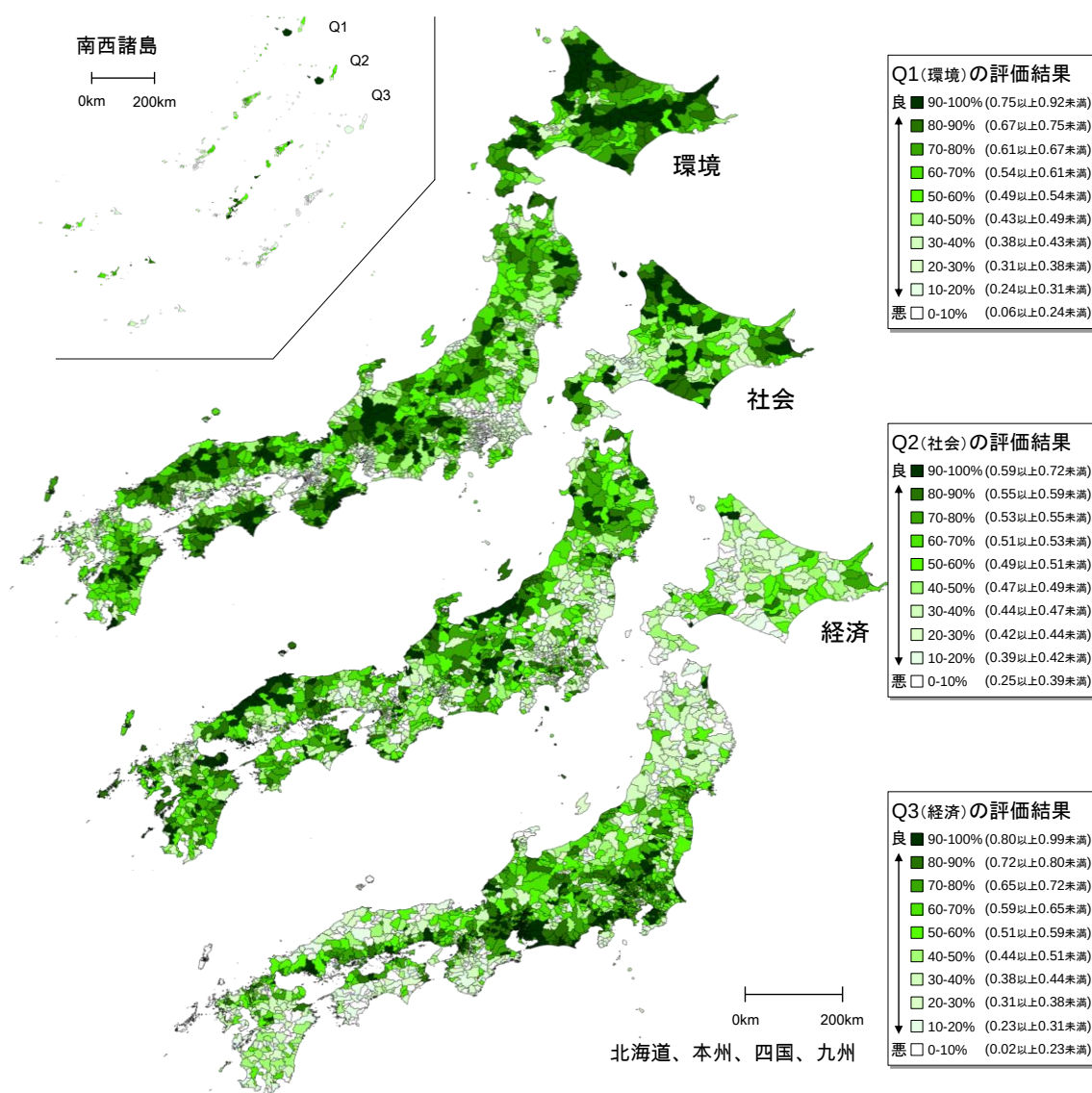


図 3.3 全国市区町村の環境性能評価に関する事例¹⁵
(評価ツール CASBEE-都市に基づく)

5

図 3.3 の日本地図上で色が濃くなっている地域は全国の中で相対的に高い評価の地域で、反対に色が薄くなっている地域は相対的に低い評価の地域です。重要なことは地域間比較を実施して優劣を明らかにすることではなく、自身の実態を認識し、どのような対応策を必要としているかを把握して改善策を練ることです。「誰一人取り残されない (no one will be left behind)」という理念の下、SDGs に取り組むことによって全ての自治体が開発の恩恵を享受できるようにすることが重要です。

10

¹⁵ 出典: [川久保, 伊香賀, 村上, 浅見, 2013]

コラム 5：約 230 の SDGs グローバルインディケーター（指標）

SDGs の進捗状況は、SDGs グローバル指標を用いてフォローアップ、レビューされることになっています。また、国や地域レベルで開発される独自の指標により補完されるものとされています。

<関連記述>

The Goals and targets will be followed up and reviewed using a set of global indicators. These will be complemented by indicators at the regional and national levels which will be developed by Member States. [United Nations, 2015]

SDGsグローバル指標が決定するまでの経緯

2015年3月に設置された統計の専門家から構成されるグループ（IAEG-SDGs: Inter-Agency Expert Group on SDG Indicators）において指標案の検討が開始され、翌年の2016年3月に開催された第47回国連統計委員会にて、230のSDGsグローバル指標が提案されました。2017年3月に開催された第48回国連統計委員会にて更なる改訂が行われ、現時点で232のSDGsグローバル指標が提案されています。

SDGsグローバル指標の活用方法

SDGs自体はグローバルな目標ですが、各国の置かれている状況や優先して取り組むべき事項は異なるため、SDGsグローバル指標に関しては全てを利用する必要はなく選択して活用しても良いとされています（SDGsグローバル指標は世界全体のSDGs達成度を測るためのものという位置づけになっています）。

SDGsグローバル指標の利用可能性

指標はSDGsの達成状況や取組の進捗状況を捕捉する上で重要なツールですが、指標値を計算するためのデータがなければ役に立ちません。その意味で、データの利用可能性（データアベイラビリティ）は大変重要です。しかし、SDGsグローバル指標は国レベルではデータの利用可能性が検証されていますが、自治体レベルでは検証されていないため、中にはデータが揃わずにフォローアップに活用できないものもあります。

上記の課題を解決するため、IAEG-SDGsは継続的に集まって議論を行い、定期的に指標をアップデートしていくとしています。最新情報は国連統計委員会のウェブサイトでご確認頂けます。

■国連統計局 SDGs 指標に関するウェブサイト <http://unstats.un.org/sdgs/>

いずれにしても、SDGs グローバル指標は未完成かつ、そのままの形では自治体の取組の進捗状況管理には適さないものが多いので、自治体において SDGs に取り組む際には指標の読み替えや独自指標の整備などの工夫が必要です。

3-3-3. 達成目標の具体化¹⁶

自治体版 SDGs（ローカル）指標を整備しただけではゴールやターゲットの達成に向けた進捗状況の計測には使用できません。現時点における実態（例えば、2015 年時点における犯罪発生件数＝○ [件／年]）を把握しつつ、達成目標を具体化（例えば、2030 年時点に犯罪発生件数＝△ [件／年] まで減少）することが必要になります。達成目標の具体化に際しての留意事項を以下に示します。

1) 特に重要な達成目標の設定

自ら掲げた政策目標を受けて具体的な達成目標を設定することになりますが、必要に応じてその目標の中でも特に大事なものを KPI（Key Performance Indicator）として位置付けます。KPI は自治体の主要政策目標、達成目標の進捗状況を対外的に発信する際に活用するものになるため、その自治体にとっての必要性や独自性を反映したものでなくてはなりません。

KPI の進捗状況の管理には先に開発した自治体版 SDGs 指標を活用します。指標の設定に際しては先述の CASBEE・都市などの提案指標や、環境モデル都市、環境未来都市の各自治体計画の指標設定を参考にすることも有効です。また、総合計画や地方版総合戦略などにおける指標との整合も考慮する必要があります。政策目標および達成目標を定期的にフォローアップするためにも、極力自治体が自ら定期的にデータを収集できる指標を設定することが望ましいです。

2) 基準年／基準値と目標タイプの設定

目標の設定に際してはタイムスケジュールに関する配慮が必要で、基準年／基準値をどこに設定するかは重要な問題です。特定の時点（例：2030 年までに 2000 年比で○%増／減など）や特定の期間（例：2025 年～2030 年の平均値を 2010 年～2015 年の平均値と比較して○%増／減など）、ベースラインの設定の仕方にも様々な種類があります。

他にも、量的な目標設定に際しては、総量目標とするか原単位目標とするか検討することも必要になります。前者は、例えば自治体の温室効果ガス排出量を○[Gt・CO₂]削減する（或いは基準年比○%削減する）といった目標の立て方で、後者は、例えば自治体の住民一人当たりの温室効果ガス排出量を○[t・CO₂/人]削減するといった目標の立て方です。取組内容にあわせてどちらか、或いは両者を組み合わせた目標設定が必要になります。

以上を踏まえながら、自治体独自の主要な政策目標および達成目標を設定し、整備した SDGs 指標を用いて進捗状況をフォローアップしていきます。

¹⁶ 参考文献: [GRI, United Nations Global Compact, WBCSD, 2015]

ステップ4: アクションプログラム

4-1. 自治体版 SDGs アクションプログラムの策定

ここまで、ステップ 1 で SDGs を理解し、ステップ 2 で SDGs 達成に向けて取組体制を構築し、ステップ 3 で政策目標、達成目標および指標の設定をしてきました。続いて、自治体ごとに異なる政策目標、達成目標および指標を組み込んだ「自治体版 SDGs アクションプログラム」の策定が必要です。すなわち、政策目標を達成するための具体的なプロセスを計画していくことになります。

アクションプログラムの策定方法には、複数のパターンが考えられます。以下、代表的なアクションプログラムの策定方法を示します。

表 4.1 アクションプログラムの策定方法の事例

アクションプログラム	策定方法	例
1) 総合計画に盛り込む	自治体の最上位計画である総合計画と SDGs の取組をリンクさせる。	総合計画
2) 個別の戦略や計画に盛り込む	自治体が策定する個別の戦略や計画に SDGs の要素を盛り込む。	地方版総合戦略、都市計画マスタープラン、環境基本計画 等
3) 独自に SDGs 取組計画を練る	既存の計画等にとらわれずに、SDGs の概念を組み込んだ個別の戦略や計画を練る。	SDGs 取組計画

上記 1.～3.は必ずしも別個に取り組む必要はありません。場合によっては複数同時に対応することも考えられます。1.および 2.に関しては、計画や戦略の目標年次を SDGs の目標年次である 2030 年に合わせるという方法も考えられます。そのようにすることによって、自治体の各種取組が SDGs の推進にダイレクトにリンクするようになります。

アクションプログラムの策定時には考慮すべき視点が幾つか存在します。チェックポイントとして例えば以下のような視点が挙げられます。

1. 提案の合理性
- 5 ・ 経済、社会、環境のトリプルボトムライン
 ・ 新しい価値の創出と地域活性化
2. 提案のモデル性・先導性
3. 地域に適応した取組
 ・ 独自性、多様性、包摂性
- 10 4. 取組の実現可能性
 ・ ロードマップの策定
5. 計画・取組の具体性、継続性／持続性
6. 推進組織のガバナンス
 ・ 首長、プロジェクトマネージャーの指導力、情熱
- 15 ・ 多様なステークホルダーの連携の仕組み
7. ステークホルダーの組織化
 ・ 多様なステークホルダーの参加
 ・ 特に市民との連携の推進
 ・ 女性を含む多様な主体の参画
- 20 8. 事業スキームと資金メカニズム
 ・ 金融機関等との連携
 ・ 地元で資金が循環する仕組みづくり
9. 検証体制と情報発信
 ・ 指標を用いた計測による進捗管理のガバナンス
- 25 ・ PDCA サイクル

- 上記に掲げたチェックポイントはアクションプログラム策定時に考慮すべき視点の代表的な視点であり、全てではありません。自治体によって置かれている立場や状況も、優先すべき課題も異なるため、上記を参考としながらも個々の事情を踏まえつつ独自の視点で魅力あるアクションプログラムを提案することが重要です。アクションプログラム策定の際には十分独自性のあるものを打ち出す必要があります。その際に参考となる考え方を本章末尾のコラムに示します。

4-2. 自治体版 SDGs アクションプログラムの実施

SDGs の達成に向けて新しい取組を推進していくことは容易なことではなく、数々の課題やバリアーに直面することになります。しかし、このような新たな課題の出現に対して、SDGs のコンセプトに沿ってスマートかつ柔軟に対応することができれば、そのような課題は「チャンス」や「新たな成長の機会」に変化します。これは決して開発途上国だけに当てはまる話ではなく、先進国と言われる日本においても同様のことを指摘することができます。むしろ、日本は世界に先駆けて人口減少、少子高齢化問題に直面する課題先進国です。このような課題を抱える日本がその解決策を見つけ出すことができれば、それは将来において世界の様々な国が日本と同様の課題に直面した時に支援や協力を提供できる機会をもたらす、国際的なパートナーシップを推進できる良いチャンスを与えます。このような意味でも、課題先進国の日本の自治体は、自治体版 SDGs アクションプログラムを立案して課題解決に取り組み、国際貢献を果すべきです。

自治体版 SDGs アクションプログラムの実施にあたっては以下に記す事項への対応が必要不可欠です。

4-2-1. 関係ステークホルダーの人材育成

自治体版 SDGs アクションプログラムを推進する上で、関係するステークホルダーの構成メンバーの能力開発は極めて重要な課題です。それぞれの職務内容に応じたトレーニングや実践の機会を設けることによって継続的な能力開発を進めることができます。ダイナミックに変わる国際情勢、国内情勢を把握しつつ、適切な対応を行うためには新人職員だけでなく、ベテラン職員にとっても継続的な能力開発は必要不可欠といえます。

自治体が能力開発を行うために実施すべき事項としては以下のようなものがあります。

- ・ SDGs に関連する最新動向や関連情報の継続的な収集と周知
- ・ 関連情報を学ぶことができる講習会やトレーニングコースの設置、学習資料の提供
- ・ 関連する部局間や他機関との交流の機会の提供

自治体版 SDGs アクションプログラムの成否を左右するものとして、ステークホルダーの能力の他にメンバーのモチベーションの高さ（やる気）を指摘することができます。適切な情報を適切なタイミングで提供し、各々が SDGs に取り組む意義を理解し、自身の仕事に誇りとやりがいを見出すことが重要です。

4-2-2. 実現可能性を支えるファイナンスの充実

2015 年 7 月、各国の首相や大統領、財務大臣、外務大臣などの世界のリーダーが集まる第 3 回開発資金国際会議がエチオピアの首都アディスアベバで開催されました。これは、2030 アジェンダなど、今後変革を求められる国際情勢の中でどのようにしてその資金を確保するか話し合う場として設けられたものです。この会議の成果文書として、開発資金に関する今後の枠組みなどを定めた「アディスアベバ行動目標（Addis Ababa Action Agenda（AAAA）」¹⁷が纏められました。この成果文書の中で、持続可能な開発は準国家的主体である自治体レベルで推進されることを認識し、その取組を支援していくことが目標として明確に謳われています。

- 10 上記のように、自治体におけるファイナンスの充実は SDGs アクションプログラムを推進する上で極めて重要であり、強化が図られなければなりません。自治体行政の役割と責任は近年拡大し続けていますが、その一方でその役割や責任を果たす上で必要となる財源は安定的とはいえません。SDGs アクションプログラムの推進にあたっては新しい取組のために追加的な資金が必要となって益々自治体財政の状況を圧迫しかねません。そこで、
- 15 SDGs アクションプログラムの実現可能性を支えるファイナンスの充実が必要です。

1) 自治体財政の枠組みの強化¹⁸

SDGs アクションプログラムを着実に実行するためには、財政的基盤を確立することが重要であり、以下の複数のアプローチが必要となってきます。

20 1-1) 自主財源の強化

歳入を増加させるには、自治体の自主財源となる住民税、事業税、固定資産税等の地方税の増加政策とともに滞納率を下げる事にも注意を払う必要があります。

- 加えて、地方分権一括法で、地方自治体は、地方税法外の法定外税を総務大臣との事前協議で新設できるようになり、既に北九州市の「環境未来税」や東京都の「大型ディーゼル車高速道路利用税」が導入されています。これらは、単なる財源確保ではなく、環境問題や政策課題の解決の目的税であり受益者負担とも深く連動しています。法定外税は、自治体の権利として認められた課税制度であり、SDGs の推進や今後の社会情勢に合わせて積極的に検討すべきです。
- 25

- さらに、中心市街地活性化法制定以降、エリア内で都市政策と産業政策を一体的に進め、集中的に投資し、まちづくりを進めるというエリアマネジメントの手法が根付いてきています。欧米では、このための財源を徴収する BID（Business Improvement District）が既に多用されています。この制度は、エリア内の土地及び建物所有者を対象に、自治体が特別に課税して税金を集め、地域経済の要となるまちづくり会社や商工会議所、商工会等に配分して具体的な事業を進めるものです。
- 30

¹⁷ 出典: [United Nations, 2015b]

¹⁸ 出典: [Global taskforce of local and regional governments, UN-Habitat, UNDP, 2016]

これまで日本では導入されてきませんでしたが、大阪市が 2015 年から JR 大阪駅北側の「うめきた先行開発地区」で実施しており、今後大阪だけでなく、官民連携の下で整備と運営を一体的に進めるための財源として導入が期待されています。

5 1－2）歳出の抑制

一方で歳出を抑えるには、公共サービスを社会変化に合わせて集中と選択、優先順位をつけることや既に使命を終えた政策や無駄な事業を廃止する等のスクラップ＆ビルドの手法の導入や、効果測定や評価を実施し費用対効果を検証することも重要となっています。

10 1－3）国の競争的助成支援制度の活用

国は、省庁ごとに競争的な補助金、助成金や交付金制度を設け、地方自治体の先進的で積極的な取組に対して助成しています。環境モデル都市、環境未来都市等は、各自治体の事業計画を国が評価し、認定することで事業費の補助が受けられる仕組みとなっています。その中で、地方創生交付金は、自治体の提案内容に自由裁量権があり、成果を上げる手法や道筋は自治体に委ねられており、これまでのプロセス管理からプロダクト管理、成果管理へと推移しています。SDGs アクションプログラムの推進には、成果が最も重要となることから、地方創生と同様に交付金制度による支援が不可欠といえます。自治体の自主財源強化のためには、各省庁にある多数の補助金や助成金、交付金情報を獲得し、常にそれに関心を持って、事前に準備することが重要となります。

20

1－4）国から地方自治体への税源の移譲の推進

国においては、2001 年の三位一体の改革から地方分権一括法（第 6 次）を経て、地域の自主性及び自立性を高めるための総合的改革が行われ、国から地方自治体への事務・権限の移譲だけでなく税財源の移譲や地方交付税の一体的な見直しが進んできました。

25

今後も地方自治体は、国と地方の役割分担に叶った財源配分、課税方法や税率等の権限を求めていく必要があります。

2) 多様な資金調達手法の導入

歳入、歳出の見直しや自主財源強化以外にも、政府系ファンドや民間ファンド等、多様な財源と投融資制度を積極的に活用することも有効です。SDGs 推進には、幅広い分野の事業が想定されるとともに、自治体と民間、市民、NPO 等の連携が不可欠であり、自治体だけでなく民間が主役となる事業が多くあります。そこで、民間企業とのパートナーシップを強化し協働して、政府系ファンドや民間ファンドの調達も視野に入れる必要があります。

- さらに日本でも ESG 投資¹⁹の動きが活発化しているだけでなく、自治体が発行するグリーンボンド²⁰にも関心が集まり、金融市場からの資金調達も実現性が高くなっています。同時に、最近注目を集めているのがふるさと納税制度です。これまで住民や企業は、居住地に納税義務がありましたが、この制度により、自らが選択して納税できることになりました。都市部に集中する人口、企業に比例している住民税、法人税が、地方の小規模自治体にも配分されることとなります。自治体版 SDGs アクションプログラムが魅力的なものに仕上がれば、民間企業にとって有望な進出先となり得るとともに、ふるさと納税の対象となり、地元への投融資を増やすチャンスとなります。

次頁の表 4.2 に、上述した点を含めて自治体 SDGs 達成に向けた取組を促進するための資金調達の仕組みを示します。

¹⁹ ESG 投資: 環境 (Environmental)、社会 (Social)、ガバナンス (Governance) に対して積極的に取り組んでいる企業を重要視して行う投資。

²⁰ 市場から環境対策に必要な資金を調達するために発券される債権。

表 4.2 自治体における資金調達の仕組みの事例²¹
(Getting Started with the SDGs in Cities 他を参考にして作成)

資金調達の仕組み	概要	例
地方税	特に、住民税は多くの自治体において重要な税源	固定資産税
公共サービス利用料金	適切な公共サービス利用料金の設定は、サービス品質と自治体の経済効率を向上させる	水道料金
国・都道府県からの助成金	自治体の財政の多くの部分を占めている資金	地方交付税 交付金
資産管理と収益化	土地、建物、サービス等の適切な資産管理とそれらのリース又は販売による収益化	地方公営企業、 市営住宅
コスト回収、価値創造 (Cost recovery or value capture)	受益者（企業・市民）に財政負担を分担し、インフラの整備等によって利益を還元させる。また、インフラ投資や土地利用の変化などによって得られた利益を一部自治体に還元するメカニズム	BID 制度
開発銀行	開発銀行等の低金利貸出・長期間貸出	世界銀行
官民パートナーシップ	公共部門と民間部門のパートナーシップによる利益の創出	PPP、PFI
国際団体からの助成金	特に開発途上国等におけるスラムの再開発、保健、教育、水の供給と衛生、ジェンダーの平等などの分野への投資	OECD、 JICA
慈善団体からの助成金	格差是正、弱者支援等に対して拠出される助成金	赤十字社
クレジット市場	市場メカニズムを介した民間投資。 銀行貸出モデルと地方債の発行モデル	グリーンボンド、 クラウド ファンディング
寄附	金銭その他の財産を無償で公共事業などに供与すること、又はこれを約束すること	ふるさと納税

²¹ 参考資料: [SDSN, 2016]

4-2-3. 自治体間連携

自治体版 SDGs アクションプログラムを推進する上で重要なことは、自治体間連携を促進することです。

- 5 自治体の所在する経済圏、生活圏での枠組み（隣接する自治体）に捉われず、理念や課題が共通する国内外の自治体が連携体制を形成し、単独では解決しきれない課題の解決や先駆的な取組を進めるため、自治体間連携の枠組みを確立して、成功事例（時には失敗事例も）を共有し、これを全国に展開し、どのように取り組めば自身の自治体でも成功事例を実現できるかを共に検討することが重要です。「環境未来都市」構想に選ばれた自治体の間では、それぞれの自治体の事情をふまえて、レジリエンス向上等に関する連携の輪が広がっています。
- 10

自治体レベルで SDGs の達成に向けて各種取組を行う際、ファイナンスを含め国や都道府県の支援を必要とする場面も出てくるものと想定されます。そのような時に複数の自治体が共同で支援の要望をする方が、効果的な場合が多いと思われます。

- 15 また、4-2-1.に示した人材育成の観点からも、様々な自治体の担当者と交流することは、スキルアップやモチベーションアップをもたらします。こうしたことから、自治体主導のボトムアップアプローチは SDGs 達成の上でも非常に重要な手段といえます。

- 多くの自治体では、日頃から他自治体の事例を調査・研究し、政策推進の参考にしていくと考えられます。こうした中で、自らの自治体と似たような理念や課題を共有する自治体が見つかった場合、そうした自治体との情報交換などを通して、連携につながっていくことが考えられます。
- 20

- また、SDGs に関しては、「環境未来都市」構想推進協議会（事務局：内閣府地方創生推進事務局）の参加自治体の活動事例が参考になると考えられます。「環境未来都市」構想推進協議会では、2017 年に「都市が中心となった「持続可能な開発目標（SDGs）検討 WG」」が開催されました。このような協議会活動等に参加することで、様々な自治体とのネットワークが構築され、自治体間連携に発展していく可能性が高いと考えられます。
- 25

（参考）

- 30 「環境未来都市」構想推進協議会（内閣府地方創生推進事務局）
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kankyo/torikumi/pclcc.html>
「持続可能な開発目標（SDGs）検討 WG」の活動内容報告
http://future-city.jp/pclcc/WG_12/
<http://www.city.yokohama.lg.jp/ondan/futurecity/sdgs/sdgs-h28-1.html>

35

コラム 6：独自性のある地域デザインを行うためのヒント （目標／指標の選択時における地域デザイン要素の因数分解）

自治体で SDGs に取り組むにあたって、各々の自治体の固有の条件を踏まえた独自性のある施策を打ち出すことが重要ですが、ゼロの状態から施策を検討することは大変困難なものです。そこで、例えば地方創生のキーワードである「まち」、「ひと」、「しごと」の概念を因数分解して基本となる構成要素を列挙し、そこからどの要素を組み合わせると新たな価値の創出に向けた相乗効果が発揮できそうか考えるところからスタートすると効果的かもしれません。以下に、「まち」、「ひと」、「しごと」に係わるキーワードを例示的に並べましたので、適宜ご参照下さい。

まち	•	中心市街地	商業施設	集客施設	文化施設	遊歩道	地域連携・統廃合	過疎化
	•	地域交通インフラ	ICTインフラ	産業インフラ	医療・介護インフラ	レジリエンス		
		コンパクト化	再開発	界隈	景観	縮小/拡大計画	行政改革	
	•	歴史・文化	ソーシャルキャピタル	絆	共有			等
ひと	•	女性	市民	若者	学生	高齢者	子ども	部外者・外国人
	•	人口減少	核家族	晩婚	ひとり暮らし	健康志向・ウォーキング		
	•	ライフスタイル	価値観	モラル	交流	公的サービス		
		人材活用	リーダーシップ	首長の情熱	プロジェクトマネージャー			等
しごと	•	地元資源	農林漁業	製造業	サービス業	観光業	伝統工芸	
		産業集積	新技術・新産業	社会/物的/人的資本	地域の最大企業としての自治体			
	•	雇用	事業スキーム	市場戦略	公民連携	PPP・PFI	土地・施設の利転用	
		税金・補助金	民間資金	付加価値創出	特区・規制緩和	企業誘致	ESG投資	
	•	ブランディング	地元商品プレミアム	DMO	教育・人材基盤	就業者支援環境		等

ステップ5: フォローアップ

5-1. フォローアップの仕組みの確立

自治体版 SDGs アクションプログラムを推進する上で、定期的なフォローアップ（点検、見直し）は極めて重要なプロセスです。前提条件としての社会情勢がダイナミックに変化することが多いので、一度立てた目標自体も、その時々的情勢や世界の潮流を踏まえて定期的に見直しをしなければなりません。計画が円滑に進行しているかを定期的に点検し、当初の予定通り進んでいないものがあれば修正を図ることも必要になります。

取組の円滑なフォローアップのためには図 5.1 に示すような PDCA（Plan・Do・Check・Act）サイクルを回すことが重要です。

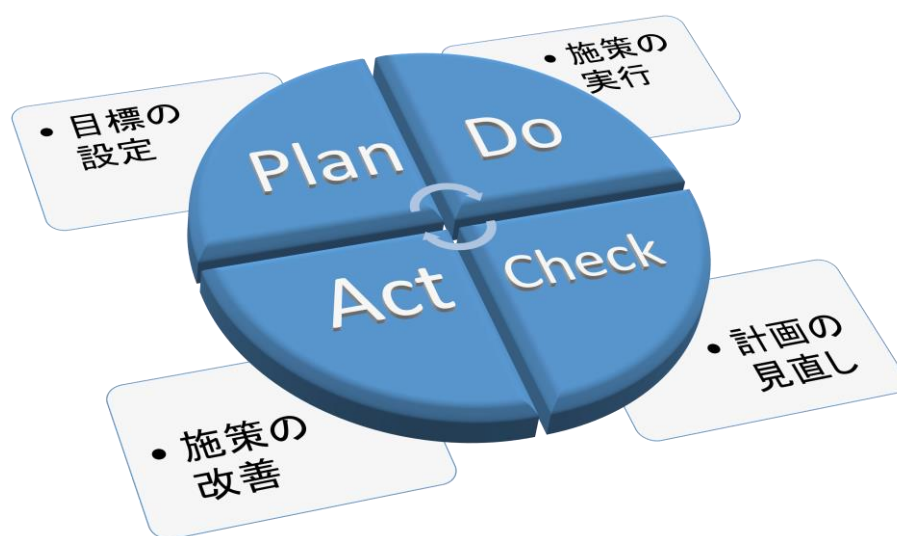


図 5.1 PDCA サイクルの概念図

目標の見直しを定期的実施することによって実効性を担保していくことが必要になります。つまり、数年おきに同じ作業が継続的に発生することを意味しています。自治体では数年ごとに職員の部署の異動などが行われることが多いですが、このような時もフォローアップ体制が確立していれば、異動に伴う混乱が避けられます。

そこで、数年おきに定期的に同じ作業が発生することを想定して、早期にフォローアップの体制を確立しておくことが肝要です。具体的には、組織の責任体制を明確にして、誰が、どのように、どこから情報を収集するのか予め定めておくことが必要です。また、その作業の手順を簡単なマニュアルとして残しておいたり、電子的な作業ファイルを残しておくなどの工夫が求められます。

総合計画等の進捗管理や行政評価をはじめ毎年度実施する PDCA サイクルが既にあるのであれば、そのタイミングで実施することも効率的です。フォローアップは、計画策定と同様にステークホルダー、外部有識者とともに検証し、認識を共有することが重要です。

5-2. 指標を用いた達成状況の計測と進捗状況のフォローアップ

自治体版 SDGs アクションプログラムの進捗状況をフォローアップする際は、先に設定した自治体版 SDGs 指標を用います。以下にフォローアップ方法の一例を示します。

- 5 1) 目標・指標に係わる関連情報、データを内外の関係各所から収集
 2) 達成目標としての指標値の計算
 3) 指標値による達成状況の評価と進捗管理
 4) 結果と考察
- 10 前節に記した通り、1)～3)の作業は（関連情報、データ収集～加工～指標値による計測）は定期的に行うことになるため、情報源の一括管理、作業ファイル（作業テンプレート）の作成と引き継ぎを予めきちんと行っておくと便利です。

- 指標値を用いて評価をした後は、計画策定時や前回フォローアップ時の結果と比較して
- 15 考察、評価を実施します。この時、自治体による努力の結果が実質的に把握されているか客観的に考察することが重要です。図 5.2 は温室効果ガス削減効果を検証する時のプロセスをイメージ化した図です。基準年とした 2015 年当時から特段の対策を講じなかったと想定した場合に 2030 年時点で排出される温室効果ガスの排出量が「2030 年（現状趨勢）」と記された箇所に仮想的に計上されており、実際に 2030 年に推計された温室効果ガスの排出量が「2030 年（実績値）」だったとします。この場合、2015 年に比較して減った量は青の矢印で示された量になります。しかし、経済活動の活発化等で本来は増えるはずだった温室効果ガスの排出量を施策によって抑えている分も加味すると、削減努力の結果は青の矢印ではなく、赤の矢印の部分で表されることになります。さらに、GDP 当たりや人口当たりなどの原単位指標も利用して、外的な要因による寄与と自身の努力による寄与を切り分けて
 - 25 評価することができれば理想的です。

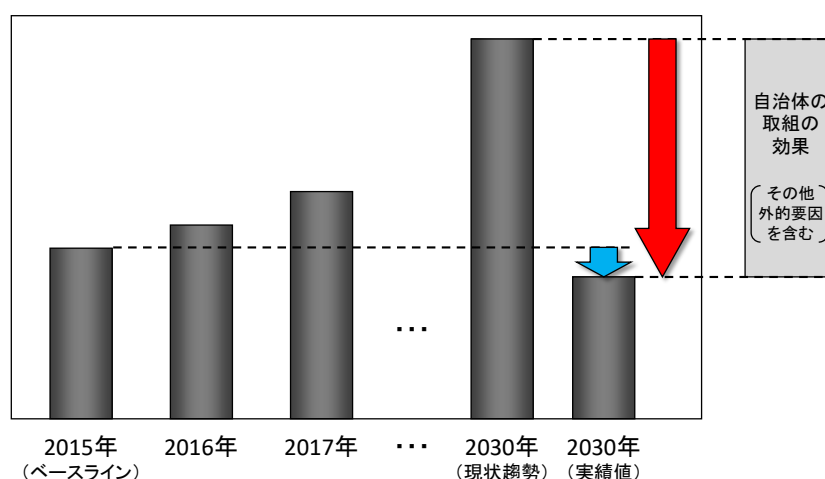


図 5.2 温室効果ガス削減効果の検証²²

²² 参考文献: [環境省, 2009]

指標を用いて計測・評価し、フォローアップ作業を終えると、非常に成功した取組とある程度成功した取組、当初予定していた通りに進まなかった取組などが次第に明らかになってきます。フォローアップ作業の結果を踏まえて適宜政策目標、達成目標、指標の見直しを行うことも必要になります。また、取組の進展は、ホームページや広報紙などを通じて、市民に広く周知し理解を求めることが重要です。

- 5
- 10
- 15
- なお、成功した取組はベストプラクティスとして広く国内外の自治体に周知、共有することでグローバルレベルでの SDGs 達成に貢献することができます。2008 年からスタートした環境モデル都市構想（後に「環境未来都市」構想に再編）や、2011 年にスタートした「環境未来都市」構想もこのような取組の一例です。コラム 7 に「環境未来都市」構想の活動概要とそのねらいを示します。国連の 2030 アジェンダの採択以前に開始されたため、SDGs という言葉こそ登場しないものの、特に優れた取組を行う自治体をトップランナーとして政府が認定し、ベストプラクティスの波及とパートナーシップの推進を目指すという点では同じです。コラム 8 に示すように、トップランナーの支援と裾野における活動の拡大の双方の視点が重要です。

コラム 7:「環境未来都市」構想の活動概要

意欲ある自治体を国が認定して支援するプログラム。概要は以下の通りです。

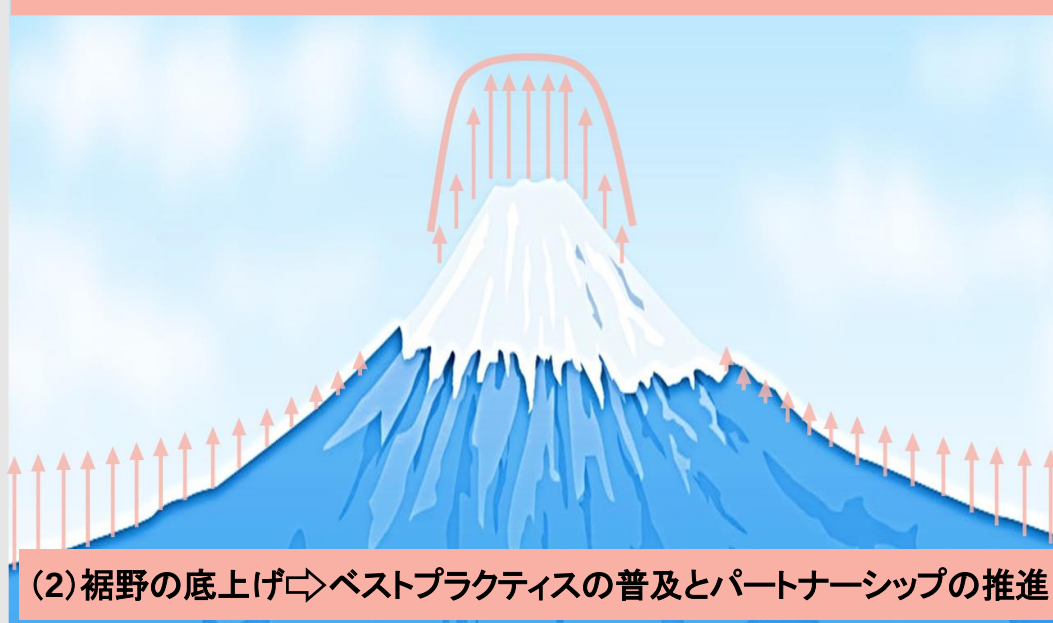
1. 国による認定→各自治体において、全部局による統合的アプローチ
2. 市民に対する達成すべき目標の提示→市民と自治体のパートナーシップ
3. 有識者によるアドバイザー会議→先導的持続可能社会のデザインへの誘導
4. 「環境未来都市」構想推進協議会の設立→産業界／公的機関と自治体のパートナーシップ
5. 国による評価と公表→PDCA の実施と首長のガバナンスの向上
6. ベストプラクティスの内外への発信→グローバル・パートナーシップ

コラム 8：地域再生に求められる 2 つの視点

地域再生に際しては、次に示す 2 つの視点が重要です。

- (1)ピークを高くする：優れた取組を行う自治体をトップランナーとして認定、支援
- (2)裾野の底上げ：成功事例を他の自治体に幅広く発信し、パートナーシップを推進

(1)ピークを高くする⇨優れた自治体をトップランナーとして政府が認定



(2)裾野の底上げ⇨ベストプラクティスの普及とパートナーシップの推進

表 5.1 に示すように世界には既に SDGs に係わる活動を行っている都市間ネットワーク、パートナーシップ、イニシアティブが多く存在しますので、このような枠組みを利用して、成功事例を発信したり、逆に他の自治体が発信している取組事例を参考にしながら自らの取組を継続的に改善していくことによって SDGs の一層の推進を図ることができます。例えば、Global Covenant of Mayors for Climate & Energy には世界各地の 7000 を超える都市が参画し、地球環境の保全に向けて積極的に貢献するためのプラットフォームが構築されています。このような国際的なネットワークに加入して日本の取組を発信するのも有益です。

表 5.1 SDGs に係わる様々な活動を行っている
都市間ネットワーク・パートナーシップ・イニシアティブ²³

名称	略称	ウェブサイトの URL
8-80 Cities		http://880cities.org/
100 Resilient Cities		http://www.100resilientcities.org/
African Water and Sanitation network for Local Authorities	AWASLA	http://www.awasla.org/
Arab Towns Organization	ATO	http://www.ato.net/
Asian Cities Climate Change Resilience Network	ACCCRN	http://accrn.net/
Association of German Cities (Deutscher Städtetag)	DSTGB	http://www.dstgb.de
Association of Vertical Farming		https://vertical-farming.net/
Big Cities Health Coalition		http://www.biqcitieshealth.org/
C40 Cities Climate Leadership Group		http://www.c40.org/
CIFAL Global Network: Supporting Local Actors to Achieve Sustainable Development		http://www.unitar.org/affiliated-training-centres
Cités Unies France	CUF	http://www.cites-unies-france.org/
Cities Alliance	CA	http://www.citiesalliance.org/
Cities and Climate Change Initiative	CCCI	http://unhabitat.org/urban-initiatives/initiatives-programmes/cities-and-climate-change-initiative/
Cities Clean Air Partnership	CAP	http://cleanairasia.org/cities-clean-air-partnership/
City Health International		https://cityhealthinternational.org/
CityNet		http://citynet-ap.org/
Climate Alliance		http://www.climatealliance.org/
Commonwealth Local Government Forum	CLGF	http://www.clgf.org.uk/
Compact of Mayors		http://www.compactofmayors.org/
Council of European Municipalities and Regions	CEMR-CCRE	http://www.ccre.org/
Covenant capaCITY Training Platform		http://www.covenant-capacity.eu/
Covenant of Mayors		http://www.covenantofmayors.eu/index_en.html
Dubai Green Economy Partnership (Dubai GEP)		http://greeneconomy.ae/
EcoMobility Alliance		http://www.ecomobility.org/alliance/
Energy Cities		http://www.energy-cities.eu/
Every Woman Every Child		http://www.everywomaneverychild.org/
FAO Food for the Cities network		http://www.fao.org/fcit/fcit-home/en/
German Towns and Municipalities (Deutscher Städte- und Gemeindebund)	DSTGB	http://www.dstgb.de
Global Call to Action against Poverty	GCAP	http://www.whiteband.org/
Global Cities Education Network	GCEN	http://asiasociety.org/global-cities-education-network/about-network
Global fund for cities development	FMDV	http://www.fmdv.net/index.php?id=2
Global Lead City Network on Sustainable Procurement		http://www.sustainable-procurement.org/network-exchange/global-lead-city-network-on-sustainable-procurement/
Global Partnership for Education	GPE	http://www.globalpartnership.org/
Global Partnership on Local and Subnational Action for Biodiversity		https://www.cbd.int/subnational
Green Climate Fund		http://www.greenclimate.fund/home
Higher Education Sustainability Initiative		https://sustainabledevelopment.un.org/sdinaction/hesi
ICLEI - Local Governments for Sustainability	ICLEI	http://www.iclei.org/
- 100% Renewable Energy Cities and Regions Network		http://www.iclei.org/activities/our-agendas/low-carbon-city/iclei-100re-cities-regions-network.html
- Annual Global Forum on Resilience and Adaptation	Resilient Cities	http://resilient-cities.iclei.org/
- ICLEI's Urban Agenda on Happy, Healthy and Inclusive Communities		http://www.iclei.org/activities/our-agendas/healthy-happy-and-inclusive-communities.html
- ICLEI Cityfood Network		http://www.iclei.org/index.php?id=1348
- Compact of Mayors		http://www.iclei.org/compactofmayors.html

²³ 出典: [ICLEI, 2015c]

- Covenant of Mayors		http://www.covenantofmayors.eu/index_en.html
- ICLEI EcoMobility Alliance		http://www.ecomobility.org/alliance/
- ICLEI Global Lead City Network on Sustainable Procurement		http://www.sustainable-procurement.org/network-exchange/global-lead-city-network-on-sustainable-procurement/
- ICLEI GreenClimateCities® program	GCC	http://www.iclei.org/our-activities/our-agendas/low-carbon-city/gcc.html
- Local Action for Biodiversity, and BiodiverCities (LAB) participants	LAB	http://cbc.iclei.org/home
- Urban-LEDS project		http://urbanleds.iclei.org/
International Association of Francophone Mayors	AIMF	http://www.francophonie.org/
International Cities of Peace		www.internationalcitiesofpeace.org
International City/County Management Association	ICMA	http://icma.org
International Network for Urban Development	INTA	http://www.inta-ainv.org/en/
International Urban Food Network		http://www.iufn.org/en/
Latin American Federation of Municipalities and Local Government Associations	FLACMA	http://www.flacma.com
Mayors for Peace		http://www.mayorsforpeace.org
Metropolis, World Association of the Major Metropolises		http://www.metropolis.org/
Milan Urban Food Policy Pact		http://www.foodpolicymilano.org/
Municipal Development Partnership	MDP	http://www.mdpafrica.org.zw/
Network of cities of Mercosur	MERCOC IUDADES	http://www.mercociudades.org/
Network of Regional Governments for Sustainable Development	nrg4SD	http://www.nrg4sd.org/
Organization of Islamic Capitals and Cities	OICC	http://www.oicc.org/
Partnership for Action on Green Economy	PAGE	http://www.unep.org/greeneconomy/PAGE
Partnership for Economic Policy	PEP	https://www.pep-net.org/
Peace Network of European Cities and Regions		http://www.seupb.eu/PEACENetwork/AboutPEACENetwork/WelcometothePEACENetwork.aspx
Poverty Environment Initiative	PEI	http://www.unpei.org/
Sister City International	SCI	http://www.sister-cities.org/
Sustainable Food Cities Network		http://sustainablefoodcities.org/
The European voice of Local and Regional authorities for Development	PLATFORMA	http://platforma-dev.eu/
The Global Water Operators Partnerships	GWOPA	http://www.gwopa.org/en/
The Hunger Project	THP	http://www.thp.org/
UNDP-UNEP Poverty-Environment Initiative	PEI	http://www.unpei.org/
UNEP-led Global Initiative for Resource Efficient Cities	GI-REC	http://www.unep.org/greeneconomy/
UNEP Green Economy Initiative		http://www.unep.org/greeneconomy/
UNEP Regional Seas Programme		http://www.unep.org/regionalseas/
UN-Habitat Gender Equality Network		http://unhabitat.org/urban-initiatives/networks/gender-equality-network/
United Cities and Local Governments	UCLG	http://www.uclg.org/ and http://women.uclg.org/
Urban and Regional Food Network		http://www.foodalliance.org.au/urban-and-regional-food-network-and-charter-and-the-food-profile-assessment-tool/
WHO Healthy Cities Network		http://www.euro.who.int/en/health-topics/environment-and-health/urban-health/activities/healthy-cities/who-european-healthy-cities-network
World Alliance of Cities Against Poverty	WACAP	http://wacapnetwork.org/
World Association of Major Metropolises	METROPOLIS	http://www.metropolis.org/
World Economic Forum	WEF	http://www.weforum.org/
World Mayors Council on Climate Change	WMCCC	http://www.worldmayorscouncil.org/

SDGs の達成に向けた国内外の先端取組事例については、参考資料として本ガイドラインの末尾に掲載しています。

参考資料

参考資料 1. 自治体 SDGs チェックリスト

以下の表に示すのは、自治体における SDGs 推進に際して取組状況を自己認識するためのチェックリストです。このチェックリストを使用することにより、各自治体において今後どこから取組を開始すべきかを明確にすることが可能となりますので適宜ご利用下さい。

各項目の取組（理解）状況として、該当する矢印（▶）を塗りつぶしてください。

- ・取組を実施する予定がある／今後理解を深める予定である ⇒△
- ・取組を実施している／十分に内容を理解している ⇒○

10 表 1 自治体における SDGs 推進に際して取組状況を自己認識するためのチェックリスト

番号	本ガイドラインの章(頁)	ステップ 1 SDGs の理解	×	△	○
1	1-1. (12)	SDGs は、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の骨格をなすもので、2030 年までに達成すべき開発目標であることを知っている。	▶	▶	▶
2	1-1. (12)	持続可能な開発を目指す上で経済、社会、環境の統合が重要であることを知っている。	▶	▶	▶
3	1-1. (12)	SDGs は先進国・途上国双方が取り組まなければならないものであることを知っている。	▶	▶	▶
4	1-2. (12)	SDGs は 17 のゴール、169 のターゲット、約 230 の指標の 3 層構造で構成されることを知っている。	▶	▶	▶
5	1-2. (12)	SDGs の 17 のゴールの内容を概ね理解している。	▶	▶	▶
6	1-2. (12)	SDGs の 169 のターゲットに一通り目を通して、概ねその内容を理解している。	▶	▶	▶
7	1-2. (12)	SDGs の 17 のゴールおよび 169 のターゲットの達成度を約 230 の指標によって測ることが求められていることを知っている。	▶	▶	▶
8	1-2. (12)	SDGs の指標に関する最新情報を国連広報センターや国連統計局のホームページ等を参照して把握している。	▶	▶	▶
9	1-3. (17)	SDGs の 17 のゴールの達成に向けて、自治体が果たすべき役割を理解している。	▶	▶	▶
10	1-3. (21)	SDGs の達成に向けて自治体による貢献に大きな期待が寄せられていることを理解している。	▶	▶	▶
11	1-3. (23)	SDGs への取組を推進するために政府が示した SDGs 実施指針に目を通し、内容を理解している。	▶	▶	▶
12	1-3. (23)	SDGs のゴールやターゲットの中から自治体固有の事情にあわせた課題や目標、取組を選択する重要性を理解している。	▶	▶	▶
13	1-3. (24)	SDGs の達成に向けた施策の推進によって、住民の QOL 向上、独自性のあるまちづくり、グローバル・パートナーシップの促進につながるなど、自治体にとって多くの利益を創出し得ることを理解している。	▶	▶	▶
14	1-3. (25)	SDGs の達成に向けて、複数のゴールの解決に貢献するような相乗効果(シナジー効果)をもたらし得る取組を検討することが重要であることを理解している。	▶	▶	▶
15	1-3. (25)	SDGs は複数領域にまたがる総合的な目標であり、その目標の達成に向けて 1 つの部署だけではなく、自治体内外の多様なステークホルダーと連携して取り組むべきであることを理解している。	▶	▶	▶
16	1-3. (26)	SDGs 達成に取り組むことで、地方創生や社会貢献につながることを理解している。	▶	▶	▶
17	1-3. (-)	上記の内容の理解が自身の所属する部署内で十分に進んでいる。	▶	▶	▶
18	1-3. (-)	勉強会の開催等により、上記の内容の理解が複数の部署で十分に進んでいる。	▶	▶	▶
番号	本ガイドラインの章(頁)	ステップ 2 取組体制	×	△	○
19	2-1. (-)	SDGs の達成に向けた取組を統括する部署が決まっている。また、そのコンセンサスが得られている。	▶	▶	▶
20	2-1. (28)	庁内の各部署・部門は自身の業務が SDGs のどのゴールに貢献し得るか自己点検をしている。	▶	▶	▶
21	2-1. (28)	庁内の複数の部署間で SDGs に対する情報が共有され、自治体全体での取組として展開している。	▶	▶	▶
22	2-2. (28)	SDGs の取組を統括する部署は政策の立案に際して SDGs をはじめとする国際的な動向に関心を持っている。	▶	▶	▶

23	2-2.(28)	SDGs の取組を統括する部署は SDGs 達成に向けた取組のなかでローカル(地域独自)に行われる成功事例や先進的・実験的な動向に関心を持っている。	▶	▷	▷
24	2-3.(29)	SDGs 推進に係わる関係者(ステークホルダー)の役割が明確になっている。	▶	▷	▷
25	2-4.(31)	庁外の関係者(ステークホルダー)と SDGs に関する情報が共有され、協働する体制が整っている。	▶	▷	▷
26	2-4.(31)	首長や各組織、各部署の責任者などによって SDGs に対する情報が共有され、各々の担当者の取組方針が決定している。	▶	▷	▷
番号	本ガイド ラインの 章(頁)	ステップ 3 目標と指標	×	△	○
27	3-1.(38)	SDGs の取組を統括する部署は、自治体固有の課題を整理している。	▶	▷	▷
28	3-1.(38)	自治体固有の課題を整理した上で取り組み時の優先順位を検討している。	▶	▷	▷
29	3-2.(39)	SDGs の取組を統括する部署は、自治体の固有の状況を踏まえつつ、自治体の課題に関連するゴール、ターゲットを選択し、政策目標として取り纏めている。	▶	▷	▷
30	3-2.(39)	長期の政策目標を取り纏める際、2030 年(またはそれ以降)を見据えて、自治体として到達すべき(達成すべき)ビジョンを持っている。	▶	▷	▷
31	3-2.(39)	長期の政策目標を受けて、具体的な達成目標を定めている。	▶	▷	▷
32	3-2.(40)	定めた政策目標や達成目標が総花的で主張の不明瞭なものになっておらず、自治体の規模に合わせた選択と集中が図られている。	▶	▷	▷
33	3-3.(42)	政策目標・達成目標の進捗状況を測るための指標を設定している。	▶	▷	▷
34	3-3.(42)	設定した指標のデータ収集の目的がたっている(データの収集可能性について検討している)。	▶	▷	▷
35	3-3.(42)	設定した指標の中に、多くの自治体がデータを収集していて相互比較ができるものがある。	▶	▷	▷
36	3-3.(42)	設定した指標の中に、自治体のアイデンティティを表現することが可能な独自の指標が含まれている。	▶	▷	▷
37	3-3.(48)	達成目標の具体化が行われている(将来達成したい水準・将来目標値が定められている)。	▶	▷	▷
38	3-3.(48)	特に重要な指標(KPI)を定めるか否かについて検討している。	▶	▷	▷
番号	本ガイド ラインの 章(頁)	ステップ 4 アクションプログラム	×	△	○
39	4-1.(50)	自治体のアクションプログラム(総合計画、地方版総合戦略、都市計画マスタープラン、環境基本計画等の各種計画)に SDGs への取組方針を盛り込み得るか検討している。	▶	▷	▷
40	4-1.(50)	SDGs への取組方針をアクションプログラム(行動計画)として具体的に策定している。	▶	▷	▷
41	4-1.(51)	策定したアクションプログラムは自治体の優先順位等を十分に反映したものになっている。	▶	▷	▷
42	4-2.(52)	アクションプログラムに関係する自治体職員やステークホルダーの SDGs 推進のための人材育成を実施している。	▶	▷	▷
43	4-2.(53)	アクションプログラムの実施に向けて資金調達(自治体の財源確保や民間資金の活用)の目的がたっている。	▶	▷	▷
44	4-2.(57)	自治体単独では解決できない課題の解決に向けて他の自治体との連携を検討している。	▶	▷	▷
番号	本ガイド ラインの 章(頁)	ステップ 5 フォローアップ	×	△	○
45	5-1.(60)	目標の達成状況を確認するフォローアップの会議を開催し、進捗状況を報告している。	▶	▷	▷
46	5-1.(60)	部署の職員が異動した場合に備えてフォローアップの体制が整っている。	▶	▷	▷
47	5-1.(60)	フォローアップで共有した課題は、次の施策検討にフィードバックされている。	▶	▷	▷
48	5-2.(61)	目標の達成状況を確認するフォローアップに際して、事前に設定した指標の値を活用し、実施した取組の成果を評価している。	▶	▷	▷
49	5-2.(62)	目標、指標の見直しの必要性等について検討を行っている。	▶	▷	▷
50	5-2.(62)	成功した取組や予定通り進まなかった取組を市民へ周知、共有する体制が整っている。	▶	▷	▷

参考資料 2. SDGs のターゲット・インディケーター（指標）の一覧

以下に SDGs の 169 のターゲットと国連統計委員会が提案している 232 の指標（2017 年 11 月時点）の一覧を示します。

232 の指標については、国連統計委員会において今もなお実用性に関する検証と議論が進められており、今後も内容に変更が生じる可能性があります。

表 1 SDGs の 169 のターゲット²⁴

ゴール番号			
ターゲット通し No.			
ターゲット No.（ゴール番号対応）			
ターゲット			
1	1.1	2030 年までに、現在 1 日 1.25 ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる。	
	1.2	2030 年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、全ての年齢の男性、女性、子供の割合を半減させる。	
	1.3	各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030 年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。	
	1.4	2030 年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、全ての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。	
	1.5	2030 年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。	
	1.a	あらゆる次元での貧困を終わらせるための計画や政策を実施するべく、後発開発途上国をはじめとする開発途上国に対して適切かつ予測可能な手段を講じるため、開発協力の強化などを通じて、さまざまな供給源からの相当量の資源の動員を確保する。	
	1.b	貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援するため、国、地域及び国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた適正な政策的枠組みを構築する。	
2	2.1	2030 年までに、飢餓を撲滅し、全ての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。	
	2.2	5 歳未満の子供の発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを 2025 年までに達成するなど、2030 年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。	
	2.3	2030 年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。	
	2.4	2030 年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱（レジリエント）な農業を実践する。	
	2.5	2020 年までに、国、地域及び国際レベルで適正に管理及び多様化された種子・植物バンクなども通じて、種子、栽培植物、飼育・家畜化された動物及びこれらの近縁野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的合意に基づき、遺伝資源及びこれに関連する伝統的な知識へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を促進する。	
	2.a	開発途上国、特に後発開発途上国における農業生産能力向上のために、国際協力の強化などを通じて、農村インフラ、農業研究・普及サービス、技術開発及び植物・家畜の遺伝・バンクへの投資の拡大を図る。	
	2.b	ドーハ開発ラウンドのマンデートに従い、全ての農産物輸出補助金及び同等の効果を持つ全ての輸出措置の同時撤廃などを通じて、世界の市場における貿易制限や歪みを是正及び防止する。	
	2.c	食料価格の極端な変動に歯止めをかけるため、食料市場及びデリバティブ市場の適正な機能を確保するための措置を講じ、食料備蓄などの市場情報への適時のアクセスを容易にする。	
	3.1	2030 年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生 10 万人当たり 70 人未満に削減する。	
	3.2	全ての国が新生児死亡率を少なくとも出生 1,000 件中 12 件以下まで減らし、5 歳以下死亡率を少なくとも出生 1,000 件中 25 件以下まで減らすことを目指し、2030 年までに、新生児及び 5 歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。	
3	3.3	2030 年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。	
	3.4	2030 年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて 3 分の 1 減少させ、精神保健及び福祉を促進する。	

²⁴ 和訳参照：[総務省、持続可能な開発目標(SDGs) 指標仮訳, 2017]

20	3.5	薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。
21	3.6	2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。
22	3.7	2030年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスを全ての人々が利用できるようにする。
23	3.8	全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。
24	3.9	2030年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。
25	3.a	全ての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。
26	3.b	主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特に全ての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。
27	3.c	開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる。
28	3.d	全ての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。
4	29	4.1 2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。
30	4.2	2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。
31	4.3	2030年までに、全ての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。
32	4.4	2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。
33	4.5	2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子供など、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。
34	4.6	2030年までに、全ての若者及び大多数（男女ともに）の成人が、読み書き能力及び基本的計算能力を身に付けられるようにする。
35	4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
36	4.a	子供、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、全ての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。
37	4.b	2020年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、並びにアフリカ諸国を対象とした、職業訓練、情報通信技術（ICT）、技術・工学・科学プログラムなど、先進国及びその他の開発途上国における高等教育の奨学金の件数を全世界で大幅に増加させる。
38	4.c	2030年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国における教員研修のための国際協力などを通じて、質の高い教員の数を大幅に増加させる。
5	39	5.1 あらゆる場所における全ての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
40	5.2	人身売買や性的、その他の種類の搾取など、全ての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
41	5.3	未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。
42	5.4	公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、並びに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
43	5.5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
44	5.6	国際人口・開発会議（ICPD）の行動計画及び北京行動綱領、並びにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。
45	5.a	女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、並びに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。
46	5.b	女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。
47	5.c	ジェンダー平等の促進、並びに全ての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。
6	48	6.1 2030年までに、全ての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する。
49	6.2	2030年までに、全ての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女児、並びに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。
50	6.3	2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。
51	6.4	2030年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。
52	6.5	2030年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する。
53	6.6	2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。

7	54	6.a	2030 年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術を含む開発途上国における水と衛生分野での活動と計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。
	55	6.b	水と衛生に関わる分野の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。
	56	7.1	2030 年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。
	57	7.2	2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
8	58	7.3	2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
	59	7.a	2030 年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。
	60	7.b	2030 年までに、各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、内陸開発途上国の全ての人々に現代的で持続可能なエネルギーサービスを提供できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う。
	61	8.1	各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を持続させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率 7%の成長率を保つ。
9	62	8.2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。
	63	8.3	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。
	64	8.4	2030 年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。
	65	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。
	66	8.6	2020 年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。
	67	8.7	強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025 年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。
	68	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。
	69	8.9	2030 年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。
	70	8.10	国内の金融機関の能力を強化し、全ての人々の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する。
	71	8.a	後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク（EIF）などを通じた支援を含む、開発途上国、特に後発開発途上国に対する貿易のための援助を拡大する。
9	72	8.b	2020 年までに、若年雇用のための世界的戦略及び国際労働機関（ILO）の仕事に関する世界協定の実施を展開・運用化する。
	73	9.1	全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。
	74	9.2	包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030 年までに各国の状況に応じて雇用及び GDP に占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。
	75	9.3	特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付などの金融サービスやバリューチェーン及び市場への統合へのアクセスを拡大する。
	76	9.4	2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
	77	9.5	2030 年までにイノベーションを促進させることや 100 万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとする全ての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。
	78	9.a	アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国及び小島嶼開発途上国への金融・テクノロジー・技術の支援強化を通じて、開発途上国における持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラ開発を促進する。
	79	9.b	産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確保などを通じて、開発途上国の国内における技術開発、研究及びイノベーションを支援する。
	80	9.c	後発開発途上国において情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020 年までに普遍的かつ安価なインターネット・アクセスを提供できるよう図る。
	81	10.1	2030 年までに、各国の所得下位 40%の所得成長率について、国内平均を上回る数値を漸進的に達成し、持続させる。
10	82	10.2	2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。
	83	10.3	差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、並びに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。
	84	10.4	税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。
	85	10.5	世界金融市場と金融機関に対する規制とモニタリングを改善し、こうした規制の実施を強化する。
	86	10.6	地球規模の国際経済・金融制度の意思決定における開発途上国の参加や発言力を拡大させることにより、より効果的で信用力があり、説明責任のある正当な制度を実現する。
	87	10.7	計画に基づき良く管理された移民政策の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する。

	88	10.a	世界貿易機関（WTO）協定に従い、開発途上国、特に後開発途上国に対する特別かつ異なる待遇の原則を実施する。
	89	10.b	各国の国家計画やプログラムに従って、後開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国及び内陸開発途上国を始めとする、ニーズが最も大きい国々への、政府開発援助（ODA）及び海外直接投資を含む資金の流入を促進する。
	90	10.c	2030 年までに、移住労働者による送金コストを 3%未満に引き下げ、コストが 5%を越える送金経路を撤廃する。
11	91	11.1	2030 年までに、全ての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。
	92	11.2	2030 年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。
	93	11.3	2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。
	94	11.4	世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。
	95	11.5	2030 年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。
	96	11.6	2030 年までに、大気質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
	97	11.7	2030 年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
	98	11.a	各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。
	99	11.b	2020 年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組 2015-2030 に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。
	100	11.c	財政的及び技術的な支援などを通じて、後開発途上国における現地の資材を用いた、持続可能かつ強靱（レジリエント）な建造物の整備を支援する。
12	101	12.1	開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組み（10YFP）を実施し、先進国主導の下、全ての国々が対策を講じる。
	102	12.2	2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
	103	12.3	2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。
	104	12.4	2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
	105	12.5	2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
	106	12.6	特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。
	107	12.7	国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。
	108	12.8	2030 年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。
	109	12.a	開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。
	110	12.b	雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。
	111	12.c	開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。
13	112	13.1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。
	113	13.2	気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。
	114	13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
	115	13.a	重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020 年までにあらゆる供給源から年間 1,000 億ドルを共同で動員するという、UNFCCC の先進締約国によるコミットメントを実施するとともに、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる。
	116	13.b	後開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する。
14	117	14.1	2025 年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
	118	14.2	2020 年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。
	119	14.3	あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。
	120	14.4	水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020 年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制（IUU）漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。

	121	14.5	2020 年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の 10 パーセントを保全する。
	122	14.6	開発途上国及び後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関（WTO）漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020 年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制（IUU）漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する。
	123	14.7	2030 年までに、漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる。
	124	14.a	海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後発開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勘案しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転を行う。
	125	14.b	小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを提供する。
	126	14.c	「我々の求める未来」のパラ 158 において想起されるとおり、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）に反映されている国際法を実施することにより、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用を強化する。
15	127	15.1	2020 年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。
	128	15.2	2020 年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。
	129	15.3	2030 年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。
	130	15.4	2030 年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。
	131	15.5	自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020 年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。
	132	15.6	国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。
	133	15.7	保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する。
	134	15.8	2020 年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。
	135	15.9	2020 年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。
	136	15.a	生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。
	137	15.b	保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する。
	138	15.c	持続的な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、保護種の密猟及び違法な取引に対処するための努力に対する世界的な支援を強化する。
16	139	16.1	あらゆる場所において、全ての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。
	140	16.2	子供に対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。
	141	16.3	国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、全ての人々に司法への平等なアクセスを提供する。
	142	16.4	2030 年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。
	143	16.5	あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる。
	144	16.6	あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。
	145	16.7	あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。
	146	16.8	グローバル・ガバナンス機関への開発途上国の参加を拡大・強化する。
	147	16.9	2030 年までに、全ての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する。
	148	16.1	国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。
	149	16.a	特に開発途上国において、暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関するあらゆるレベルでの能力構築のため、国際協力などを通じて関連国家機関を強化する。
	150	16.b	持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。
17	151	17.1	課税及び徴税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援なども通じて、国内資源の動員を強化する。
	152	17.2	先進国は、開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.7% に、後発開発途上国に対する ODA を GNI 比 0.15～0.20% にするという目標を達成すると多くの国によるコミットメントを含む ODA に係るコミットメントを完全に実施する。ODA 供与国が、少なくとも GNI 比 0.20% の ODA を後発開発途上国に供与するという目標の設定を検討することを奨励する。
	153	17.3	複数の財源から、開発途上国のための追加的資金源を動員する。
	154	17.4	必要に応じた負債による資金調達、債務救済及び債務再編の促進を目的とした協調的な政策により、開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重債務貧困国（HIPC）の対外債務への対応により債務リスクを軽減する。
	155	17.5	後発開発途上国のための投資促進枠組みを導入及び実施する。
	156	17.6	科学技術イノベーション（STI）及びこれらへのアクセスに関する南北協力、南南協力及び地域的・国際的な三角協力を向上させる。また、国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整改善や、全世界的な技術促進メカニズムなどを通じて、相互に合意した条件において知識共有を進める。

157	17.7	開発途上国に対し、譲許的・特惠的条件などの相互に合意した有利な条件の下で、環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散を促進する。
158	17.8	2017 年までに、後発開発途上国のための技術バンク及び科学技術イノベーション能力構築メカニズムを完全運用させ、情報通信技術（ICT）をはじめとする実現技術の利用を強化する。
159	17.9	全ての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、南南協力及び三角協力などを通じて、開発途上国における効果的かつ的をのぼった能力構築の実施に対する国際的な支援を強化する。
160	17.10	ドーハ・ラウンド（DDA）交渉の受諾を含む WTO の下での普遍的でルールに基づいた、差別的でない、公平な多角的貿易体制を促進する。
161	17.11	開発途上国による輸出を大幅に増加させ、特に 2020 年までに世界の輸出に占める後発開発途上国のシェアを倍増させる。
162	17.12	後発開発途上国からの輸入に対する特惠的な原産地規則が透明で簡略的かつ市場アクセスの円滑化に寄与するものとなるようにすることを含む世界貿易機関（WTO）の決定に矛盾しない形で、全ての後発開発途上国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施する。
163	17.13	政策協調や政策の首尾一貫性などを通じて、世界的なマクロ経済の安定を促進する。
164	17.14	持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。
165	17.15	貧困撲滅と持続可能な開発のための政策の確立・実施にあたっては、各国の政策空間及びリーダーシップを尊重する。
166	17.16	全ての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。
167	17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
168	17.18	2020 年までに、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国を含む開発途上国に対する能力構築支援を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障害、地理的位置及びその他各国事情に関連する特性別の質が高く、タイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させる。
169	17.19	2030 年までに、持続可能な開発の進捗状況を測る GDP 以外の尺度を開発する既存の取組を更に前進させ、開発途上国における統計に関する能力構築を支援する。

表 2 SDGs の約 230 のインディケーター(指標)²⁵

ゴール番号			
指標通し No.			
		指標 No. (ゴール番号対応)	
		指標	
1	1	1.1.1	国際的な貧困ラインを下回って生活している人口の割合（性別、年齢、雇用形態、地理的ロケーション（都市/地方）別）
	2	1.2.1	各国の貧困ラインを下回って生活している人口の割合（性別、年齢別）
	3	1.2.2	各国の定義に基づき、あらゆる次元で貧困ラインを下回って生活している男性、女性及び子供の割合（全年齢）
	4	1.3.1	社会保障制度によって保護されている人口の割合（性別、子供、失業者、年配者、障害者、妊婦、新生児、労務災害被害者、貧困層、脆弱層別）
	5	1.4.1	基礎的サービスにアクセスできる世帯に住んでいる人口の割合
	6	1.4.2	土地に対し、法律上認められた書類により、安全な所有権を有し又土地の権利が安全であると認識している全成人の割合（性別、保有の種類別）
	7	1.5.1	10 万人当たりの災害による死者数、行方不明者数、直接的負傷者数
	8	1.5.2	グローバル GDP に関する災害による直接的経済損失
	9	1.5.3	仙台防災枠組み 2015-2030 に沿った国家レベルの防災戦略を採択し実行している国の数
	10	1.5.4	仙台防災枠組み 2015-2030 に沿った地方レベルの防災戦略を採択し実行している地方政府の割合
	11	1.a.1	政府によって貧困削減計画に直接割り当てられた国内で生み出された資源の割合
	12	1.a.2	全体の国家財政支出に占める必要不可欠なサービスの割合（教育、健康、及び社会的な保護）
	13	1.a.3	貧困削減計画に直接割り当てられた助成金及び非譲渡債権の割合（GDP 比）
	14	1.b.1	女性、貧困層及び脆弱層グループに重点的に支援を行うセクターへの政府からの周期的な資本投資
2	15	2.1.1	栄養不足蔓延率（PoU）
	16	2.1.2	食料不安の経験尺度（FIES）に基づく、中程度又は重度な食料供給不足の蔓延度
	17	2.2.1	5 歳未満の子供の発育阻害の蔓延度（WHO 子供の成長基準の中央値から-2SD 未満の年齢に対する身長）
	18	2.2.2	5 歳未満の子供の栄養失調の蔓延度（WHO 子供の成長基準の中央値から+2SD より大きい又は 2SD 未満の身長に対する体重）（タイプ（衰弱、過体重）別に詳細集計）
	19	2.3.1	農業/牧畜/林業企業規模の分類ごとの労働単位あたり生産額
	20	2.3.2	小規模食料生産者の平均的な収入（性別、先住民・非先住民の別）
	21	2.4.1	生産的で持続可能な農業の下に行われる農業地域の割合
	22	2.5.1	中期又は長期保存施設に確保されている食物及び農業のための動植物の遺伝資源の数
	23	2.5.2	絶滅の危機にある、絶滅の危機にはない、又は、不明というレベルごとに分類された在来種の割合
	24	2.a.1	政府支出における農業指向指数
	25	2.s.2	農業部門への公的支援の全体的な流れ（ODA 及び他の公的支援の流れ）
	26	2.b.1	農業輸出補助金
	27	2.c.1	食料価格の変動指数（IFPA）
	28	3.1.1	妊産婦死亡率
3	29	3.1.2	専門技能者の立会いの下での出産の割合
	30	3.2.1	5 歳未満児死亡率
	31	3.2.2	新生児死亡率
	32	3.3.1	非感染者 1,000 人当たりの新規 HIV 感染者数（性別、年齢及び主要層別）
	33	3.3.2	100,000 人当たりの結核感染者数
	34	3.3.3	1,000 人当たりのマラリア感染者数
	35	3.3.4	10 万人当たりの B 型肝炎感染者数
	36	3.3.5	「顧みられない熱帯病」（NTDs）に対して介入を必要としている人々の数に対して介入を必要としている人々の数
	37	3.4.1	心血管疾患、癌、糖尿病、又は慢性の呼吸器系疾患の死亡率
	38	3.4.2	自殺率
	39	3.5.1	薬物使用による障害のための治療介入（薬理学的、心理社会的、リハビリ及びアフターケア・サービス）の適用範囲
	40	3.5.2	1 年間（暦年）の純アルコール量における、（15 歳以上の）1 人当たりのアルコール消費量に対しての各国の状況に応じ定義されたアルコールの有害な使用（ <i>ℓ</i> ）
	41	3.6.1	道路交通事故による死亡率
	42	3.7.1	近代的手法に立脚した家族計画のためのニーズを有する出産可能年齢（15～49 歳）にある女性の割合
	43	3.7.2	女性 1000 人当たりの青年期（10～14 歳；15～19 歳）の出生率
	44	3.8.1	必要不可欠の公共医療サービスの適応範囲（一般及び最も不利な立場の人々についての、生殖、妊婦、新生児及び子供の健康、伝染病、非伝染病、サービス能力とアクセスを含むトレーサー介入を基とする必要不可欠なサービスの平均的適応範囲と定義されたもの）
	45	3.8.2	家計収支に占める健康関連支出が大きい人口の割合
	46	3.9.1	家庭内及び外部の大気汚染による死亡率

²⁵ 和訳参照: [総務省, 2017]

3	47	3.9.2	不衛生な水、不衛生な施設及び衛生知識不足（全ての人のための安全な上下水道と衛生（WASH）サービスが得られない環境に晒されている）による死亡率
	48	3.9.3	意図的ではない汚染による死亡率
	49	3.a.1	15歳以上の現在の喫煙率（年齢調整されたもの）
	50	3.b.1	各国ごとの国家計画に含まれる全ての薬によってカバーされているターゲット人口の割合
	51	3.b.2	薬学研究や基礎的保健部門への純ODAの合計値
	52	3.b.3	必須である薬が、入手可能かつ持続可能な基準で余裕がある健康施設の割合
	53	3.c.1	医療従事者の密度と分布
	54	3.d.1	国際保健規則（IHR）キャパシティと衛生緊急対策
	4	55	4.1.1 (i)読解力、(ii)算数について、最低限の習熟度に達している次の子供や若者の割合（性別ごと） (a)2～3学年時、(b)小学校修了時、(c)中学校修了時
	56	4.2.1	健康、学習及び心理社会的な幸福について、順調に发育している5歳未満の子供の割合（性別ごと）
4	57	4.2.2	（小学校に入学する年齢より1年前の時点で）体系的な学習に参加している者の割合（性別ごと）
	58	4.3.1	過去12か月にフォーマル及びノンフォーマルな教育や訓練に参加している若者又は成人の割合（性別ごと）
	59	4.4.1	ICTスキルを有する若者や成人の割合（スキルのタイプ別）
	60	4.5.1	詳細集計可能な、本リストに記載された全ての教育指数のための、バリエーション（女性/男性、地方/都市、富の五分位数の底/トップ、その他障害状況、先住民、利用可能になるデータとして議論されたもの等）
	61	4.6.1	実用的な(a)読み書き能力、(b)基本的計算能力において、少なくとも決まったレベルを達成した所定の年齢層の人口の割合（性別ごと）
	62	4.7.1	ジェンダー平等および人権を含む、(i)地球市民教育、及び(ii)持続可能な開発のための教育が、(a)各国の教育政策、(b)カリキュラム、(c)教師の教育、及び(d)児童・生徒・学生の達成度評価に関して、全ての教育段階において主流化されているレベル
	63	4.a.1	以下の設備等が利用可能な学校の割合 (a)電気、(b)教育を目的としたインターネット、(c)教育を目的としたコンピュータ、(d)障害を持っている学生のための適切な施設や道具、(e)基本的な飲料水、(f)男女別の基本的なトイレ、(g)基本的な手洗い場（WASH指標の定義別）
	64	4.b.1	奨学金のためのODAフローの量（部門と研究タイプ別）
	65	4.c.1	各国における適切なレベルでの教育を行うために、最低限制度化された養成研修あるいは現職研修（例：教授法研修）を受けた(a)就学前教育、(b)初等教育、(c)前期中等教育、(d)後期中等教育に従事する教員の割合
	5	66	5.1.1 性別に基づく平等と差別撤廃を促進、実施及びモニターするための法律の枠組みが制定されているかどうか
5	67	5.2.1	これまでにパートナーを得た15歳以上の女性や少女のうち、過去12か月以内に、現在、または以前の親密なパートナーから身体的、性的、精神的暴力を受けた者の割合（暴力の形態、年齢別）
	68	5.2.2	過去12か月以内に、親密なパートナー以外の人から性的暴力を受けた15歳以上の女性や少女の割合（年齢、発生場所別）
	69	5.3.1	15歳未満、18歳未満で結婚又はパートナーを得た20～24歳の女性の割合
	70	5.3.2	女性生殖器切除を受けた15-49歳の少女や女性の割合（年齢別）
	71	5.4.1	無償の家事・ケア労働に費やす時間の割合（性別、年齢、場所別）
	72	5.5.1	国会及び地方議会において女性が占める議席の割合
	73	5.5.2	管理職に占める女性の割合
	74	5.6.1	性的関係、避妊、リプロダクティブ・ヘルスケアについて、自分で意思決定を行うことのできる15歳～49歳の女性の割合
	75	5.6.2	15歳以上の女性及び男性に対し、セクシュアル/リプロダクティブ・ヘルスケア、情報、教育を保障する法律や規定を有する国の数
	76	5.a.1	(a)農地への所有権又は保障された権利を有する総農業人口の割合（性別ごと） (b)農地所有者又は権利者における女性の割合（所有条件別）
6	77	5.a.2	土地所有及び/又は管理に関する女性の平等な権利を保障している法的枠組（慣習法を含む）を有する国の割合
	78	5.b.1	携帯電話を所有する個人の割合（性別ごと）
	79	5.c.1	ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントのための公的資金を監視、配分するシステムを有する国の割合
	80	6.1.1	安全に管理された飲料水サービスを利用する人口の割合
	81	6.2.1	石けんや水のある手洗い場等の安全に管理された公衆衛生サービスを利用する人口の割合
	82	6.3.1	安全に処理された廃水の割合
	83	6.3.2	良好な水質を持つ水域の割合
	84	6.4.1	水の利用効率の経時変化
	85	6.4.2	水ストレスレベル：淡水資源量に占める淡水採取量の割合
	86	6.5.1	統合水資源管理（IWRM）実施の度合い（0-100）
7	87	6.5.2	水資源協力のための運営協定がある越境流域の割合
	88	6.6.1	水関連生態系範囲の経時変化
	89	6.a.1	政府調整支出計画の一部である上下水道関連のODAの総量
	90	6.b.1	上下水道管理への地方コミュニティの参加のために制定し、運営されている政策及び手続のある地方公共団体の割合
	91	7.1.1	電気を受電可能な人口比率

7	92	7.1.2	クリーンな燃料や技術に依存している人口比率
	93	7.2.1	最終エネルギー消費量に占める再生可能エネルギー比率
	94	7.3.1	一次エネルギー及び GDP 単位当たりのエネルギー強度
	95	7.a.1	クリーンなエネルギー研究及び開発と、ハイブリッドシステムに含まれる再生可能エネルギー生成への支援に関する発展途上国に対する国際金融フロー
8	96	7.b.1	持続可能なサービスへのインフラや技術のための財源移行における GDP に占めるエネルギー効率への投資（%）及び海外直接投資の総量
	97	8.1.1	一人当たりの実質 GDP の年間成長率
	98	8.2.1	労働者一人当たりの実質 GDP の年間成長率
	99	8.3.1	農業以外におけるインフォーマル雇用の割合（性別ごと）
	100	8.4.1	マテリアルフットプリント（MF）及び一人当たり、GDP 当たりの MF
	101	8.4.2	国内総物質消費量（DMC）及び1人当たり、GDP 当たりの DMC
	102	8.5.1	女性及び男性労働者の平均時給（職業、年齢、障害者別）
	103	8.5.2	失業率（性別、年齢、障害者別）
	104	8.6.1	就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない 15～24 歳の若者の割合
	105	8.7.1	児童労働者（5～17 歳）の割合と数（性別、年齢別）
	106	8.8.1	致命的及び非致命的な労働災害の発生率（性別、移住状況別）
	107	8.8.2	国際労働機関（ILO）原文ソース及び国内の法律に基づく、労働権利（結社及び団体交渉の自由）における国内コンプライアンスのレベル（性別、移住状況別）
	108	8.9.1	全 GDP 及び GDP 成長率に占める割合としての観光業の直接 GDP
	109	8.9.2	全観光業における従業員数に占める持続可能な観光業の従業員数の割合
	110	8.10.1	成人 10 万人当たりの市中銀行の支店及び ATM 数
	111	8.10.2	銀行や他の金融機関に口座を持つ、またはモバイルマネーサービスを利用する（15 歳以上の）成人の割合
	112	8.a.1	貿易のための援助に対するコミットメントや支出
	113	8.b.1	国家雇用戦略とは別途あるいはその一部として開発され運用されている若年雇用のための国家戦略の有無
9	114	9.1.1	全季節利用可能な道路の 2km 圏内に住んでいる地方の人口の割合
	115	9.1.2	旅客と貨物量（交通手段別）
	116	9.2.1	一人当たり並びに GDP に占める製造業の付加価値の割合
	117	9.2.2	全労働者数に占める製造業労働者数の割合
	118	9.3.1	製造業の合計付加価値のうち小規模製造業の占める割合
	119	9.3.2	ローン又は与信限度額が設定された小規模製造業の割合
	120	9.4.1	付加価値の単位当たりの CO2 排出量
	121	9.5.1	GDP に占める研究開発への支出
	122	9.5.2	100 万人当たりの研究者（フルタイム相当）
	123	9.a.1	インフラへの公的国際支援の総額（ODA その他公的フロー）
	124	9.b.1	全付加価値における中位並びに先端テクノロジー産業の付加価値の割合
	125	9.c.1	モバイルネットワークにアクセス可能な人口の割合（技術別）
10	126	10.1.1	1 人当たりの家計支出又は所得の成長率（人口の下位 40%のもの、総人口のもの）
	127	10.2.1	中位所得の半分未満で生活する人口の割合（年齢、性別、障害者別）
	128	10.3.1	過去 12 か月に個人的に国際人権法の下に禁止されている差別又は嫌がらせを感じたと報告した人口の割合
	129	10.4.1	GDP の労働分配率（賃金と社会保障給付）
	130	10.5.1	金融健全性指標
	131	10.6.1	国際機関における開発途上国のメンバー数及び投票権の割合
	132	10.7.1	移住先の国における年収に対する労働者の採用において発生した費用の割合
	133	10.7.2	十分に管理された移民政策を実施している国の数
	134	10.a.1	ゼロ関税の後発開発途上国及び開発途上国からの輸入に対し課した関税ラインの割合
	135	10.b.1	開発のためのリソースフローの総額（受援国及び援助国、フローの流れ（例：ODA、外国直接投資、その他）別）
	136	10.c.1	総送金額の割合に占める送金コスト
11	137	11.1.1	スラム、非正規の居住や不適切な住宅に居住する都市人口の割合
	138	11.2.1	公共交通機関へ容易にアクセスできる人口の割合（性別、年齢、障害者別）
	139	11.3.1	人口増加率と土地利用率の比率
	140	11.3.2	定期的かつ民主的に行われている都市計画及び管理において、市民社会構造に直接参加できる都市の割合
	141	11.4.1	全ての文化及び自然遺産の保全、保護及び保存における総支出額（公的部門、民間部門）（遺産のタイプ別（文化、自然、混合、世界遺産に登録されているもの）、政府レベル別（国、地域、地方、市）、支出タイプ別（営業費、投資）、民間資金のタイプ別（寄付、非営利部門、後援）
	142	11.5.1	10 万人当たりの災害による死者数、行方不明者数、直接的負傷者数
	143	11.5.2	災害によって起こった、グローバルな GDP に関連した直接的な経済損失、甚大なインフラ被害及び基本サービスの中断の件数
	144	11.6.1	都市で生成される廃棄物について、都市部で定期的に回収し適切に最終処理されている固形廃棄物の割合
	145	11.6.2	都市部における微粒子物質（例：PM2.5 や PM10）の年平均レベル（人口で加重平均したもの）
	146	11.7.1	各都市部の建物密集区域における公共スペースの割合の平均（性別、年齢、障害者別）
	147	11.7.2	過去 12 か月における身体的又は性的ハラスメントの犠牲者の割合（性別、年齢、障害状況、発生場所別）

	148	11.a.1	人口予測とリソース需要について取りまとめながら都市及び地域開発計画を実行している都市に住んでいる人口の割合（都市の規模別）
11	149	11.b.1	仙台防災枠組み 2015-2030 に沿った国家レベルの防災戦略を採択し実行している国の数
	150	11.b.2	仙台防災枠組み 2015-2030 に沿った地方レベルの防災戦略を採択し実行している地方政府の割合
	151	11.c.1	現地の資材を用いた、持続可能で強靱（レジリエント）で資源が効率的である建造物の建設及び改築に割り当てられた後開発途上国への財政援助の割合
12	152	12.1.1	持続可能な消費と生産（SCP）に関する国家行動計画を持っている、又は国家政策に優先事項もしくはターゲットとして SCP が組み込まれている国の数
	153	12.2.1	マテリアルフットプリント（MF）及び一人当たり、GDP 当たりの MF
	154	12.2.2	国内総物質消費量(DMC)及び1人当たり、GDP 当たりの DMC
	155	12.3.1	グローバル食品ロス指数（GFLI）
	156	12.4.1	有害廃棄物や他の化学物質に関する国際多国間環境協定で求められる情報の提供（報告）の義務を果たしている締約国の数
	157	12.4.2	有害廃棄物の1人当たり発生量、処理された有害廃棄物の割合（処理手法ごと）
	158	12.5.1	各国の再生利用率、リサイクルされた物質のトン数
	159	12.6.1	持続可能性に関する報告書を発行する企業の数
	160	12.7.1	持続可能な公的調達政策及び行動計画を実施している国の数
	161	12.8.1	気候変動教育を含む、(i)地球市民教育、及び(ii)持続可能な開発のための教育が、(a) 各国の教育政策、(b) カリキュラム、(c) 教師の教育、及び (d) 児童・生徒・学生の達成度評価に関して、全ての教育段階において主流化されているレベル
	162	12.a.1	持続可能な消費、生産形態及び環境に配慮した技術のための研究開発に係る開発途上国への支援総計
	163	12.b.1	承認された評価監視ツールのある持続可能な観光戦略や政策、実施された行動計画の数
	164	12.b.2	GDP（生産及び消費）の単位当たり及び化石燃料の国家支出総額に占める化石燃料補助金
13	165	13.1.1	10 万人当たりの災害による死者数、行方不明者数、直接的負傷者数
	166	13.1.2	仙台防災枠組み 2015-2030 に沿った国家レベルの防災戦略を採択し実行している国の数
	167	13.1.3	仙台防災枠組み 2015-2030 に沿った地方レベルの防災戦略を採択し実行している地方政府の割合
	168	13.2.1	気候変動の悪影響に適応し、食料生産を脅かさない方法で、気候強靱性や温室効果ガスの低排出型の発展を促進するための能力を増加させる統合的な政策/戦略/計画（国の適応計画、国が決定する貢献、国別報告書、隔年更新報告書その他を含む）の確立又は運用を報告している国の数
	169	13.3.1	緩和、適応、影響軽減及び早期警戒を、初等、中等及び高等教育のカリキュラムに組み込んでいる国の数
	170	13.3.2	適応、緩和及び技術移転を実施するための制度上、システム上、及び個人における能力構築の強化や開発行動を報告している国の数
	171	13.a.1	2020-2025 年の間に 1000 億 US ドルコミットメントを実現するために必要となる1年当たりに投資される総 US ドル
	172	13.b.1	女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上させるメカニズムのために、専門的なサポートを受けている後開発途上国や小島嶼開発途上国の数及び財政、技術、能力構築を含む支援総額
14	173	14.1.1	沿岸富栄養化指数（ICEP）及び浮遊プラスチックごみの密度
	174	14.2.1	生態系ベースにアプローチを用いた管理が行われている国内の排他的経済水域の割合
	175	14.3.1	承認された代表標本抽出地点で測定された海洋酸性度（pH）の平均値
	176	14.4.1	生物学的に持続可能なレベルの水産資源の割合
	177	14.5.1	海域に関する保護領域の範囲
	178	14.6.1	IUU 漁業（Illegal（違法）・Unreported（無報告）・Unregulated（無規制））と対峙することを目的としている国際的な手段を実施する中における各国の進捗状況
	179	14.7.1	小島嶼開発途上国、後開発途上国及び全ての国々の GDP に占める持続可能な漁業の割合
	180	14.a.1	総研究予算額に占める、海洋技術分野に割り当てられた研究予算の割合
	181	14.b.1	小規模・零細漁業のためのアクセス権を認識し保護する法的/規制/政策/機関の枠組みの適応についての各国の進捗
	182	14.c.1	海洋及び海洋資源の保全と持続可能な利用のために「海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）」に反映されているとおり、国際法を実施する海洋関係の手段を、法、政策、機関的枠組みを通して、批准、導入、実施を推進している国の数
15	183	15.1.1	土地全体に対する森林の割合
	184	15.1.2	陸生及び淡水性の生物多様性に重要な場所のうち保護区で網羅されている割合（保護地域、生態系のタイプ別）
	185	15.2.1	持続可能な森林管理における進捗
	186	15.3.1	土地全体のうち劣化した土地の割合
	187	15.4.1	山地生物多様性のための重要な場所に占める保全された地域の範囲
	188	15.4.2	山地グリーンカバー指数
	189	15.5.1	レッドリスト指数
	190	15.6.1	利益の公正かつ衡平な配分を確保するための立法上、行政上及び政策上の枠組みを持つ国の数
	191	15.7.1	密猟された野生生物又は違法に取引された野生生物の取引の割合
	192	15.8.1	外来種に関する国内法を採択しており、侵略的外来種の防除や制御に必要な資金等を確保している国の割合
	193	15.9.1	生物多様性戦略計画 2011-2020 の愛知目標 2 に従って設定された国内目標に対する進捗
	194	15.a.1	生物多様性及び生態系の保全と持続的な利用に係る ODA 並びに公的支出
	195	15.b.1	生物多様性及び生態系の保全と持続的な利用に係る ODA 並びに公的支出

196	15.c.1	密猟された野生生物又は違法に取引された野生生物の取引の割合
16 197	16.1.1	10 万人当たりの意図的な殺人行為による犠牲者の数（性別、年齢別）
16 198	16.1.2	10 万人当たりの紛争関連の死者の数（性別、年齢、原因別）
199	16.1.3	過去 12 か月における身体的、精神的又は性的暴力を受けた人口の割合
200	16.1.4	自身の居住区地域を一人で歩いても安全と感じる人口の割合
201	16.2.1	過去 1 か月における保護者等からの身体的な暴力及び/又は心理的な攻撃を受けた 1 歳～17 歳の子供の割合
202	16.2.2	10 万人当たりの人身取引の犠牲者の数（性別、年齢、搾取形態別）
203	16.2.3	18 歳までに性的暴力を受けた 18～29 歳の若年女性及び男性の割合
204	16.3.1	過去 12 か月間に暴力を受け、所管官庁又はその他の公的に承認された紛争解決機構に対して、被害を届け出た者の割合
205	16.3.2	刑務所の総収容者数に占める判決を受けていない勾留者の割合
206	16.4.1	内外の違法な資金フローの合計額（US ドル）
207	16.4.2	国際基準及び手段に従って、適格な権威によって突き止められた、もしくは確立された違法な起源もしくは文脈によって捕らえられ、発見されもしくは引き渡された武器
208	16.5.1	過去 12 か月間に公務員に賄賂を支払った又は公務員より賄賂を要求されたことが少なくとも 1 回はあった人の割合
209	16.5.2	過去 12 か月間に公務員に賄賂を支払った又は公務員より賄賂を要求されたことが少なくとも 1 回はあった企業の割合
210	16.6.1	当初承認された予算に占める第一次政府支出（部門別、（予算別又は類似の分類別））
211	16.6.2	最近公的サービスを使用し満足した人の割合
212	16.7.1	国全体と比較して、公的機関（国及び地方議会、行政事務、司法）におけるポジション（性別、年齢別、障害者別、人口グループ別）の割合
213	16.7.2	意思決定が包括的かつ反映されるものであると考えている人の割合（性別、年齢、障害者、人口グループ別）
214	16.8.1	国際機関における開発途上国のメンバー数及び投票権の割合
215	16.9.1	行政機関に出生登録された 5 歳以下の子供の数（年齢別）
216	16.10.1	過去 12 か月間に殺人、誘拐、強制された失踪、任意による勾留、ジャーナリスト、メディア関係者、労働組合及び人権活動家の拷問について立証された事例の数
217	16.10.2	情報への公共アクセスを保障した憲法、法令、政策の実施を採択している国の数
218	16.a.1	パリ原則に準拠した独立した国立人権機関の存在の有無
219	16.b.1	過去 12 か月に個人的に国際人権法の下に禁止されている差別又は嫌がらせを感じたと報告した人口の割合
17 220	17.1.1	GDP に占める政府歳入合計の割合（収入源別）
221	17.1.2	国内予算における、自国内の税収が資金源となっている割合
222	17.2.1	OECD/DAC による寄与の GNI に占める純 ODA 総額及び後発開発途上国を対象にした額
223	17.3.1	海外直接投資（FDI）、ODA 及び南南協力の国内総予算に占める割合
224	17.3.2	GDP 総額に占める送金額（US ドル）
225	17.4.1	財及びサービスの輸出額に占める債務額
226	17.5.1	後発開発途上国のための投資促進枠組みを導入及び実施している国の数
227	17.6.1	各国間における科学技術協力協定及び計画の数（協力形態別）
228	17.6.2	100 人当たりの固定インターネットブロードバンド契約数（回線速度別）
229	17.7.1	環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散の促進を目的とした開発途上国のための承認された基金の総額
230	17.8.1	インターネットを使用している個人の割合
231	17.9.1	開発途上国にコミットした資金及び技術援助（南北、南南及び三角協力）のドル額
232	17.10.1	世界中で加重された関税額の平均
233	17.11.1	世界の輸出額シェアに占める開発途上国と後発開発途上国の割合
234	17.12.1	開発途上国、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国が直面している関税の平均
235	17.13.1	マクロ経済ダッシュボード
236	17.14.1	持続可能な開発の政策の一貫性を強化するためのメカニズムがある国の数
237	17.15.1	開発協力提供者による国々の結果枠組み及び計画ツールの利用範囲
238	17.16.1	持続可能な開発目標の達成を支援するマルチステークホルダー開発有効性モニタリング枠組みにおいて進捗を報告する国の数
239	17.17.1	官民、市民社会のパートナーシップにコミットした US ドルの総額
240	17.18.1	公的統計の基本原則に従い、ターゲットに関する場合に、各国レベルで完全に詳細集計されて作成された SDG 指標の割合
241	17.18.2	公的統計の基本原則に準じた国家統計法のある国の数
242	17.18.3	十分な資金提供とともに実施されている国家統計計画を持つ国の数（資金源別）
243	17.19.1	開発途上国における統計能力の強化のために利用可能となった資源のドル額
244	17.19.2	a) 少なくとも過去 10 年に人口・住宅センサスを実施した国の割合 b) 出生届が 100%登録され、死亡届が 80%登録された国の割合

※2017 年 12 月現在、指標数は 232 となっている。しかし、指標の中には、複数のゴールの進捗状況を管理するために重複して利用されるものが含まれるため、指標の通し番号は 244 までとなっている。

参考資料 3. SDGs グローバルインディケーター（指標）のローカライズの事例

国連統計局が提案している約 230 のグローバルインディケーターのうち、日本の自治体
が利用可能な形にローカライズした指標の例を以下に示します。なお、以下に示す指標リ
ストは暫定的なもので、今後も引き続き、データの収集可能性や指標の有効性に関して精
査し、ブラッシュアップを図る必要があります。その点にご留意ください。LI (Localized
Indicator)

表 1 自治体の SDGs 取組度を測るためのローカライズ指標の事例²⁶：
ゴール 11 について

ゴール	ターゲット	インディケーター	ローカライズ指標 (LI)		データソース
11. 包 括 的 で 安 心 か つ 強 靱 (レ ジ リ エ ン ト) で 持 続 可 能 な 都 市 お よ び 陣 限 居 住 を 実 現 す る	11.1 2030 年までに、全ての 人々の、適切、安全かつ安 価な住宅及び基本的サービ スへのアクセスを確保し、 スラムを改善する。	11.1.1 スラム、非正規の居住や不適 切な住宅に居住する都市人 口の割合	LI 11.1.1	ホームレス割合	厚生労働省社 会・援護局 「ホームレスの実 態に関する全国 調査結果につい て」
	11.2 2030 年までに、脆弱な立 場にある人々、女性、子供、 障害者及び高齢者のニー ズに特に配慮し、公共交通 機関の拡大などを通じた 交通の安全性改善により、 全ての人々に、安全かつ安 価で容易に利用できる、持 続可能な輸送システムへ のアクセスを提供する。	11.2.1 公共交通機関へ容易にアク セスできる人口の割合（性 別、年齢、障害者別）	LI 11.2.1	15 歳以上自宅外通勤・通学者で 鉄道・電車・バスを利用している 人口割合	総務省統計局統 計調査部国勢統 計課 「国勢調査」
	11.3 2030 年までに、包摂的か つ持続可能な都市化を促 進し、全ての国々の参加 型、包摂的かつ持続可能な 人間居住計画・管理の能力 を強化する。	11.3.1 人口増加率と土地利用率の 比率	LI 11.3.1.1	人口増減	総務省統計局 「国勢調査」
			LI 11.3.1.2	人口自然増減	厚生労働省 「被保護者調査」
			LI 11.3.1.3	人口社会増減	総務省統計局 「国勢調査」
			LI 11.3.1.4	市街化調整区域面積割合	国土交通省 「都市計画現況調 査」
			LI 11.3.1.5	市街化調整区域内人口割合	国土交通省 「都市計画現況調 査」
		11.3.2 定期的かつ民主的に行われ ている都市計画及び管理に おいて、市民社会構造に直 接参加できる都市の割合	LI 11.3.2	住民参加型まちづくり条例の策 定有無	(一財) 地方自治 研究機構 「法制執務支援シ ステム（例規デー タベース）」
	11.4 世界の文化遺産及び自然 遺産の保護・保全の努力を 強化する。	11.4.1 全ての文化及び自然遺産の 保全、保護及び保存におけ る総支出額（公的部門、民 間部門）（遺産のタイプ別 （文化、自然、混合、世界遺 産に登録されているもの）、 政府レベル別（国、地域、 地方、市）、支出タイプ別 （営業費、投資）、民間資金 のタイプ別（寄付、非営利 部門、後援））	LI 11.4.1	平均文化財保存事業費（補助金の 交付額）	文化庁 「文化財等補助金 等」

²⁶ 参考文献 [茂手木大貴, 2018]

11.5	2030 年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。	11.5.1 10 万人当たりの災害による死者数、行方不明者数、直接的負傷者数	LI 11.5.1	災害等の自然外因による死亡者割合	厚生労働省 「人口動態統計」
		11.5.2 災害によって起こった、グローバルな GDP に関連した直接的な経済損失、甚大なインフラ被害及び基本サービスの中断の件数	LI 11.5.2	災害復旧費割合	総務省統計局 「市町村別決算状況調」
11.6	2030 年までに、大気及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。	11.6.1 都市で生成される廃棄物について、都市部で定期的に回収し適切に最終処理されている固形廃棄物の割合	LI 11.6.1	廃棄物の最終収集割合	環境省 「廃棄物処理技術情報」
		11.6.2 都市部における微粒子物質（例：PM2.5 や PM10）の年平均レベル（人口で加重平均したもの）	LI 11.6.2.1	微小粒子状物質(PM2.5) 年平均値(μg/m3)	独立行政法人国立環境研究所 「環境 GIS」
			LI 11.6.2.2	光化学オキシダント (Ox) 濃度の昼間 1 時間値が 0.12ppm 以上であった日数	
			LI 11.6.2.3	窒素酸化物 (NOx) 年平均値(ppm)	
			LI 11.6.2.4	二酸化硫黄 (SO2) 年平均値(ppm)	
11.7	2030 年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。	11.7.1 各都市部の建物密集区域における公共スペースの割合の平均（性別、年齢、障害者別）	LI 11.7.1.1	面積当たりの図書館数、公民館数	総務省統計局 「市区町村のすがた」
			LI 11.7.1.2	面積当たりの図書館延面積、公民館面積	総務省 「公共施設状況調 経年比較表」
			LI 11.7.1.3	人口当たりの公園数	
			LI 11.7.1.4	人口当たりの公園面積	
			LI 11.7.1.5	面積当たりの公園面積	
		11.7.2 過去 12 か月における身体的又は性的ハラスメントの犠牲者の割合（性別、年齢、障害状況、発生場所別）	LI 11.7.2	人口当たりの性犯罪認知件数	警察庁刑事局 「犯罪統計書」
11.a	各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。	11.a.1 人口予測とリソース需要について取りまとめながら都市及び地域開発計画を実行している都市に住んでいる人口の割合（都市の規模別）	LI 11.a.1	指標候補を調査中	
11.b	2020 年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組 2015-2030 に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。	11.b.1 仙台防災枠組 2015-2030 に沿った国家レベルの防災戦略を採択し実行している国の数	11.b.1 11.b.2 11.c.1	地域防災計画の策定有無	総務省消防庁 「地方防災行政の現状」
		11.b.2 仙台防災枠組 2015-2030 に沿った地方レベルの防災戦略を採択し実行している地方政府の割合			
11.c	財政的及び技術的な支援などを通じて、後発開発途上国における現地の資材を用いた、持続可能かつ強靱（レジリエント）な建造物の整備を支援する。	11.c.1 現地の資材を用いた、持続可能で強靱（レジリエント）で資源が効率的である建造物の建設及び改築に割り当てられた後発開発途上国への財政援助の割合			

参考資料 4. 海外の自治体における SDGs の達成に向けた先駆的取組事例

1) ニューヨーク市（アメリカ）の事例²⁷

アメリカ合衆国ニューヨーク市では2015年4月に「OneNYC: The Plan for a Strong and Just City」と題する将来計画を発表しました。そして、SDGsが2015年9月に採択されたことを契機に同年12月にニューヨーク市長室が「Global Vision | Urban Action」と題した構想を発表し、ニューヨーク市の施策がSDGs達成に如何に貢献し得るかを纏めています。2016年4月までに二冊のSDGs関連パンフレットが発行されています。



図 1. ニューヨーク市が発行した二冊の SDGs 関連パンフレット

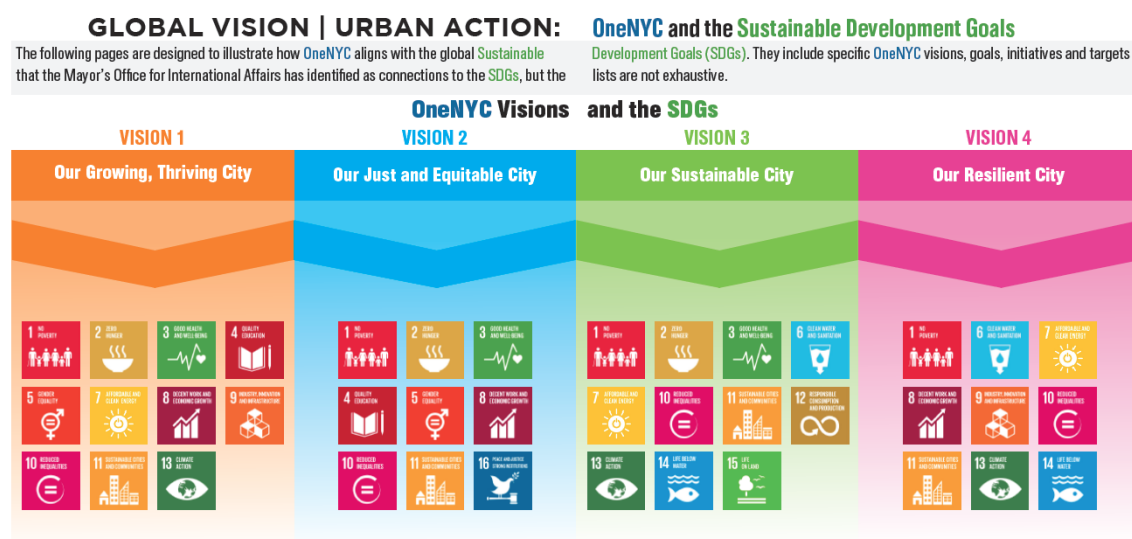


図 2. ニューヨーク市の政策と SDGs の関係を整理したイメージ図

²⁷ 出典: [New York City, Mayor's Office for International Affairs, 2015]



図 3. SDGs とニューヨーク市の政策の関係を整理したイメージ図

2) ボルティモア市（アメリカ）の事例

アメリカ合衆国メリーランド州のボルティモア市では、市内のボルティモア大学を中心としたチームが市の都市計画をレビューし、既存の都市計画の目標群を SDGs の 17 のゴールの枠組みに再編する作業が行われました。さらに、ボルティモア市に関連する統計データを収集し、SDGs の達成に向けた進捗状況の管理を開始しようとしています。市内の大学を中心としたグループは市内関係者を集めた会合も複数回にわたって開催し、将来に向けたボルティモア市サステナビリティプランの計画を練っています。



図 4. SDGs とボルティモア市の政策の関係を整理したイメージ図²⁸

3) サンノゼ市（アメリカ）の事例

アメリカ合衆国カリフォルニア州のサンノゼ市でもボルティモア市と同様、現地のサンノゼ州立大学（SJSU）の Hilary Nixon 教授らが率いるチームがサンノゼ市の既存の施策のレビューを実施し、SDGs の枠組みとの対応関係を精査しています。また、市職員と連携しながら同市のデータを収集し、SDGs 達成度を評価するシステムの開発を行っているという報告されています。シリコンバレーに立地するサンノゼ市では、現地の企業と協働して、SDGs 達成状況を誰もが容易に把握可能なポータルサイトの開発も行っています。

²⁸ 出典: [SDSN and the German government, 2016]

4) ドイツ都市連合の事例

ドイツ国内最大の都市間連携組織であるドイツ都市連合 (Deutscher Städtetag, 英語名: Association of German Cities) は 2015 年 9 月に「2030 アジェンダ取組宣誓書」を用意し、組織構成メンバーである各都市に署名を求めています。ドイツ国内の約 3,400 都市が加盟する連合が、各都市に SDGs の意義を理解し積極的に取り組むことを求めており、自治体レベルで SDGs に取り組む機運が高まっています。

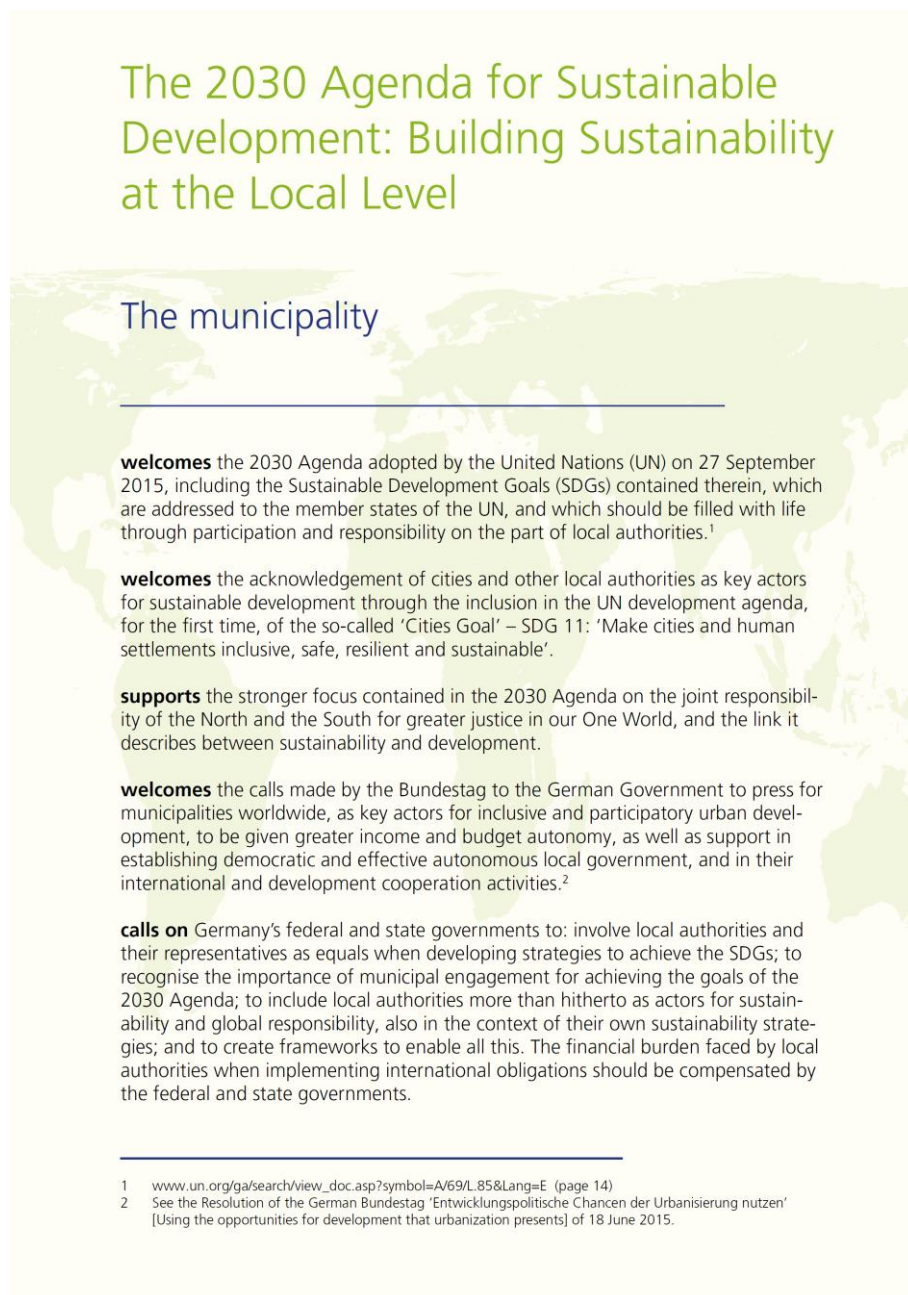


図 5. ドイツ都市連合による 2030 アジェンダ取組宣誓書²⁹

²⁹ 出典: [Association of German Cities, 2015]

5) オランダ地方自治体連合の事例

オランダ地方自治体連合（VNG）は、1912年に設立されたオランダ国内の自治体の連合組織であり、各自治体に対して助言や支援、成功事例の共有等を行っています。オランダ国内の自治体に対して、SDGs に対する認知向上を促すために、VNG は”Global Goals Municipal Campaign”を開始し、情報提供を開始しています。既にオランダ国内の約半数の自治体が参画しています。

SDGs に対する認知度向上のために、15年後の未来がどのような社会になっているか、市民をはじめとする様々な関係者に考えてもらい、自身の思い浮かべる 2030 年の将来像やそれまでに実現して欲しい願いを紙に書きだして「タイムカプセル」に封入するイベントが各所で行われています。



図 6. オランダ地方自治体連合が先導する
“Global Goals Municipal Campaign”
関連行事におけるタイムカプセル封入時の様子³⁰

³⁰ 出典: [VNG International, 2016]

参考資料 5. 「環境未来都市」構想に係わる自治体における先駆的取組事例

我が国では 2008 年から環境モデル都市構想がスタートし、その 3 年後にあたる 2011 年から「環境未来都市」構想がスタートしました。他の自治体にとって模範となる先駆的な取組にチャレンジする自治体を支援する枠組みとして機能しています。そして図 7 に示すように、これらの構想の先に位置づけられているのが SDGs 未来都市の取組です。「環境未来都市」構想に関連する取組事例等を図 8～10 に示します。以下、「持続可能な開発目標（SDGs）検討 WG」（主催：「環境未来都市」構想推進協議会）においてワークショップグループリーダーを務めた 6 つの都市における取組事例を紹介します。



参考資料図 7. 「環境未来都市」構想と SDGs 未来都市



図 8. 「環境未来都市」構想の概要紹介ウェブサイト

「環境未来都市」構想では、各都市が独自の取組を環境未来都市計画として取り纏めて、ウェブサイト上で公表しています。国連が「2030 アジェンダ」を採択する前から開始したプロジェクトのため、SDGsに取り組むことについては言及がないものの、持続可能な開発のために必要とされる経済、社会、環境のトリプルボトムラインに配慮しながら各都市が独自性のある取組を策定しているため、今後 SDGs に取り組むことを計画している多くの自治体にとっても参考になる情報が多分に含まれています。適宜ご参照下さい。

「環境未来都市」構想ウェブサイト：

<http://future-city.jp/>

内閣府地方創生推進事務局／

環境モデル都市・環境未来都市 取組概要紹介ウェブサイト：

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kankyo/>

1. 6つの都市の概要(「環境未来都市」構想)

■ 下川町

- 人口: 約3,445人(2015年4月現在)
- 面積: 644.20 km²
- 土地利用割合: 森林91%、農地5.5%
- 主な産業: 林業、林産業、農業

■ 富山市

- 人口: 約418,495人(2016年9月現在)
- 面積: 1,241.77 km²(うち、863.48 km²が森林)
- 特徴: 水深1,000mの「海の幸の宝庫」富山湾から標高3,000m級の立山連峰まで標高差4,000mの自然豊かな多様な地勢

■ 北九州市

- 人口: 約958,015人(2016年6月1日現在)
- 面積: 491.95 km²
- 特徴: アジアへのゲートウェイ、ものづくり、豊かな自然



■ 釜石市

- 人口: 約36,000人(2016年4月現在)
- 面積: 440.34 km²
- 土地利用割合: 森林89.2%
- 主な産業: 工業(機械製造業)、水産業

■ 東松島市

- 人口: 約40,200人(2016年4月現在)
- 面積: 101.86 km²
- 特徴: 海苔・牡蠣の養殖漁業、農業、航空自衛隊ブルーインパルス、特別名勝松島の美しい景観

■ 横浜市

- 人口: 約373万人(2017年1月現在)
- 面積: 435.290 km²
- 土地利用割合: 都市的利用(住宅、商業系等)81.3%、自然的利用(農地、山林等)18.7%
- 主な産業: サービス業、不動産業、卸・小売業、製造業

図 9. 環境未来都市の概要(横浜市、北九州市、富山市、下川町、東松島市、釜石市の事例)

■ 横浜市

都市臨海部と郊外部において、各地域の特徴を生かした取り組みを推進

郊外部 既存住宅地の住環境の維持

地域・民間事業者・行政・大学等の多様な主体が連携しながら、高齢者・子育て支援や住宅地等再生などの地域課題の解決に取り組み、持続可能な魅力あるまちづくりのモデルを創出しています。



マルシェイベント
(相鉄いづみ野駅周辺)



次世代郊外まちづくりフォーラム
(たまプラーザ)



団地の店舗施設を活用した
地域活動拠点 (洋光台)

都市臨海部

世界を魅了するもっともスマートな環境未来都市の創造

「みなとみらい2050プロジェクトアクションプラン」に基づき、みなとみらい21地区で公民連携による先進的なまちづくりを進め、環境ショーケースとして国内外へ発信しています。

エネルギー



グリーン



アクティビティ



エコ・モビリティ



上記の施策と関連するSDGs



■ 北九州市

城野「ゼロ・カーボン先進街区」の形成
(北九州市小倉北区)



官民連携による海外水ビジネス



図 10. 環境未来都市のSDGs 取組事例(横浜市、北九州市の事例)

■ 富山市

LRTネットワークの形成

「公共交通を軸としたコンパクトなまちづくり」の実現に向け、これまでにJR富山港線のLRT化や市内電車の環状線化に取り組んでおり、加えて富山駅高架下での路面電車の南北接続や市内電車の富山地方鉄道土滝線（鉄道線）への乗り入れなどを行うことにより、全長約25.3kmのLRTネットワークの形成を目指しています。



JR富山港線LRT化や市内電車環状線化により

- ①利用者数の大幅な増加
- ②温室効果ガスの排出削減
- ③高齢者の外出機会の創出
- ④沿線における住宅の新規着工件数の増加
- ⑤沿線観光施設等の入館者数の増加 等

多面的な地域活性化効果が発現

■ 下川町

Ⅰ. 一の橋バイオビレッジ創造～超高齢化集落再生～

- 「一の橋集落」⇒'10年 人口95人、高齢化率52.6%
- ◆現代的で高い断熱性・気密性を持つ環境配慮住宅導入
- ◆森林バイオマスを利用した熱エネルギー100% 自給
- ◆地域レストランや温室栽培、特産品開発など集落産業創出
- ⇒'14年 人口95人（維持）、高齢化率30.0%（－22.6%）



Ⅱ. 森林バイオマス活用によるエネルギー自給社会創造

地域の森林資源を最大活用したエネルギー自給と地域経済活性化
◆熱自給率 '15年45%⇒'20年47%、電力自給率'15年1%⇒'20年74%



■ 釜石市

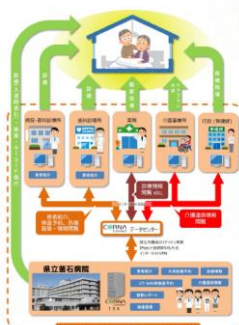
釜石版スマートコミュニティ

震災復興にあわせて多様なエネルギーを活用したスマートなまちづくりに取り組み、2015年春にはスマート復興公営住宅156戸が完成。全市で再生可能エネルギーの集積や地域エネルギーの見える化に取り組み、安全で快適な暮らしづくりを進めています。



地域包括ケアの推進

一生働くことが出来るよう、医療資源を効率的に利用して健康寿命を延伸するため、チーム釜石の活動成果として保健から介護までの異業種連携「OKはまゆりネット」を構築し、安心な暮らしづくりを進めています。



■ 東松島市

地産地消型「スマート防災エコタウン」



公営住宅と周辺の病院等に、災害時でも給電可能な太陽光発電、蓄電池、非常用発電機等を整備し、CEMSで制御。地域新電力(東松島みらいとし機構)から給電する低炭素型のエネルギー地産地消を推進しています。

「森の学校」自然環境学習の推進



震災で失われた小学校を再建するにあたり、国産材を100%使用し、隣接の市有林とともに自然環境学習が可能な「宮野森小学校」が29年1月に完成。

図 10(続き). 環境未来都市の SDGs 取組事例

(富山市、下川町、釜石市、東松島市の事例)

参考文献

参考文献

- Association of German Cities. (2015). Deutscher Städtetag - Englisch. 参照先: 2030 Agenda: Building Sustainability at the Local Level: http://www.staedtetag.de/imperia/md/content/dst/presse/2015/2030-agenda_nachhaltige_entwicklung_engl.pdf
- 5 Global taskforce of local and regional governments, UN-Habitat, UNDP. (2016). Roadmap for Localizing the SDGs: Implementation and monitoring at subnational level. 参照先: <http://unhabitat.org/roadmap-for-localizing-the-sdgs-implementation-and-monitoring-at-subnational-level/>
- GRI, United Nations Global Compact, WBCSD. (2015). SDG Compass. 参照先: The guide for
10 business action on the SDGs: http://sdgcompass.org/wp-content/uploads/2015/12/019104_SDG_Compass_Guide_2015.pdf
- ICLEI. (2015a). ICLEI Briefing Sheets 02. 参照先: Introducing a new Global Goal for Cities and Human Settlements: http://www.iclei.org/fileadmin/PUBLICATIONS/Briefing_Sheets/SDGs/02_-_ICLEI-Bonn_Briefing_Sheet__SDGsandCities_2015_web.pdf
- 15 ICLEI. (2015b). ICLEI Briefing Sheets 05. 参照先: Implementing the SDGs in cities: http://www.iclei.org/fileadmin/PUBLICATIONS/Briefing_Sheets/SDGs/05_-_ICLEI-Bonn_Briefing_Sheet_-_Implementing_SDGs_2015_web.pdf
- ICLEI. (2015c). ICLEI Briefing Sheets 04. 参照先: The importance of all SDGs for cities: http://www.iclei.org/fileadmin/PUBLICATIONS/Briefing_Sheets/SDGs/04_-_ICLEI-Bonn_Briefing_Sheet_-_Cities_in_each_SDG_2015_web.pdf
- 20 ISO. (2016). ISO 37101:2016(E) 2016 Sustainable development in communities - Management system for sustainable development- Requirements with guidance for use. Geneva, Switzerland.
- Jan Rotmans, René Kemp, Marjolein van Asselt. (2001). More evolution than revolution: transition management in public policy. Foresight, 3(1), 15-31. doi:<http://dx.doi.org/10.1108/14636680110803003>
- 25 New York City, Mayor's Office for International Affairs. (2015). Global Vision | Urban Action. 参照先: <https://www1.nyc.gov/site/international/programs/global-vision-urban-action.page>
- SDSN. (2016). Getting Started with the SDGs in Cities. 参照先: Getting Started with the SDGs
30 in Cities: <http://unsdsn.org/wp-content/uploads/2016/07/9.1.8.-Cities-SDG-Guide.pdf>
- SDSN and the German government. (2016). Getting Started with the SDGs in Cities. 参照先: <http://unsdsn.org/wp-content/uploads/2016/07/9.1.8.-Cities-SDG-Guide.pdf>
- Shun Kawakubo, Shuzo Murakami, Toshiharu Ikaga, Yasushi Asami. (2017). Sustainability assessment of cities: SDGs and GHG emissions. London: Taylor & Francis.
35 doi:10.1080/09613218.2017.1356120

- UCLG. (2015). The Sustainable Development Goals: What Local Governments Need to Know. 参
照先: https://www.uclg.org/sites/default/files/the_sdgs_what_localgov_need_to_know.pdf
- United Nations. (2015a). Transforming our world: the 2030 Agenda for Sustainable Development.
- United Nations. (2015b). Outcome document of the Third International Conference on Financing
5 for Development: Addis Ababa Action Agenda. 参照先: [http://www.un.org/ga/search/
view_doc.asp?symbol=A/CONF.227/L.1](http://www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=A/CONF.227/L.1)
- VNG International. (2016). Global Goals Municipality Campaign - VNG International. 参照先:
Global Goals gemeente campagne:
<http://www.vng-international.nl/our-projects/global-goals-municipality-campaign/>
- 10 WBCSD. (2008). Energy Efficiency in Buildings (EEB) Facts and Trends Full report. Atar Roto
Presse SA, Switzerland. 参照先: [http://immobilierdurable.eu/images/2128_uploads/
WBCSD_EEB_final_rapport_n_.pdf](http://immobilierdurable.eu/images/2128_uploads/WBCSD_EEB_final_rapport_n_.pdf)
- 蟹江憲史. (2017). 持続可能な開発目標とは何か.
- 外務省. (2016). SDGs（持続可能な開発目標） 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ. 参照先:
15 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000101402.pdf>
- 外務省. (2017). 国連ハイレベル政治フォーラム報告書. 参照先: [http://www.mofa.go.jp/
mofaj/files/000277580.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000277580.pdf)
- 環境省. (2009). 地球温暖化対策地方公共団体実行計画区域施策編（区域施策編）策定マニュアル（第
1 版）. 参照先: [http://www.env.go.jp/earth/ondanka/sakutei_manual/
20 manual0906/full.pdf](http://www.env.go.jp/earth/ondanka/sakutei_manual/manual0906/full.pdf)
- 首相官邸. (2016). 持続可能な開発目標（SDGs）実施指針. 参照先: [http://www.kantei.go.jp/
jp/singi/sdgs/dai2/siryou1.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/dai2/siryou1.pdf)
- 川久保俊, 伊香賀俊治, 村上周三, 浅見泰司. (2013). CASBEE 都市による全国市区町村の環境性能評
価. 日本建築学会環境系論文集 78(683), 63-72.
- 25 総務省. (2017). 持続可能な開発目標（SDGs）. 参照先: 持続可能な開発目標（SDGs）:
http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/kokusai/02toukatsu01_04000212.html
- 総務省. (2017). 持続可能な開発目標(SDGs) 指標仮訳. 参照先: [http://www.soumu.go.jp/main_
content/000470374.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000470374.pdf)
- 都市の環境性能評価ツール開発委員会（一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構に設置）. (2014).
30 建築環境総合性能評価システム CASBEE 都市 評価マニュアル(2013 年版). 一般社団法人
日本サステナブル建築協会（JSBC）.
- 茂手木大貴, 川久保俊, 村上周三他. (2018). 我が国の自治体における SDGs 達成に向けた取組度把握
のための指標に関する基礎研究. 2017 年度日本建築学会関東支部研究報告集.
- 35 .

あとがき

本ガイドラインは、国土交通省住宅局支援の下、一般財団法人建築環境・省エネルギー機構内に設置された「自治体 SDGs ガイドライン検討委員会（委員長：村上周三）」の活動成果の一部を取り纏めたものです。自治体の規模や経済、社会、環境等の諸条件は千差万別であることから、SDGs に取り組む体制や方法もその自治体固有の条件を十分に踏まえたものである必要があります。本資料は自治体が SDGs に取り組むための方法を一般論的に取り纏めたものです。自治体の置かれている事情は様々ですので、必要に応じてご参照頂き、各自自治体における取組の参考にして頂ければ幸いです。なお、本ガイドラインは 2017 年 3 月に公開した初版を改訂した第 2 版（2018 年 3 月時点）です。本資料に対するご意見やご感想、改善提案に関しましては、本頁末尾の連絡先までお寄せ頂ければ幸甚です。

2018 年 3 月

【ダウンロード先】 URL : <http://www.ibec.or.jp/sdgs/index.html>

15 【自治体 SDGs ガイドライン検討委員会】

委員長	村上周三	(一財) 建築環境・省エネルギー機構 理事長
幹事	川久保 俊	法政大学デザイン工学部建築学科 准教授
幹事	藤野 純一	(公財) 地球環境戦略研究機関都市タスクフォースプログラムディレクター
委員	浅見 泰司	東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻 教授
20 委員	伊香賀俊治	慶應義塾大学理工学部システムデザイン工学科 教授
委員	後藤 春彦	早稲田大学大学院創造理工学研究科建築学専攻 教授
委員	関 幸子	(株) ローカルファースト研究所 代表取締役
委員	三條 明仁	(独) 国際協力機構 社会基盤・平和構築部 次長兼 都市・地域開発グループ長
25 委員	吉田 哲郎	(公財) 地球環境戦略研究機関 主任研究員
協力委員	遠藤健太郎	内閣府地方創生推進事務局 参事官
協力委員	北田 透	国土交通省住宅局住宅生産課建築環境企画室 企画専門官
協力委員	秦 康之	環境省 大臣官房環境計画課 課長
専門委員	藤田省一郎	慶應義塾大学システムデザイン工学科 伊香賀俊治研究室
30 専門委員	石戸 拓朗	慶應義塾大学システムデザイン工学科 伊香賀俊治研究室
専門委員	荒深 凌馬	法政大学デザイン工学研究科建築学専攻 川久保俊研究室
専門委員	茂木 和也	法政大学デザイン工学研究科建築学専攻 川久保俊研究室
事務局	八木 一彰	(一財) 建築環境・省エネルギー機構建築研究部 部長
35 事務局	早津 隆史	(一財) 建築環境・省エネルギー機構建築研究部

【資料提供】

横浜市、富山市、北九州市、東松島市、釜石市、下川町

【お問い合わせ先】

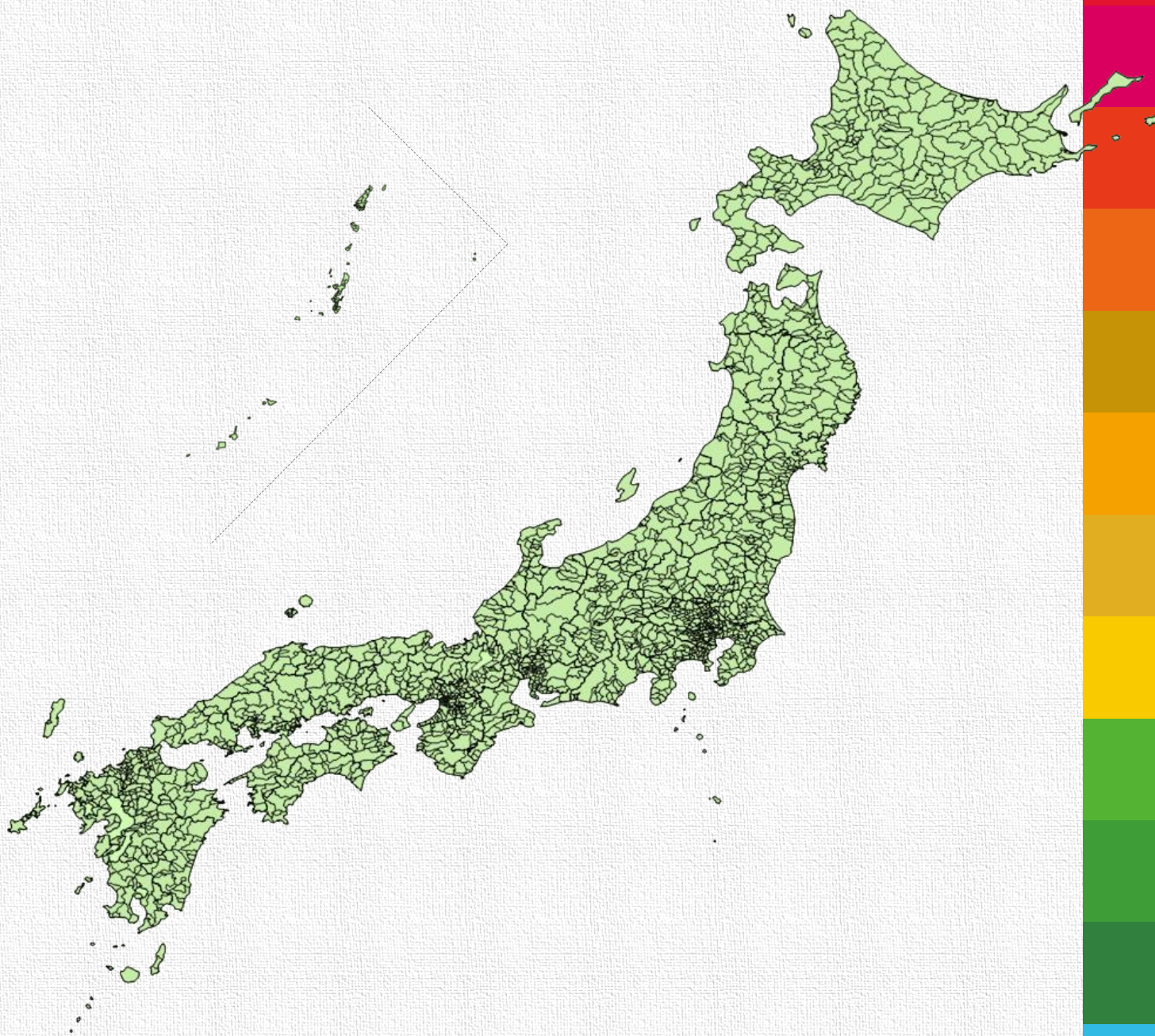
40 一般財団法人建築環境・省エネルギー機構 建築環境部
メールアドレス : sdgs-info@ibec.or.jp
電話 : 03-3222-6708 FAX : 03-3222-6696

私たちのまちにとっての SDGs（持続可能な開発目標）－導入のためのガイドライン－
2018 年 3 月版（Ver. 27.0）

<非売品>

初 版 平成 29 年 3 月 発行
第 2 版 平成 30 年 3 月 発行
編 集 自治体 SDGs ガイドライン検討委員会
発 行 一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構（IBEC）
〒102-0083 東京都千代田区麹町 3-5-1 全共連ビル麹町館
TEL 03-3222-6708 FAX 03-3222-6696

※不許複製



私たちのまちにとってのSDGs（持続可能な開発目標） -導入のためのガイドライン-（2018年3月版）

編集：自治体SDGsガイドライン検討委員会
発行：一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構（IBEC）



9784909107121

Copyright©2018